

2021 - 2040

館林市

都市計画マスタープラン

館林市の都市計画に関する基本的な方針

令和3(2021)年3月



館林市
Tatebayashi City

「住んでよし 訪れてよし 育みのまち たてばやし」を目指して

館林市では、令和6年度を目標年次とする「館林市都市計画マスタープラン」を平成17年3月に策定し、市民の皆様が安全で快適に暮らせるまちづくりに取り組んでまいりました。

しかし、策定から約15年が経過し、人口減少、少子高齢化、災害対策、環境問題など本市を取り巻く社会、経済情勢は大きく変化しており、持続可能で魅力あるまちづくりがより一層求められております。

このような背景を踏まえ、「館林市第6次総合計画」の策定に合わせて、本市の都市計画に関する基本的な方針を定める「館林市都市計画マスタープラン」を改定しました。

今回の計画では、将来都市像を平成31年に策定した「館林市立地適正化計画」と共通の「住んでよし 訪れてよし 育みのまち たてばやし」とし、これからの20年間で、産業や観光の活性化により市の活力を高め、持続可能な住民生活を実現するまちづくりを目指してまいります。

将来都市像を実現し、館林のまちを次世代へと守りつなげるためには、様々な分野や地域の方々が、それぞれの持てる力や立場をいかし、これまで以上に官民が連携して、まちづくりを進めていくことが重要となってまいります。

本市に関わるすべての皆様に、将来都市像の実現に向け、一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本計画策定にあたり、貴重なご意見、ご提案をいただきました市民の皆様、館林市都市計画基本方針等検討委員会委員の皆様をはじめ、ご協力をいただいた全ての皆様に心から感謝申し上げます。



令和3年 3月

館林市長 須藤和臣

第1章 都市計画マスタープランの位置づけと役割

(1) 都市計画マスタープランとは	2
(2) 都市計画マスタープランの役割	3
(3) 改定の背景	3
(4) 主な改定点	4
(5) 上位計画等	5
(6) 計画対象区域	9
(7) 目標年次	9
(8) 計画の構成	10

第2章 館林市の現状と都市づくりの課題

(1) 人口動向	12
(2) 土地利用	14
(3) 道路交通	16
(4) 産業(農業、商業、工業)	18
(5) 環境、歴史、文化	22
(6) 災害リスク	24
(7) 都市財政	26
(8) 都市計画マスタープランに反映すべき視点	28

第3章 全体構想(市全体の方針)

(1) 将来都市像と都市づくりの目標	32
(2) 将来都市構造	34
◆ 将来都市構造とは	34
◆ 将来都市構造における2つの考え方	35
◆ 市街化調整区域におけるまちのまとまりの方針	36
◆ 館林市が目指す将来都市構造	37
◆ 都市構造の再編プロセス	42

(3) 分野別基本方針	43
◆ 土地利用の基本方針	44
◆ 交通体系の基本方針(道路、公共交通)	49
◆ 都市環境の基本方針(公園緑地、下水道河川、 その他都市施設、都市景観)	53
◆ 都市防災の基本方針	55

第4章 地域別構想(地域ごとの方針)

(1) 地域別構想とは	59
(2) 館林地域	61
(3) 郷谷地域	67
(4) 大島地域	73
(5) 赤羽地域	79
(6) 六郷地域	85
(7) 三野谷地域	91
(8) 多々良地域	97
(9) 渡瀬地域	103

第5章 実現化方策(マスタープランの実現に向けて)

(1) 計画の実現に向けた取組	111
(2) 計画の実現に向けた仕組	113

参考資料

(1) 計画の改定経緯	117
(2) 館林市の都市計画	121
(3) 用語解説	123

第1章

都市計画 マスタープランの 位置づけと役割

本都市計画マスタープランは、都市計画法に基づき、館林市の都市計画に関する基本的な方針を定めるものです。

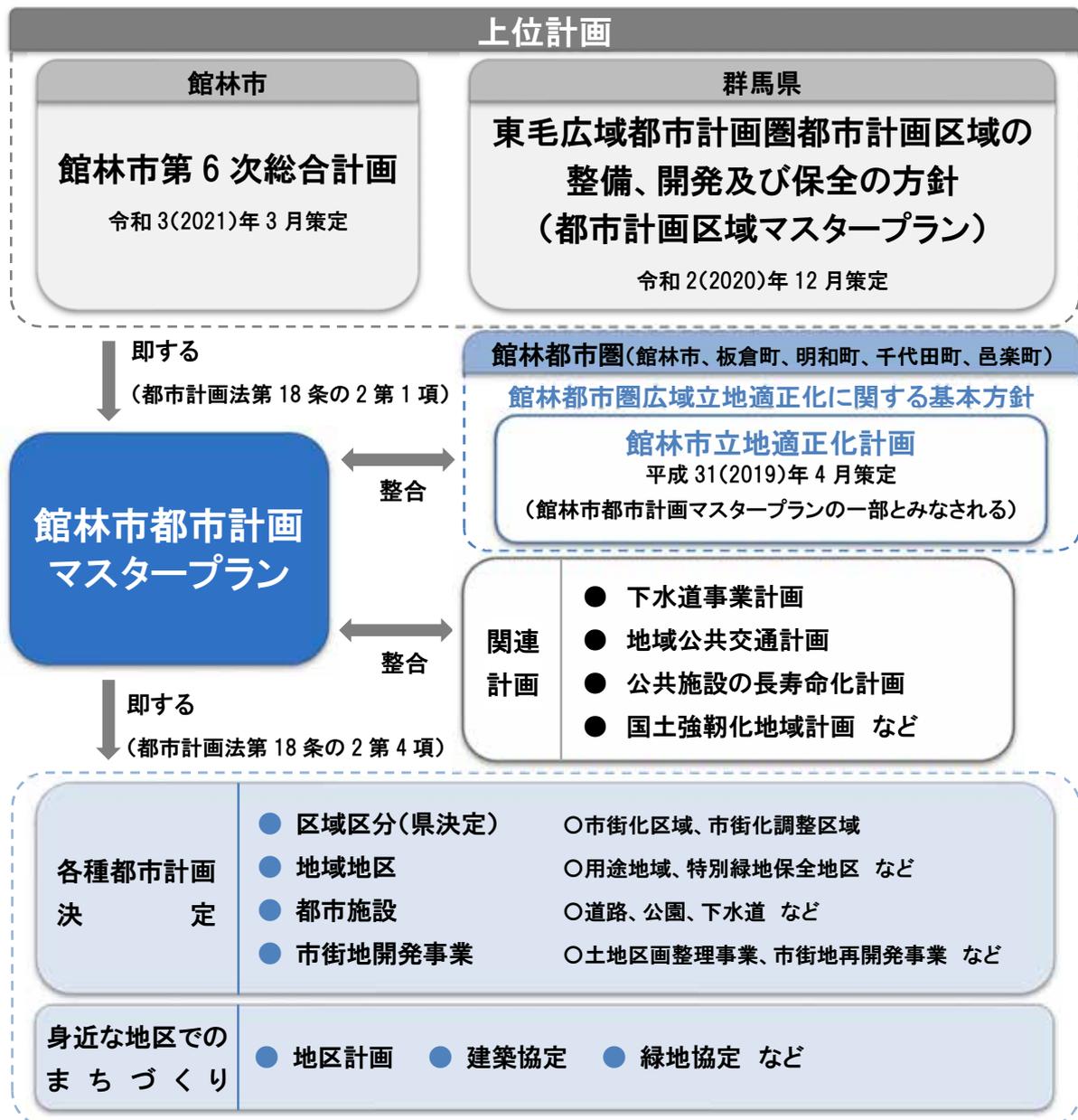
1

(1) 都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープランは、長期的視点に立った都市の将来像を明示し、その実現に向けての大きな道筋を明らかにするものです。近年、様々な社会構造の変化、自然災害リスクのなか、持続可能で活力のある地域づくりを進めるために、都市計画マスタープランの役割は増えています。

「館林市都市計画マスタープラン」は、都市計画法第 18 条の 2 に基づく市町村の都市計画に関する方針で、「館林市第 6 次総合計画」や県が定める「東毛広域都市計画圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)」に即して、都市の将来像や土地利用等の方針を明らかにし、市の都市計画に関する基本的な方針を定めるもので、用途地域や市街地開発事業等、市が定める個別の都市計画の決定や変更などの根拠となるものです。

【計画体系図】



(2) 都市計画マスタープランの役割

都市計画マスタープランは、市の総合計画に基づくまちづくりを都市計画の面から進めていく上で、以下のような役割があります。

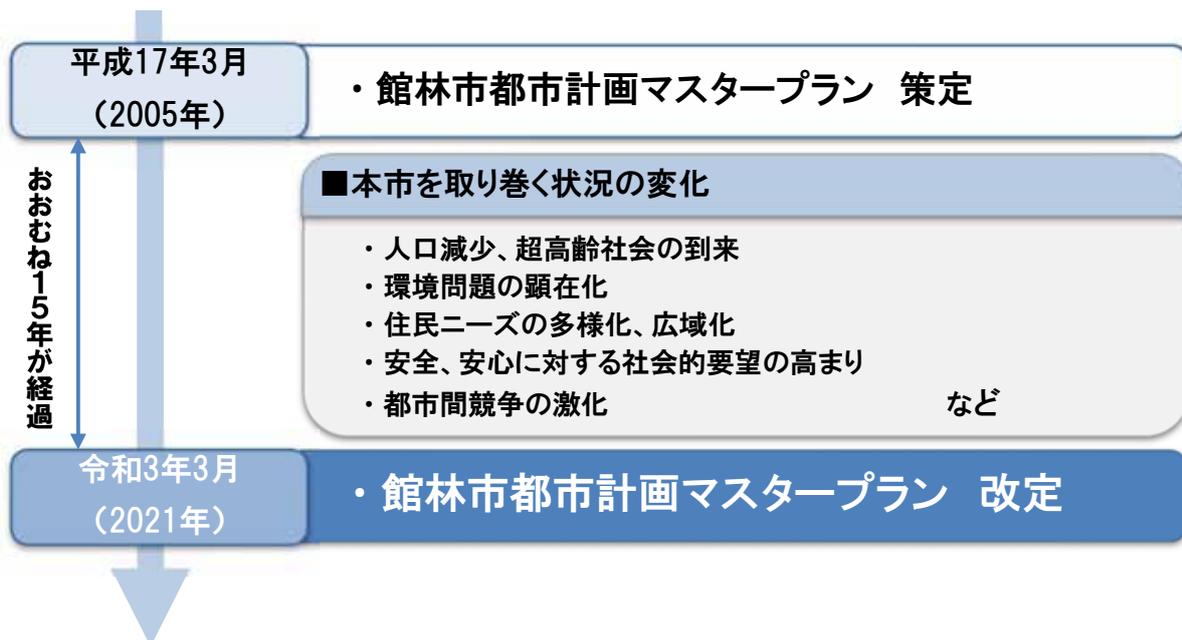
- 目指すべき将来像を明確にします。
- 市が定める都市計画の方針になります。
- 都市計画の総合性、一体性の確保を可能にします。
- 住民の理解や合意形成を図るための重要な位置づけとなり、具体的なまちづくりを進めるにあたっての効果があります。

(3) 改定の背景

本市は、平成 17(2005)年 3 月に令和 7(2025)年を目標年次とした都市計画マスタープランを策定しましたが、おおむね 15 年が経過し、本市を取り巻く社会情勢は大きく変化しています。また、国や県では、人口減少の進行や少子高齢化の進展、都市の低密度化に伴う都市機能の低下や公共施設の維持更新費用の増大が懸念されるなか、厳しい財政状況下においても持続可能な都市経営を可能にするため、集約型都市構造(コンパクトシティ)の形成を推進する必要性を示しており、本市としては、平成 31(2019)年 4 月にコンパクトなまちづくりを実現するため、生活に関わるサービス機能や居住の集積、誘導を図る「都市機能誘導区域」、「居住誘導区域」を指定した「館林市立地適正化計画」を策定しました。

こうした社会情勢の動きへの対応や館林市第 6 次総合計画等との整合を図るため、都市計画マスタープランを改定します。

【改定の背景】



第1章
都市計画マスタープランの
位置づけと役割

第2章
館林市の現状と
都市づくりの課題

第3章
全
体
構
想
(市全体の方針)

第4章
地
域
別
構
想
(地域ごとの方針)

第5章
実
現
化
方
策
(マスタープランの実現に向けて)

(4) 主な改定点

■ 「集約型都市構造」への転換を推進

人口が減少へと転じるなかで持続可能なまちとしていくために、より拠点性を重視した居住と都市機能の誘導による「集約型都市構造(コンパクトシティ)」への転換が求められています。

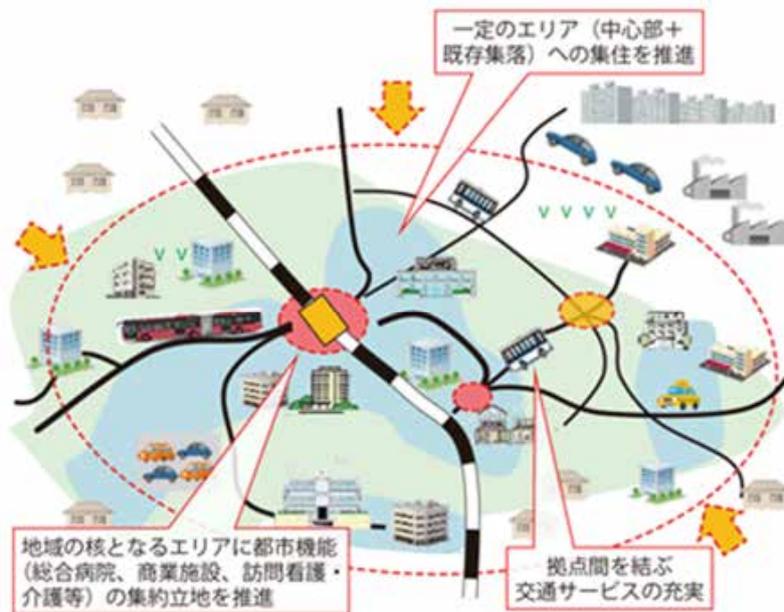
このため、平成 31(2019)年 4 月に策定した立地適正化計画における都市機能誘導区域や居住誘導区域の指定等と合わせ、本計画においてもコンパクトで持続可能な都市の実現に向けた方針を定めています。

■ 都市計画道路等の見直し

人口増加等による、市街地の拡大や交通需要の増加を見据えていた都市計画道路等についても、今後の人口規模に見合った都市構造に向けた見直しが必要となっています。また、持続可能なまちとしていくためには、拠点間を結ぶ交通サービスの充実等、公共交通ネットワークの再構築も必要となっています。

このため、交通体系の基本方針においては、拠点や土地利用の基本方針を踏まえた上で、コンパクト・プラス・ネットワークを実現するための方針を定めています。

【コンパクト・プラス・ネットワーク】



■ 地域別構想の策定

地域ごとに特性や課題を共有した特色あるまちづくりがより必要となっています。

このため、日常生活上の交流、コミュニティの範囲である行政区のまとまりごとの将来像等の方針を定めた「地域別構想」を新たに策定しました。

(5) 上位計画等

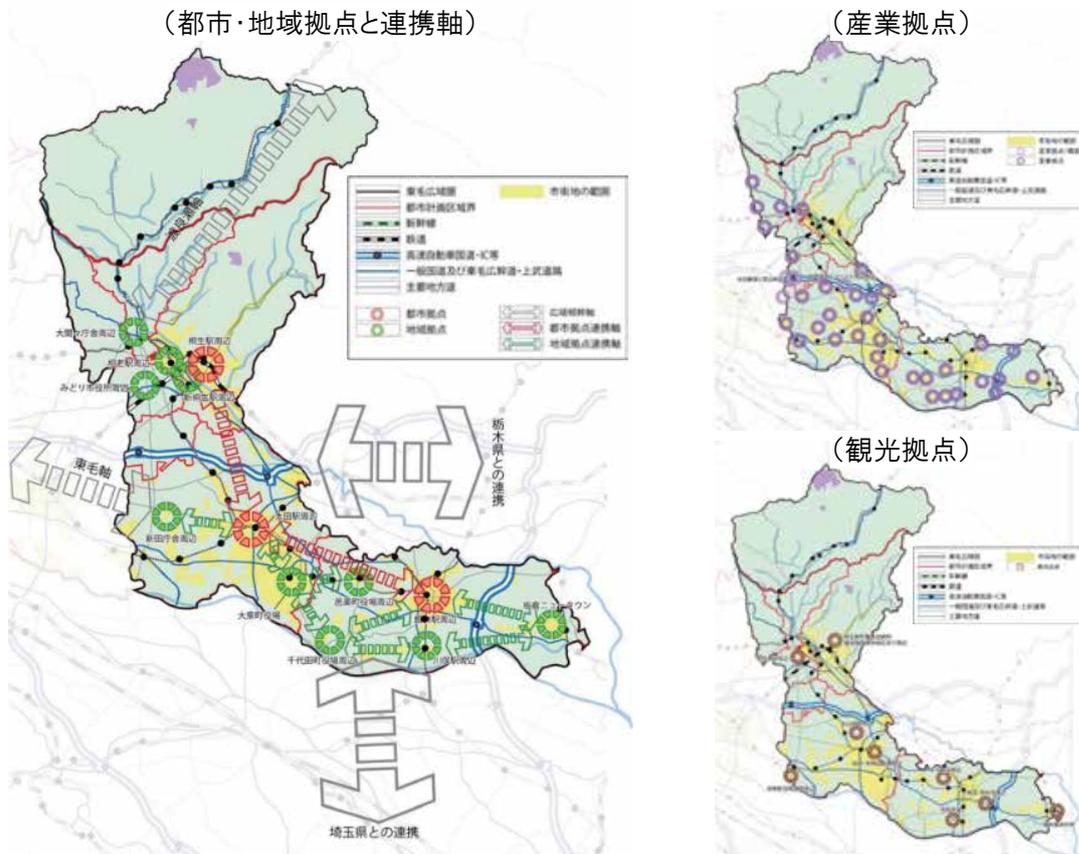
■「館林市第6次総合計画」 令和3(2021)年3月策定

- 目標年次：令和12(2030)年
- 将来都市像：里沼の息づく 次世代へ安心をつなぐ 暮らしやすいまち 館林
- 基本目的
 - 基本目的Ⅰ 安全と環境
「危機対応能力が高く 良好な生活環境で暮らせる 安全安心なまち」
 - 基本目的Ⅱ 福祉と健康
「地域で支え合い 生涯健康で暮らせる 幸福感の高いまち」
 - 基本目的Ⅲ 子育てと学び
「育てる幸せを感じ 生涯にわたり互いに学び続ける 家庭と文化を築くまち」
 - 基本目的Ⅳ 経済と都市
「都市と自然が調和し 人と産業が躍動する 魅力あるまち」
 - 基本目的Ⅴ 行政経営
「公民連携を推進し 地域経営の視点を持つ 持続可能なまち」

■「東毛広域都市計画圏 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

(都市計画区域マスタープラン)」 令和2(2020)年12月策定(群馬県)

- 目標年次：令和17(2035)年 都市づくりの基本理念、将来の都市構造
令和7(2025)年 土地利用、都市施設等の決定の方針
- 都市づくりの目標：ぐんまらしい 持続可能なまち
～ぐんまのまちの“個性”を活かして“まちのまとまり”をつくりだします～
- 東毛広域都市計画圏の都市構造図



第1章
都市計画マスタープランの
位置づけと役割

第2章
館林市の現状と
都市づくりの課題

第3章
全体構
想
(市全体の方針)

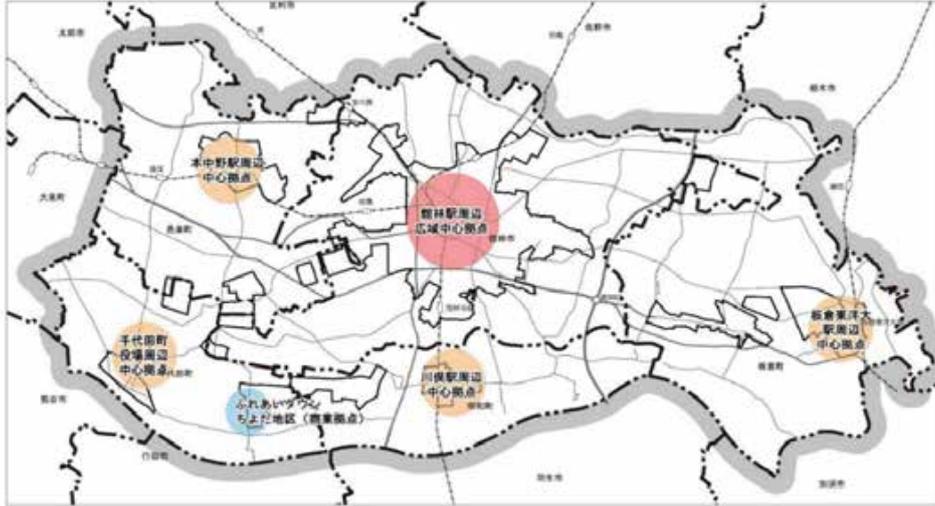
第4章
地域別構
想
(地域ごとの方針)

第5章
実現化方
策
(マスタープランの実現に向けて)

■「館林都市圏広域立地適正化に関する基本方針」

(館林市、板倉町、明和町、千代田町、邑楽町) 平成 29(2017)年 5 月

- 都市圏の基本目標：館林都市圏として広域連携を強化した快適で
活力あふれるコンパクトなまちづくり
- 都市機能誘導区域の設定に向けた拠点の設定



【館林駅周辺】

広域的な利用が見込まれる機能を維持し、各町に不足する機能を補完するために必要な都市機能を誘導するとともに、各町の中心拠点との連携を促進するための交通ネットワークの充実を図ることにより、都市圏全体の利便性を向上させる役割を担う拠点とします。

■「館林市立地適正化計画」 平成 31(2019)年 4 月策定

- 計画期間：令和 11(2029)年
- まちづくりの将来像：住んでよし 訪れてよし 育みのまち たてばやし
- まちづくりの目標

目標1：“人を育む”まちづくり

人口減少が進むなかで、“まち”が自立し持続していくために、子どもを安心して産み、子育てがしやすく、次世代を担う子どもたちが安全で安心して暮らし、育つことができる環境を整えるとともに、多様な世代が交流し、心豊かに暮らせるコミュニティが形成され、笑顔があふれるまちづくりを推進していきます。

- ・取組方針 1：安心して子どもが育つ環境づくり
- ・取組方針 2：多様な世代の交流を通じた地域の核となるコミュニティの場の形成

目標2：“暮らしを育む”まちづくり

暮らしの利便性、快適性、安全性を高め、人口密度を維持することで、すべての世代が暮らしやすいまちづくりを推進します。

- ・取組方針 1：住民ニーズや地域の役割に応じた都市機能の拡充と維持
- ・取組方針 2：暮らしやすい環境づくり

目標3：“人の交流を育む”まちづくり

地域の魅力を高め、交流人口を増やすとともに、都市圏全体を包括する都市機能の強化や都市間、地域間連携を促進することで、都市圏内外の人々が交流するまちづくりを推進します。

- ・取組方針 1：歴史、文化、自然などの地域の資源をいかしてまちの魅力を高める
- ・取組方針 2：館林都市圏の交流、連携の強化

■「館林市立地適正化計画」 平成 31(2019)年 4 月策定

●都市づくりの方針

①目指すべき都市構造の考え方

- ・行政機能や文化機能、商業機能、業務機能など、都市活動や日常生活に必要な都市機能が集積された拠点、また、歴史、文化資源をいかした交流空間など、地域の特性をいかした拠点を形成します。
- ・拠点間については、道路に加え、鉄道やバスの公共交通で構成される交通ネットワークを形成し、住民ニーズなど的確に捉えながら公共交通の維持、充実を図ることで、移動の利便性を高め、過度に自動車に頼ることなく暮らすことが可能なまちの形成を目指します。
- ・都市機能が集積された拠点としては、集積される都市機能や、それぞれの拠点が担うべき役割に応じた“中心拠点”及び“地域拠点”を位置づけます。

拠点の種類	役割など
中心拠点	主に館林都市圏、また市全域の住民を対象として、都市サービス（都市活動の中で利用することが可能な行政施設や金融機関、医療施設や文化施設などにより提供されるサービス）を提供し、都市活動を行う上で必要となる都市機能が確保されているとともに、今後、その機能の更新を進めるなどにより、機能の維持・拡充を図る拠点とします。
地域拠点	中心拠点との役割分担の中で、その機能を補完する機能を有するとともに、地域住民へ日常的に必要な生活サービス機能（日常生活で利用する商業施設や医療施設などにより提供されるサービス）を提供し、今後、その機能の更新を進めながら、機能の維持・拡充を図る拠点とします。

②拠点の設定

- ・拠点については、中心拠点として「館林駅周辺地区」、地域拠点として「成島沼南部地区」及び「成島沼南周辺地区」を位置づけます。



第1章
都市計画マスタープランの
位置づけと役割

第2章
館林市の現状と
都市づくりの課題

第3章
全体構
想
(市全体の方針)

第4章
地域別構
想
(地域ごとの方針)

第5章
実現化方策
(マスタープランの実現に向けて)

■「館林市立地適正化計画」 平成 31(2019)年 4 月策定

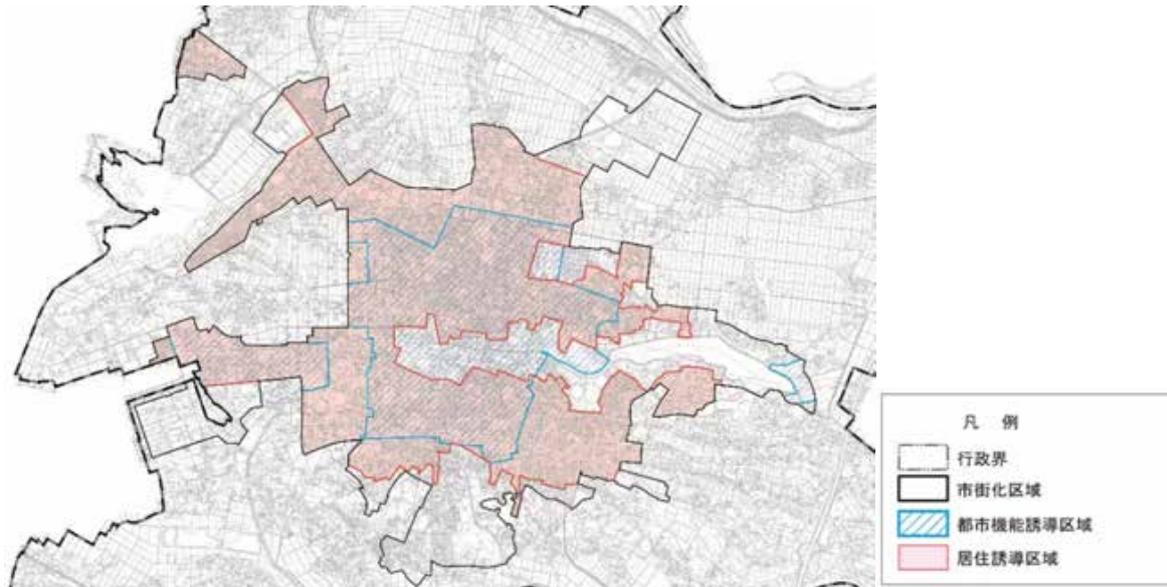
●都市機能誘導区域及び居住誘導区域

①都市機能誘導区域

・都市機能誘導区域は、中心拠点や地域拠点などで、行政機能、医療機能、商業機能などの誘導したい都市機能誘導施設を位置づけ、支援施策を明示することで施設の誘導を行い、都市サービスの効率的、効果的な提供を図る区域です。

②居住誘導区域

・居住誘導区域は、行政機能、医療機能、商業機能などの生活サービス機能が集積する地域の周辺、また、公共交通の沿線地域において、居住を誘導し、人口密度を維持する区域です。



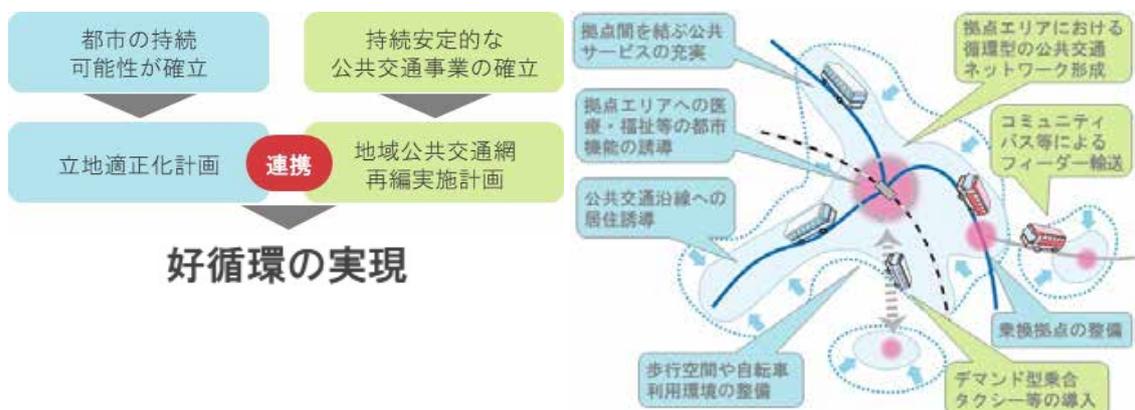
●立地適正化計画策定の背景と目的

これからのまちづくりは、人口減少の進行や高齢化の進展、ひっ迫する財政状況などに対応していきながら、誰もが暮らしやすいまちをつくり、持続していくことが大きな課題となっています。

課題を解決し、持続可能なまちとしていくためには、行政機能や商業機能、居住機能などを集約することでコンパクトなまち(拠点)を形成するとともに、公共交通を主体とした交通ネットワークで結ぶなど、都市全体の構造を見直していくことが求められています。

このため、平成 26(2014)年に都市再生特別措置法が改正され、行政と市民や民間事業者が一体となってまちづくりを推進していくため、立地適正化計画制度が創設されました。

多極ネットワーク型コンパクトシティ

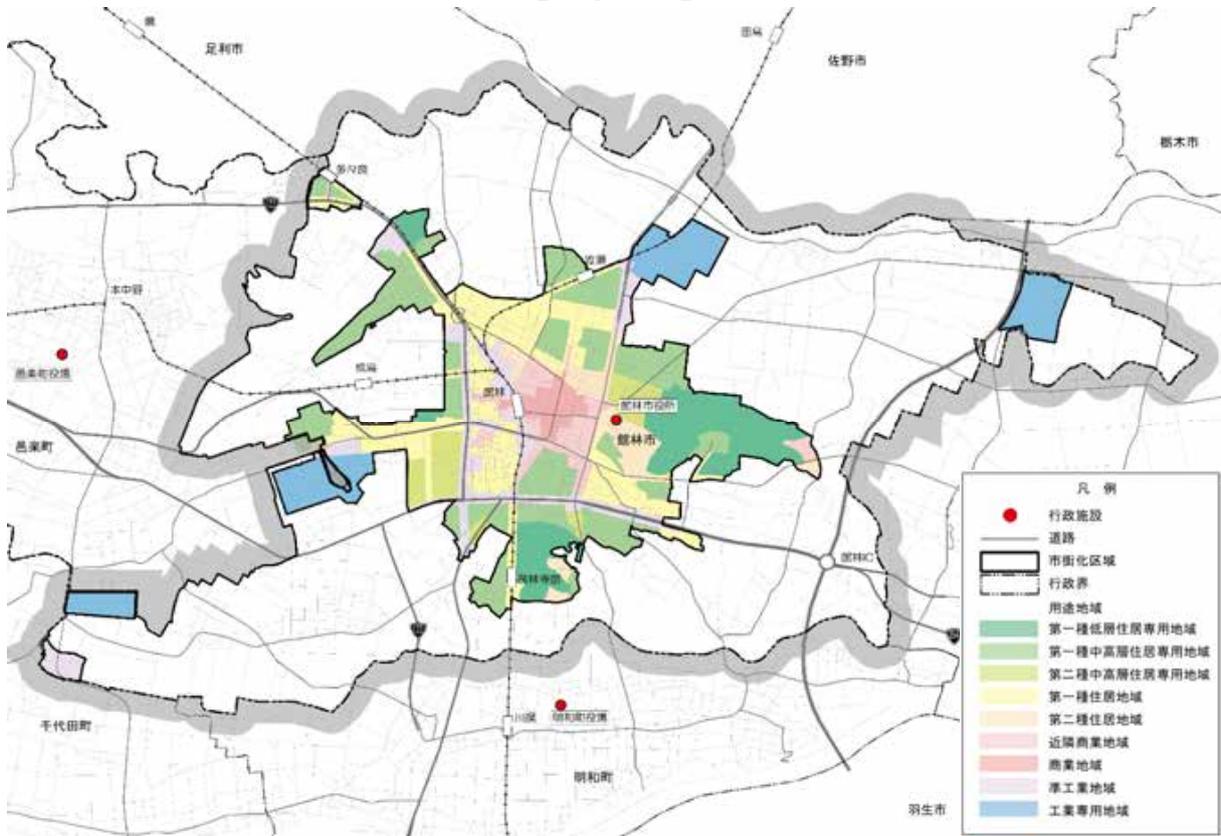


好循環の実現

(6) 計画対象区域

館林市の全域(6,097ha)を対象区域とします。

【対象区域】

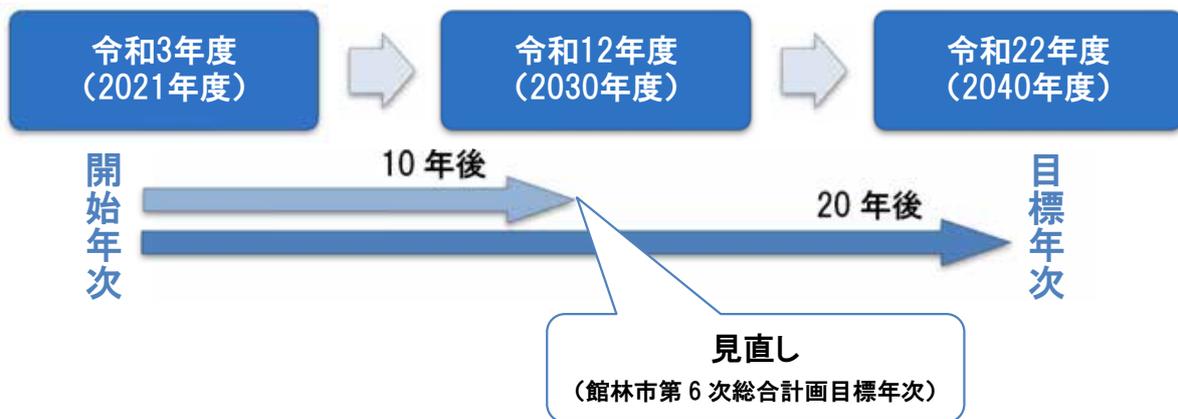


(7) 目標年次

中長期的な見通しをもった計画とするため、開始年次を令和 3(2021)年度とし、20 年後の令和 22(2040)年度を目標年次とします。なお、「館林市第 6 次総合計画」の目標年次である令和 12(2030)年度に見直しを行います。

ただし、想定していない社会情勢の変化などが生じた場合には、適宜見直しを行います。

【目標年次】



第1章
都市計画マスタープランの
位置づけと役割

第2章
館林市の現状と
都市づくりの課題

第3章
全
体
構
想
(市全体の方針)

第4章
地
域
別
構
想
(地域ごとの方針)

第5章
実
現
化
方
策
(マスタープランの実現に向けて)

(8) 計画の構成

都市計画マスタープランは、「都市計画マスタープランの位置づけと役割」、「館林市の現状と都市づくりの課題」、市全体の将来都市像や都市構造、分野別の方針を定める「全体構想」、全体構想を踏まえ地域ごとの基本方針を定める「地域別構想」、将来都市像の実現に向けた考え方を定める「実現化方策」の5つの項目により構成します。

【計画の構成】

第1章

都市計画マスタープランの位置づけと役割

- ・本計画の改定の背景や計画の位置づけ、計画期間、計画書の構成等を整理しています。

第2章

館林市の現状と都市づくりの課題

- ・社会情勢の変化や上位計画等を踏まえ、本市の現状及び都市づくりの主要な課題を整理しています。

第3章

全体構想(将来都市像、将来都市構造等)

- ・目指す将来都市像と目標を定めた上で、それを実現する将来都市構造を示しています。

全体構想(分野別基本方針)

- ・都市計画に関連する4つの分野の基本方針を整理しています。

土地利用

交通体系

都市環境

都市防災

第4章

地域別構想(8地域)

- ・市内を8地域に分け、全体構想を踏まえた地域ごとのまちづくりの方針を示しています。

館林地域

郷谷地域

大島地域

赤羽地域

六郷地域

三野谷地域

多々良地域

渡瀬地域

第5章

実現化方策(マスタープランの実現に向けて)

- ・まちづくりの具現化に向けた基本的な考え方を示しています。

第2章

館林市の現状と 都市づくりの課題

本都市計画マスタープランにおいて、都市づくりの基本理念などを定めるにあたり、都市の現状や都市づくりの課題について整理しています。

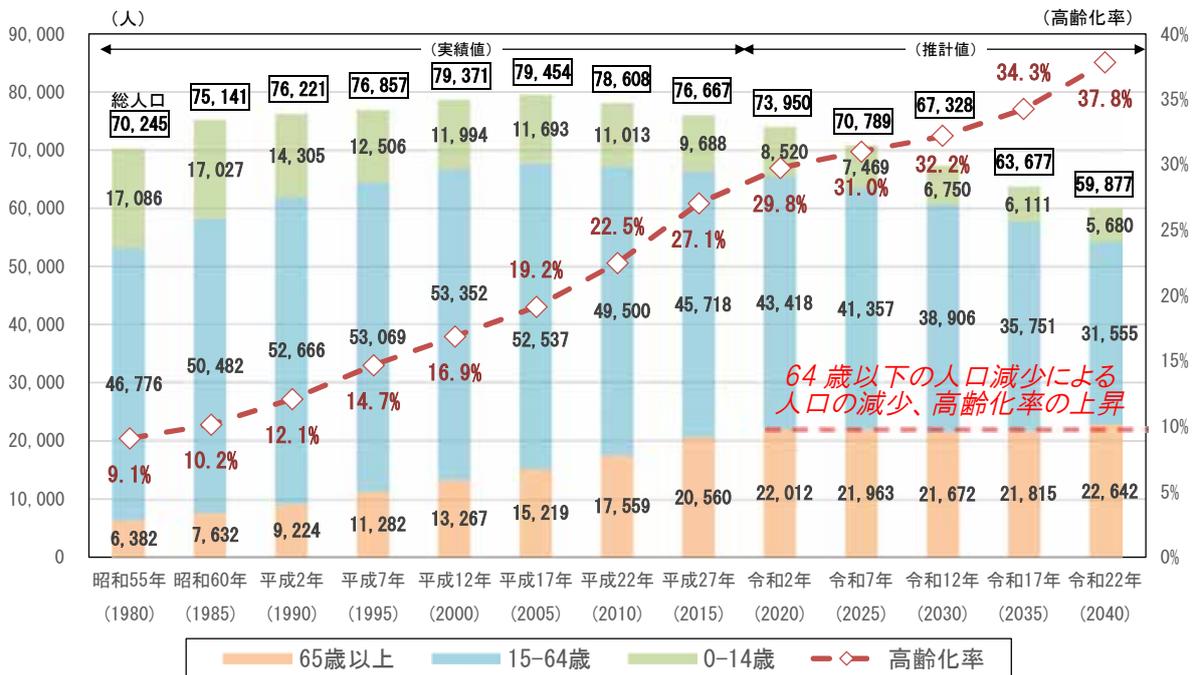
2

(1) 人口動向

本市の総人口は、平成 17(2005)年の 79,454 人をピークに減少傾向が続いており、令和 22(2040)年には 59,877 人と平成 27(2015)年の 76,667 人に比べて 21.9%減少することが予測され、高齢化も急速に進んでおり、平成 27(2015)年で 27.1%、令和 22(2040)年には 37.8%にまで上昇することが見込まれます。

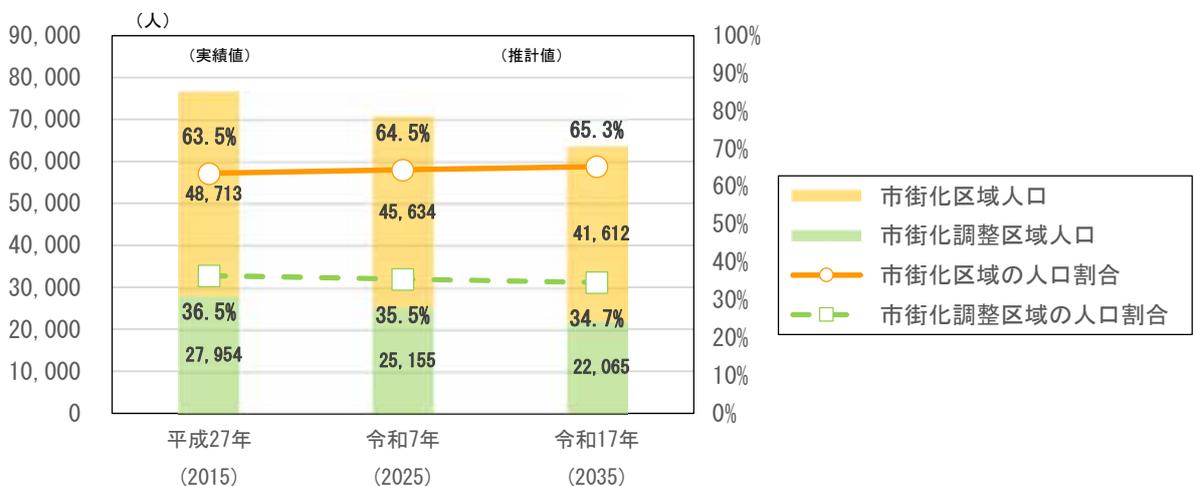
また、平成 27(2015)年の市街化区域内に居住する人口は 63.5%であるのに対し、市街化調整区域内は 36.5%であり、幹線道路沿道に比較的多くの人口が分布しています。今後の人口増減の推計では、市街化区域の人口減少が顕著である一方、市街化調整区域の一部では微増する見込みとなっています。

【年齢3区分別人口及び高齢化率の推移】



出典：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来人口推計平成 30(2018)年 3 月 30 日」

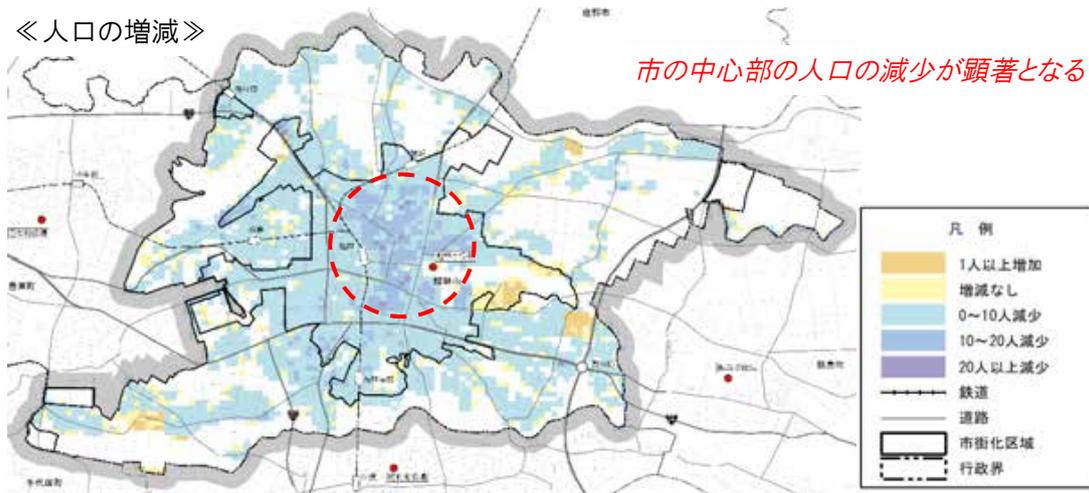
【市街化区域と市街化調整区域の人口推移】



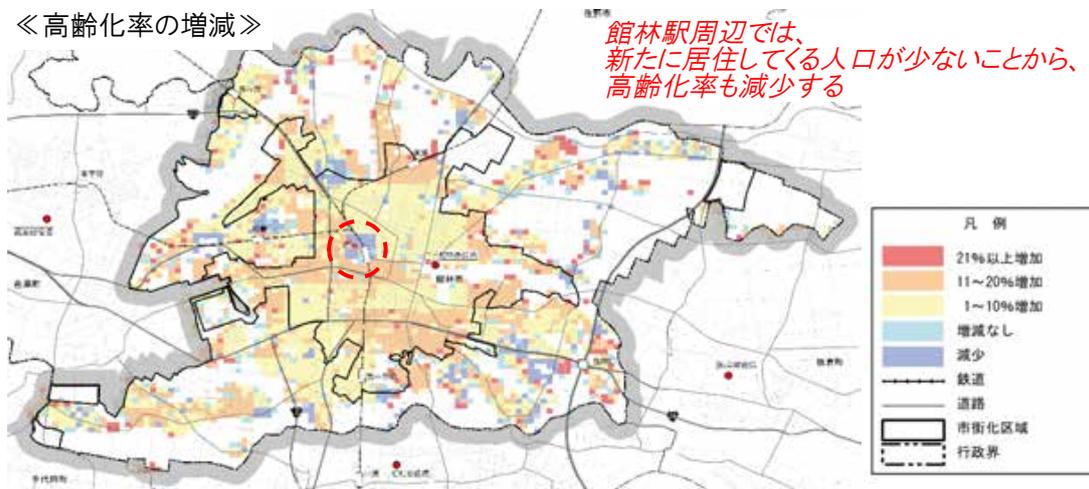
※国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来人口推計平成 30(2018)年 3 月 30 日」による推計値

【平成 27(2015)年→令和 22(2040)年の人口、高齢者数の増減(100m メッシュ別)】

《人口の増減》



《高齢化率の増減》



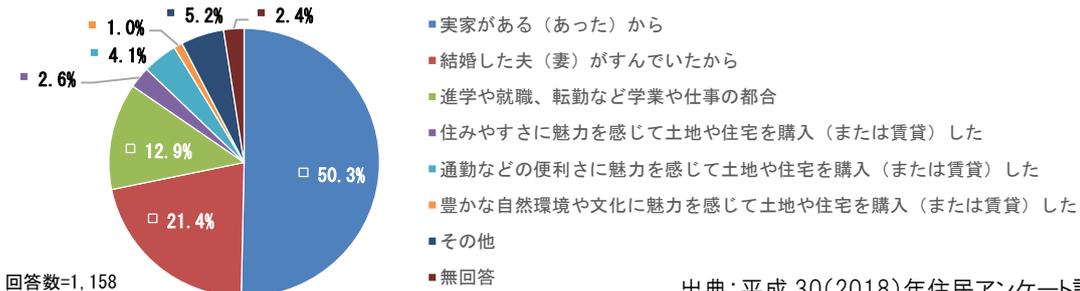
※国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来人口推計平成 30(2018)年 3 月 30 日」による推計値

課題1: 持続可能なまちづくりによる人口減少や高齢化への対応

今後は、人口減少に対応した都市構造を形成することが重要であり、これまで整備してきた都市基盤や既存施設を有効活用するとともに、人口減少下であっても一定の人口密度によって支えられてきた医療、福祉、商業施設等の都市機能の集積や公共交通網の見直しを図り、持続性の高いまちづくりへ転換することで、生活サービス水準やコミュニティが維持された暮らしやすい居住環境を形成していく必要があります。

住民の声: 館林市に住むようになった理由

本市に住むようになった理由としては、実家があることや結婚が大きな要因となっており、住みやすさや豊かな自然環境、文化等の魅力発信によるさらなる居住促進に取り組んでいく必要があります。



出典: 平成 30(2018)年住民アンケート調査

第1章
都市計画マスタープランの
位置づけと役割

第2章
館林市の現状と
都市づくりの課題

第3章
全体構
想
(市全体の方針)

第4章
地域別構
想
(地域ごとの方針)

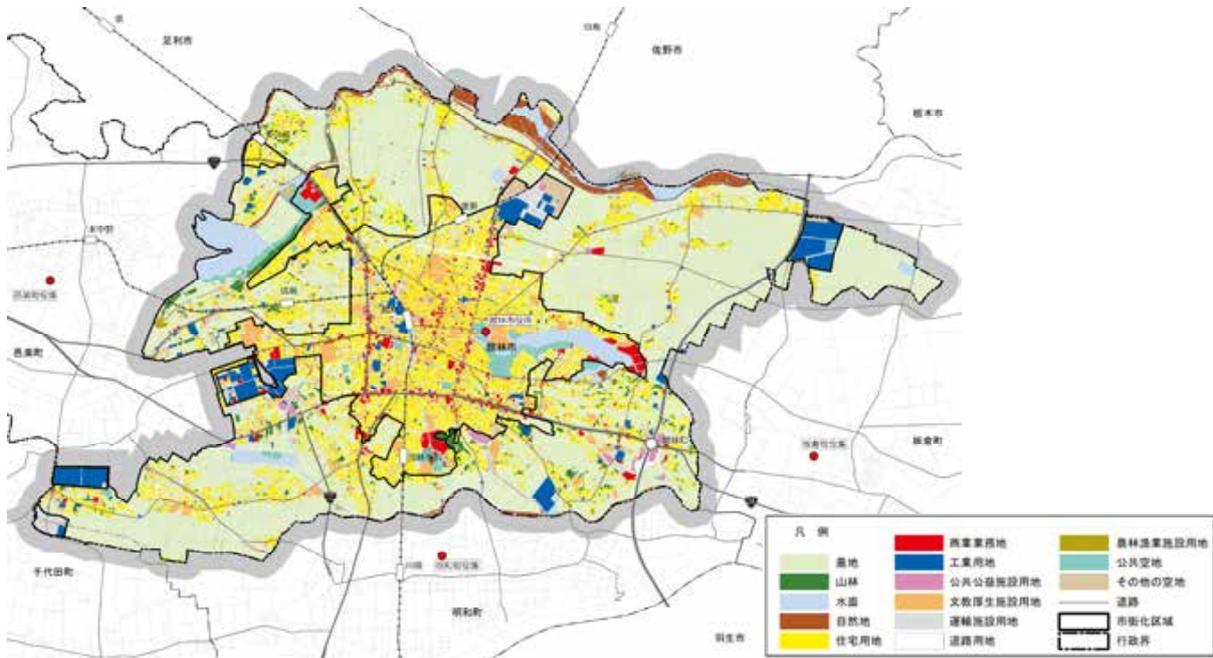
第5章
実現化方
策
(マスタープランの実現に向けて)

(2) 土地利用

本市では、市域全域を都市計画区域に指定し、そのうち約 28%が市街化区域となっており、市街地は、城下町を継承した旧館林町を原形として、周辺部に広がるように形成されています。人口集中地区(DID)は昭和 45(1970)年以降拡大している一方、人口密度は昭和 45(1970)年の 68.6 人/ha から低下が続いており、平成 27(2015)年には 41.3 人/ha にまで低下しています。また、近年は空き家等の増加が顕著に見られます。

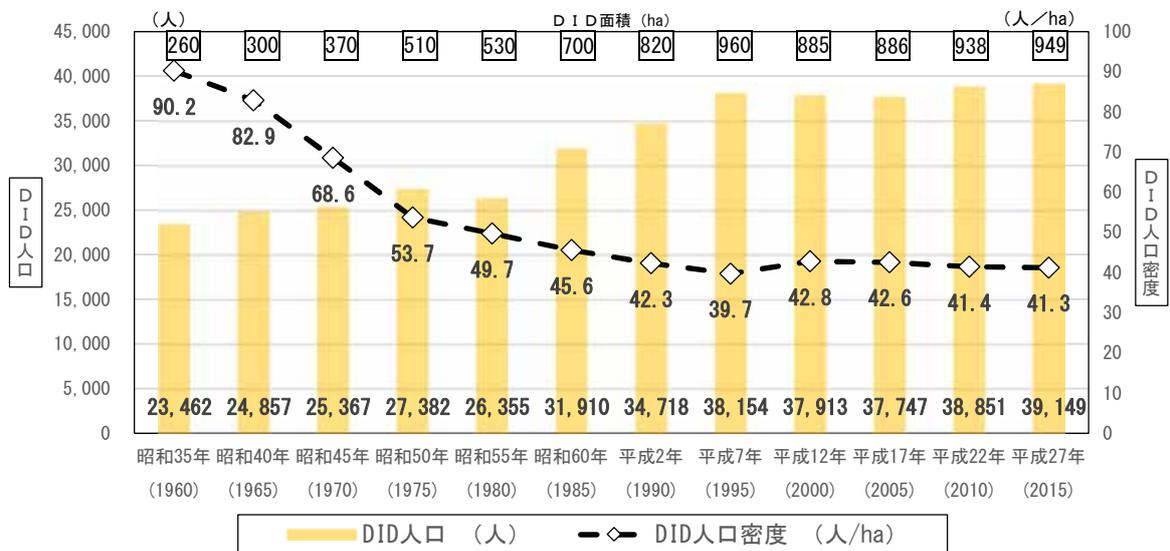
一方、市街化調整区域の大半は農地や水面等の自然的土地利用で構成され、一級河川渡良瀬川、一級河川利根川からなる豊かな水資源、肥沃な土壌をいかした農業の盛んな地域であり、区域区分以前の既存集落や住宅地が多数点在しています。

【平成 27(2015)年土地利用現況図】



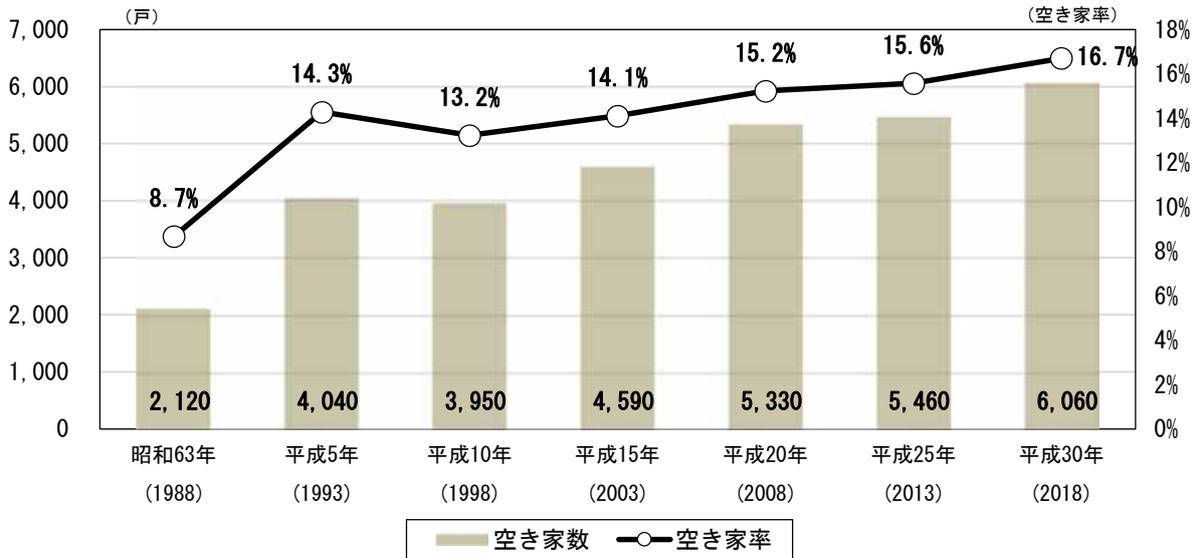
出典：平成 28(2016)年都市計画基礎調査

【人口集中地区の人口及び人口密度の推移】



出典：国勢調査

【空き家数及び空き家率の推移】



出典：住宅、土地統計調査

課題2: 自然の豊かさと市街地の暮らしやすさを両立する土地利用の規制、誘導

区域区分や用途地域等の都市計画制度や立地適正化計画により適切な土地利用の誘導を図り、市街地人口の低密度化及び無秩序な郊外開発を抑制するとともに、未利用地等の有効活用も必要となります。また、市街化調整区域における優良な農地や自然環境を保全しつつ、既存集落等の居住環境と営農環境が調和した土地利用の誘導を図っていく必要があります。

◎ 空き家等の有効活用に向けた取組事例「リノベーションスクール@たてばやし」

- 主催：館林商工会議所
- 企画、運営：株式会社リノベリング
- 共催：館林市/群馬県

空き家等の活用促進に向けた取り組みの一つとして、館林市の中心市街地に位置する「歴史の小径」及びその周辺の不動産オーナーから提供された遊休不動産を題材に、新たな活用に向けた事業計画を検討する「リノベーションスクール@たてばやし」が開催されました。



このまちの明日を彩ろう。

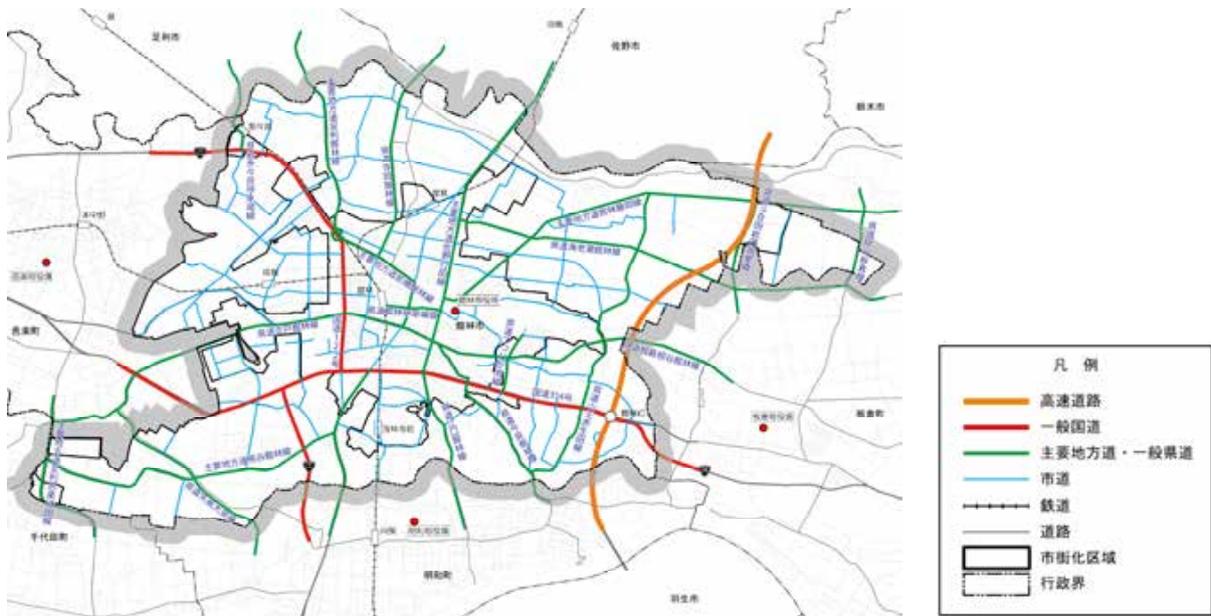
The 2nd
**RENOVATION
SCHOOL
@Tatebayashi**
2019.10.4 (FRI) ~ 10.6 (SUN)

(3) 道路交通

本市では、東日本の大動脈のひとつである東北自動車道(館林インターチェンジ)をはじめ、一般国道 2 路線、主要地方道 6 路線、一般県道 13 路線が通っており、広域圏における中心都市としての役割を担っています。

路線バスは、近隣の板倉町、明和町、千代田町、邑楽町と本市を結ぶ広域 6 路線が運行しており、館林駅を中心に放射線状に路線網を形成していますが、平成 27(2015)年のパーソントリップ調査では、公共交通(鉄道、バス)を利用する割合は 1 割に満たず、自動車への依存が高い傾向にあります。

【主要交通網】

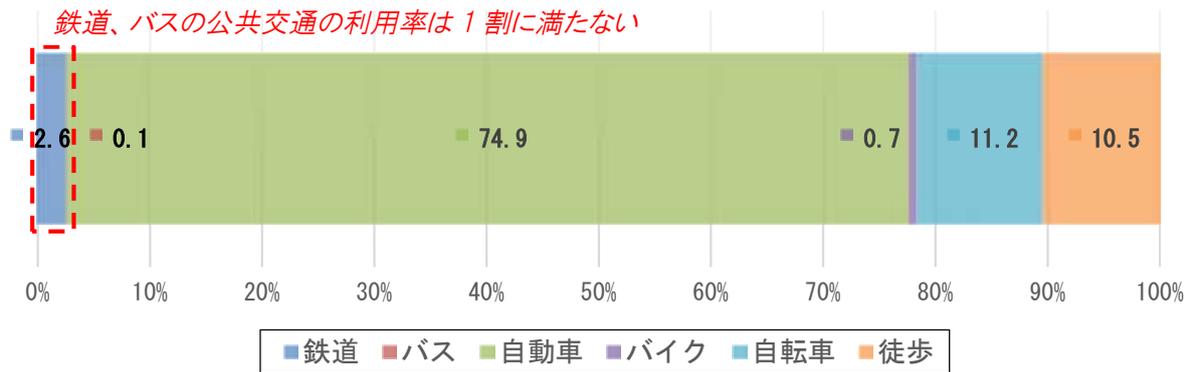


【公共交通(鉄道、路線バス)カバー圏域】



※バス路線は令和 2(2020)年 4 月 1 日時点

【代表交通手段構成比】



出典：平成 27(2015), 平成 28(2016)年群馬県パーソナルトリップ調査

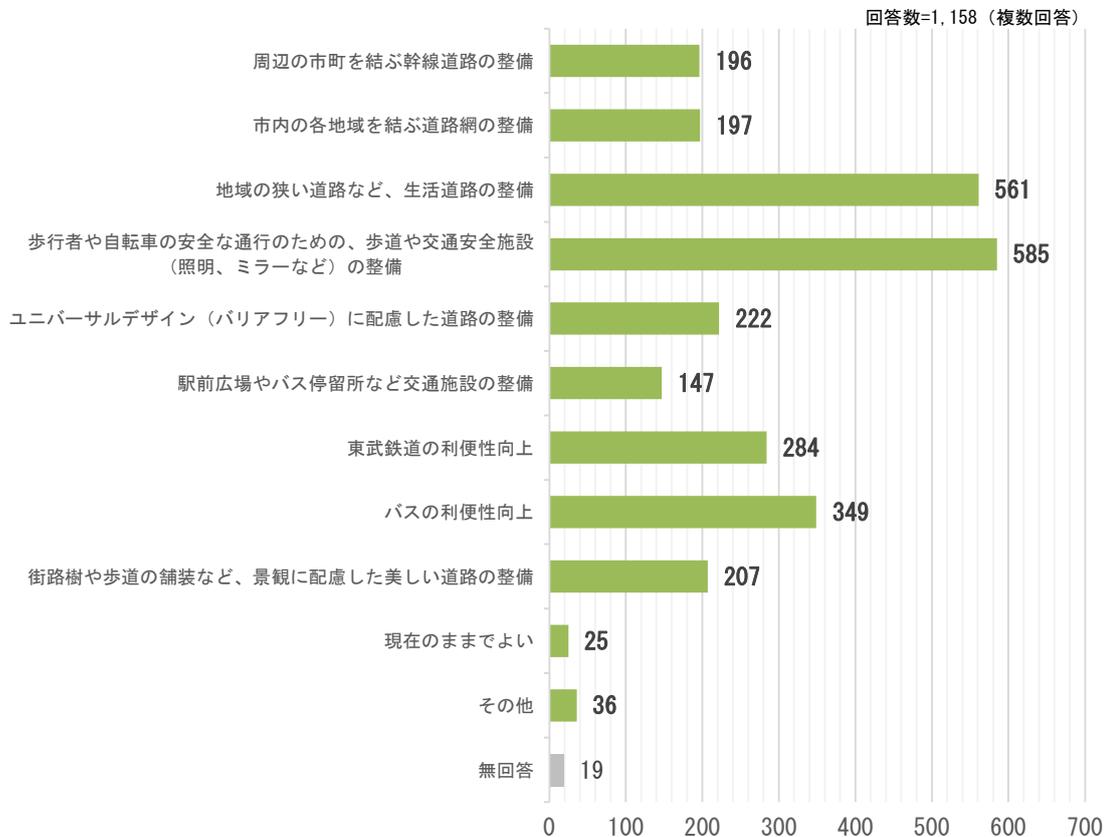
課題3: 広域都市圏の中心にふさわしい道路交通軸の形成

住民、来訪者の活動の場となる中心市街地の充実を図り、人、モノの流れや交流を効果的に促す、館林都市圏の中心にふさわしい広域連携軸、公共交通網の形成が重要です。

また、本格的な高齢社会への対応として、公共交通を軸とした移動環境の形成を図るとともに、徒歩や自転車での移動における安全性を確保していく必要があります。

◎ 住民の声: 道路や交通について期待すること

道路については、狭い道路の改善、歩行者や自転車の安全性確保、公共交通については、バスの利便性向上を期待する声が多くみられます。



出典：平成 30(2018)年住民アンケート調査

(4) 産業（農業、商業、工業）

■ 農業

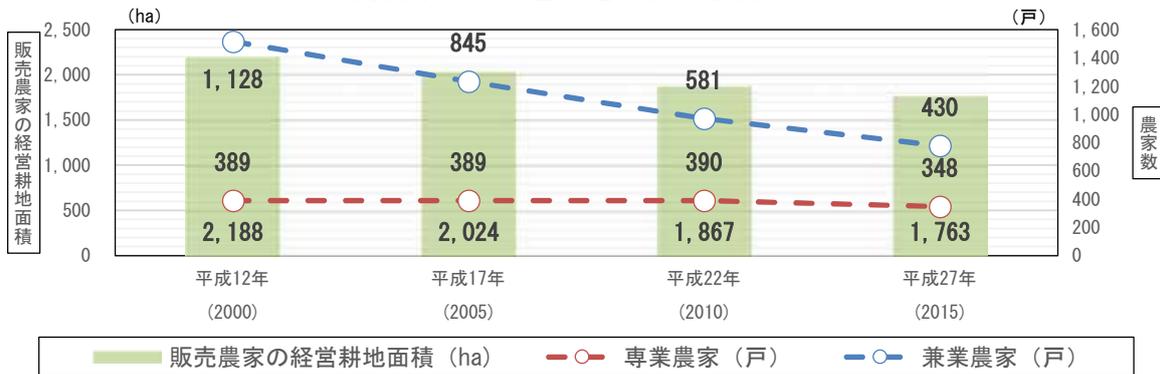
本市の農業は、米麦に加え、キュウリをはじめとする、トマト、ナス等の野菜の生産が盛んに行われており、近年の農業産出額は 60 億円前後で推移しています。経営耕地面積や専業及び兼業の農家数ともに減少傾向にあり、特に兼業農家の減少が著しくなっています。また、市街化調整区域においては幹線道路沿道や市街化区域の縁辺部で多く農地転用されています。

【農業産出額(推計)】



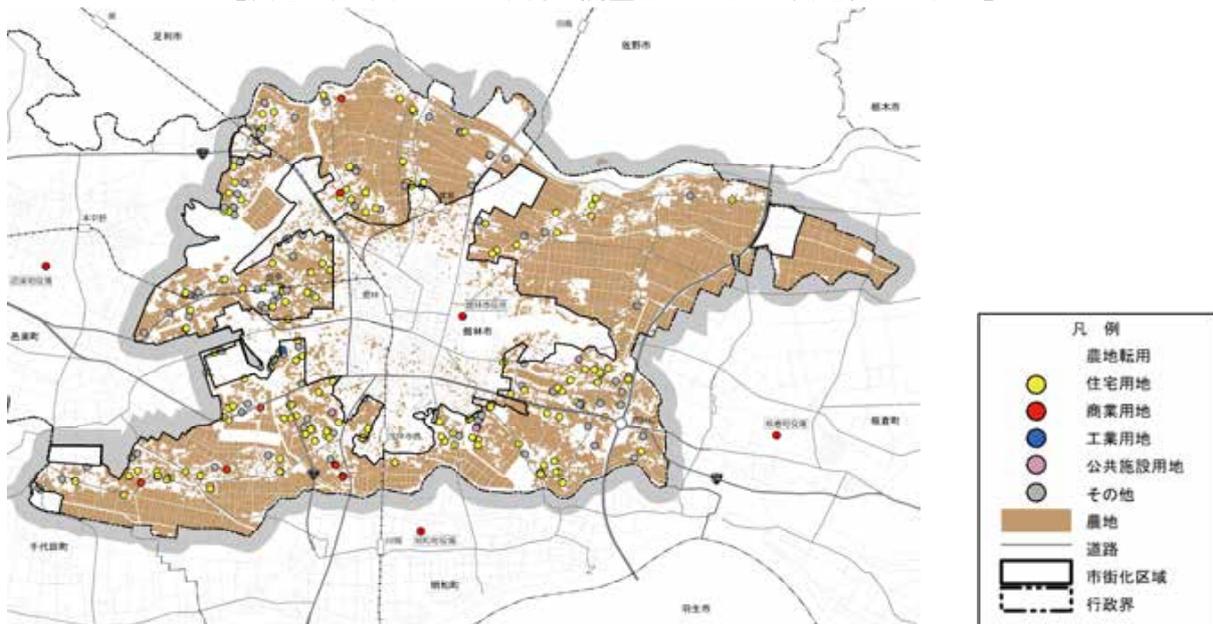
出典：農林水産省(農林業センサス結果等を活用した市町村別農業産出額の推計結果)

【農家数及び経営耕地面積の推移】



出典：農林業センサス

【農地の分布状況及び市街化調整区域における農地転用の状況】

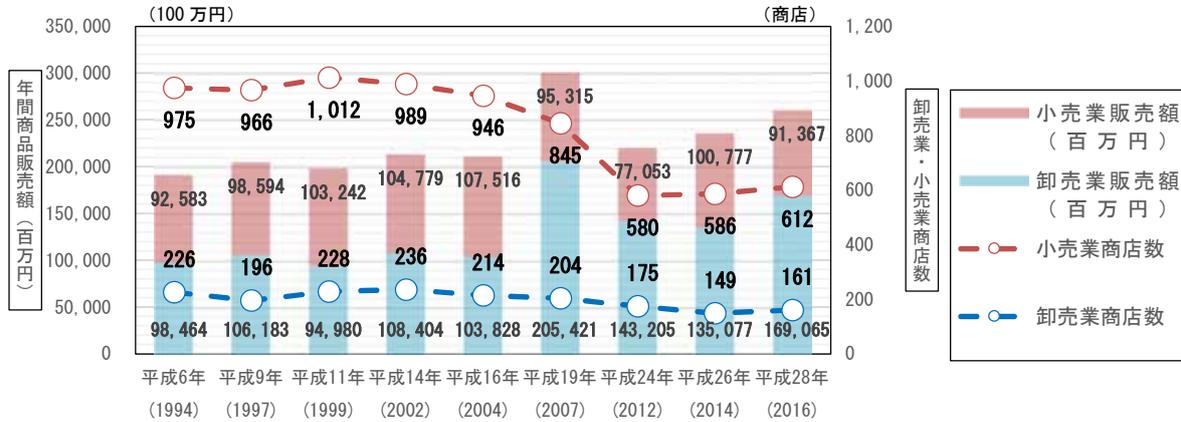


出典：平成 28(2016)年都市計画基礎調査

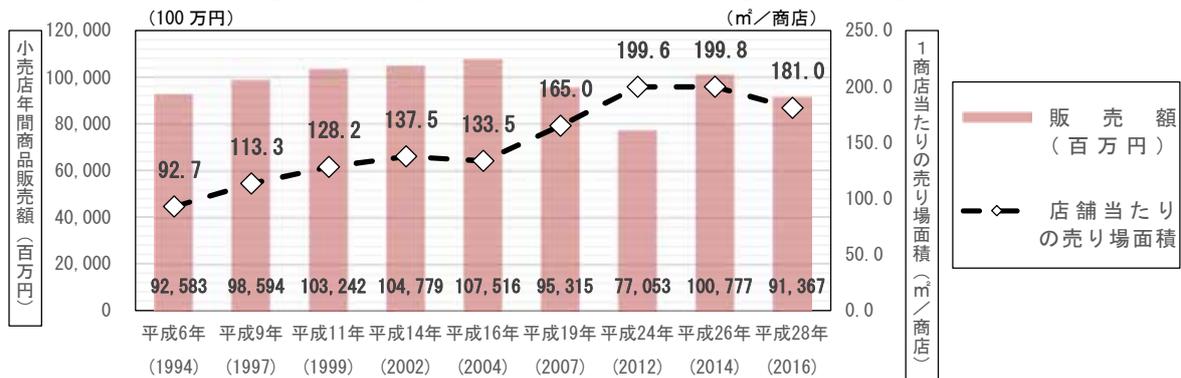
■ 商業

本市の小売業販売額は、平成 16(2004)年をピークに減少傾向となっており、小売業商店数も平成 11(1999)年をピークに減少傾向にあります。大規模店舗の出店等により商店あたりの売り場面積は、平成 26(2014)年までは拡大しておりましたが、近年は減少しています。

【卸売業、小売業年間商品販売額と商店数の推移】

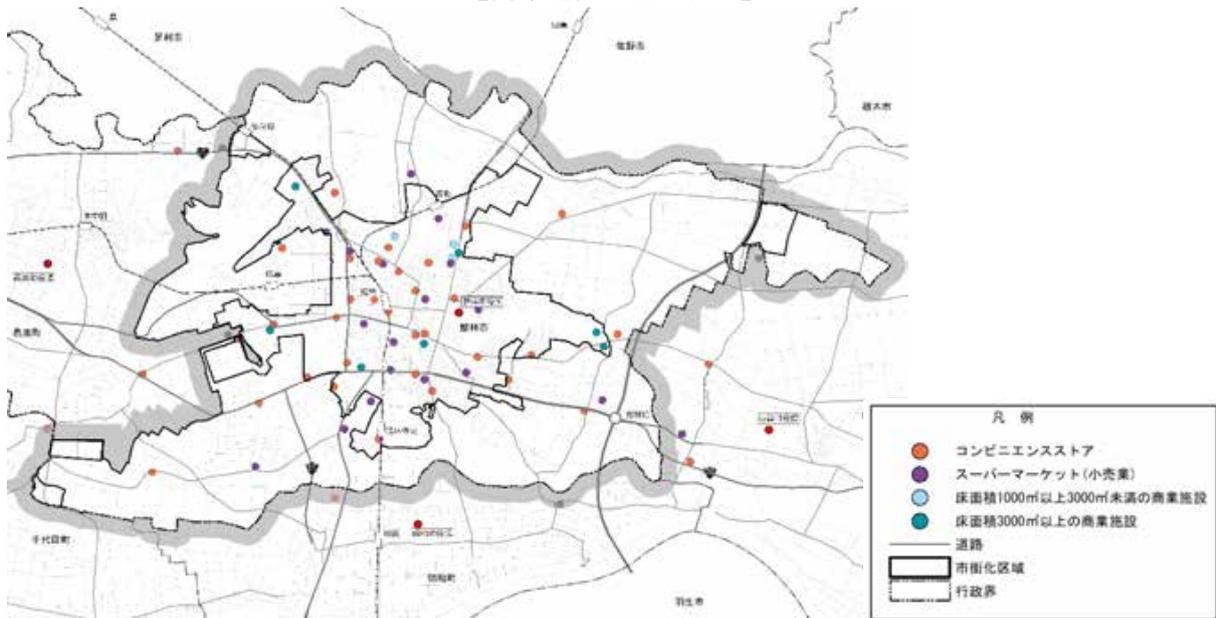


【小売業年間販売額と商店当たりの売り場面積の推移】



出典：商業統計調査

【商業施設の立地状況】



出典：NTT タウンページ、全国大型小売店総覧を基に作成 平成 30(2018)年 3 月時点

第1章 都市計画マスタープランの位置づけと役割

第2章 館林市の現状と都市づくりの課題

第3章 全体構想 (市全体の方針)

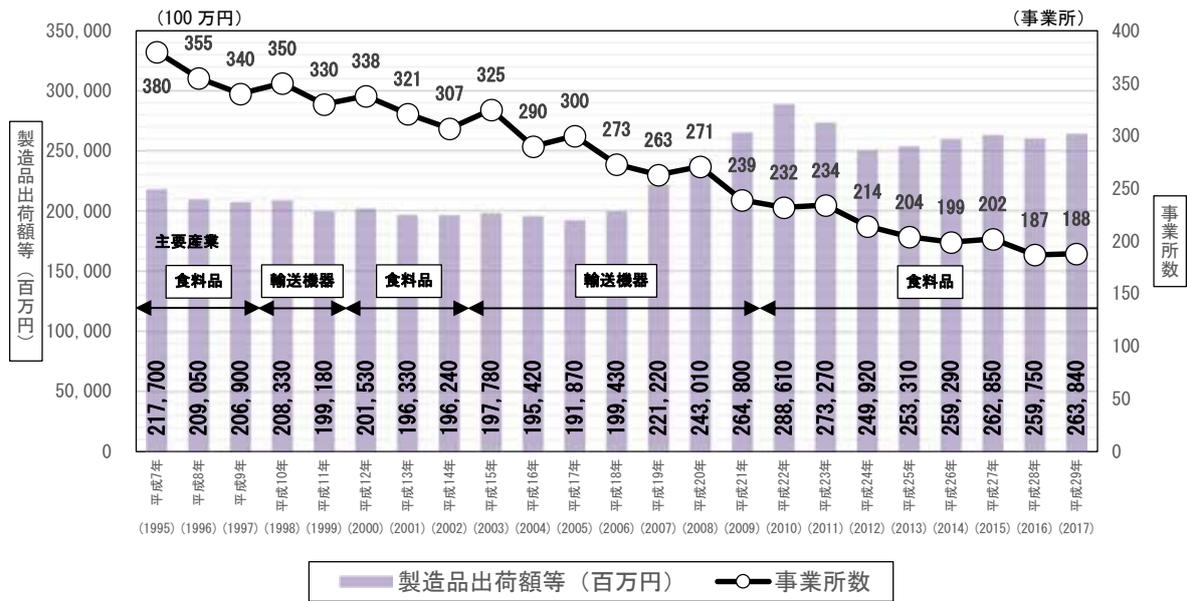
第4章 地域別構想 (地域ごとの方針)

第5章 実現化方策 (マスタープランの実現に向けて)

■工業

本市の工業事業所数は、平成 7(1995)年以降減少傾向が続いており、製造品出荷額等は平成 17(2005)年からは増加傾向にありましたが、平成 22(2010)年をピークに減少し、横ばいで推移しています。また、平成 30(2018)年時点で市内にある産業団地等には 102 社が立地しており、すべて分譲済みとなっていることから、新たな産業団地等の整備が必要となっています。

【主要産業、工業事業所数及び製造品出荷額等の推移】



出典：工業統計調査、経済センサス

【市内の産業団地等】



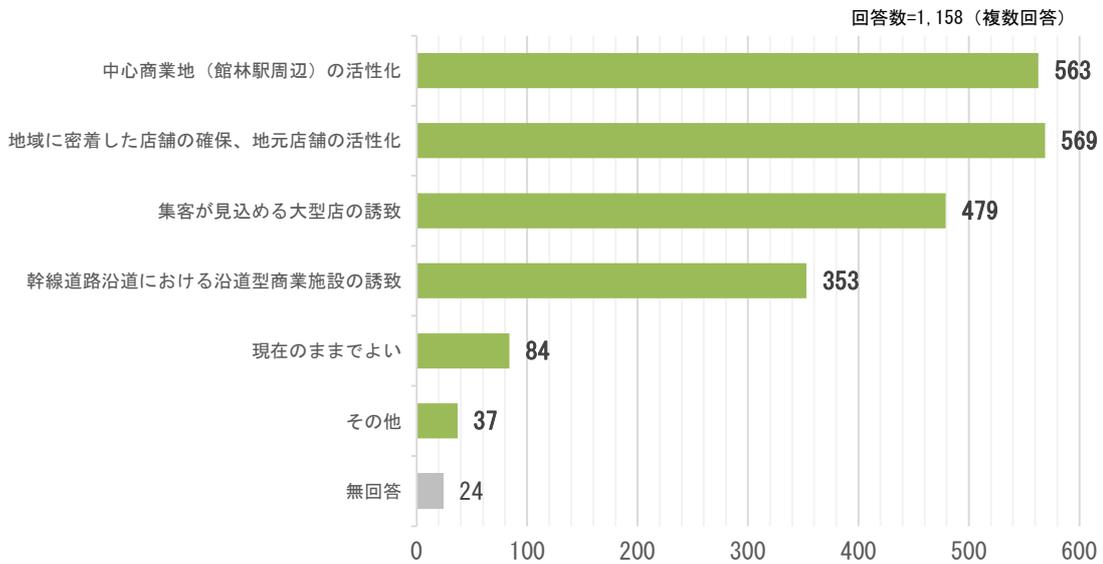
※平成 31(2019)年 2 月末時点

課題4:市の活力を生み出す産業機能の充実

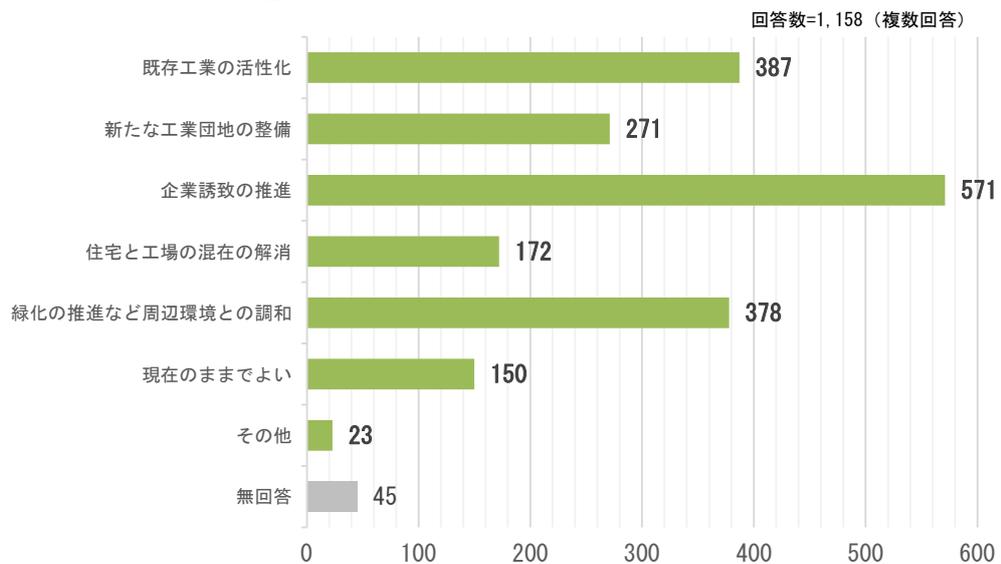
生産年齢人口の減少に伴う市の活力低下が懸念されるなか、優良農地の保全を基本としながら、広域交通網をいかした新たな産業団地の整備による産業機能の誘致等により、今後も継続的な雇用の場の創出や、昼夜間人口のバランスを保ちながら地域経済の活性化を図り、都市の活力を持続的なものとする必要があります。

① 住民の声:商業や工業について期待すること

商業については、中心商業地(館林駅周辺)の活性化と地域に密着した店舗等の活性化が同程度の回答数となっており、地域特性に応じた生活利便性を確保していくことが必要です。



工業については、企業誘致の推進を期待する声が多く見られます。



出典:平成30(2018)年住民アンケート調査

(5) 環境、歴史、文化

本市は、北に一級河川渡良瀬川、隣接する邑楽郡明和町を隔てた南に一級河川利根川と、南北に大きな河川が流れ、城沼、多々良沼、茂林寺沼、近藤沼など多くの池沼が点在し、豊かな水資源と自然環境に恵まれております。

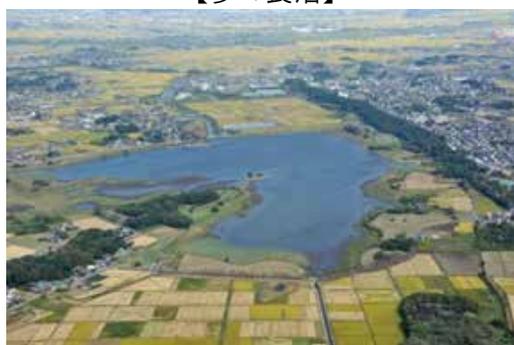
国指定名勝「躑躅ヶ岡」や城下町の面影を伝える歴史的建造物などの文化財が多く所在し、歴史文化の魅力も備えており、文化会館、向井千秋記念子ども科学館、県立館林美術館などの教育文化施設も充実しており、スポーツ活動の拠点として城沼総合運動場もあります。

令和元(2019)年には人と沼とが共生して育まれた歴史文化(沼辺文化)である「里沼 SATO-NUMA」として日本遺産に認定されたこともあり、本市の魅力をかいた観光資源の開発とその魅力の発信が求められています。

【城沼】



【多々良沼】



【茂林寺沼と低地湿原】



【国指定名勝 躑躅ヶ岡(つつじが岡公園)】



【旧館林二業見番組合事務所】



【三の丸土橋門(館林城跡)】



【田山花袋旧居】
(館林市第二資料館)



【旧上毛モスリン事務所】
(館林市第二資料館)



【茂林寺】



【向井千秋記念子ども科学館】



【群馬県立館林美術館】



【ダノン城沼アリーナ(城沼総合体育館)】



課題5:豊かな自然環境や歴史、文化的資源の保全と活用

市を特徴づける自然及び歴史、文化的資源の景観を含めた保全と活用を図り、緑地や農地の保全、調和に努め、豊かな自然環境を保全するとともに、環境との共生を目指した低炭素なまちづくりを進めていく必要があります。

第1章
都市計画マスタープランの
位置づけと役割

第2章
館林市の現状と
都市づくりの課題

第3章
全体構
想
(市全体の方針)

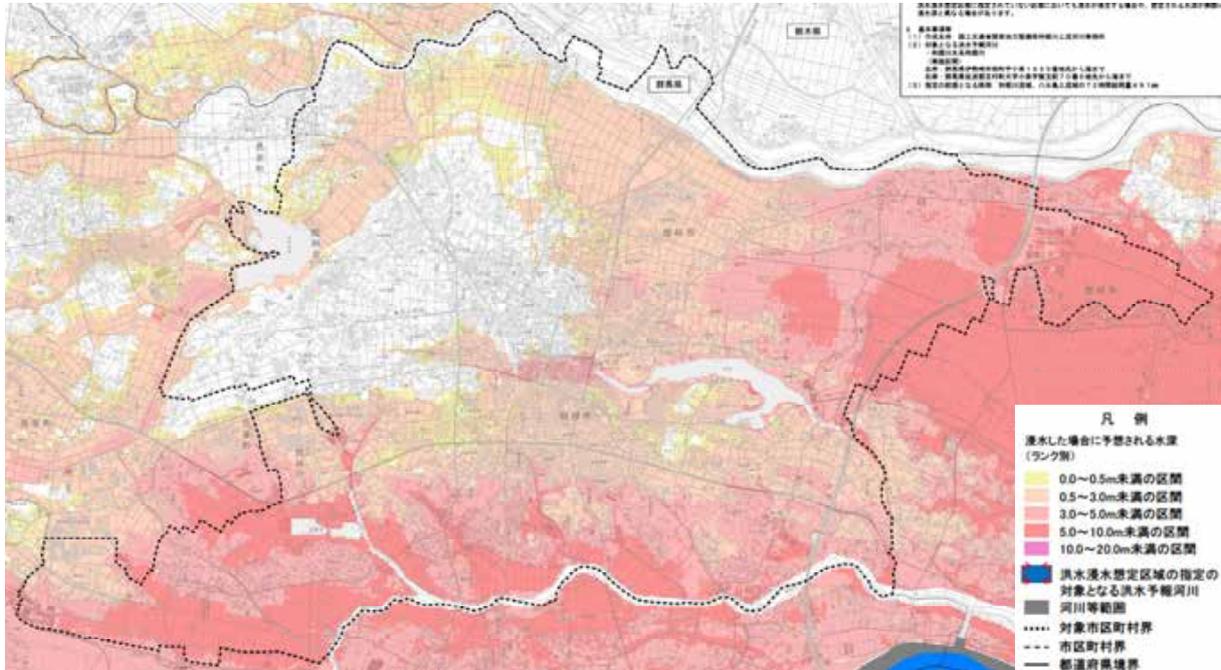
第4章
地域別構
想
(地域ごとの方針)

第5章
実現化方策
(マスタープランの実現に向けて)

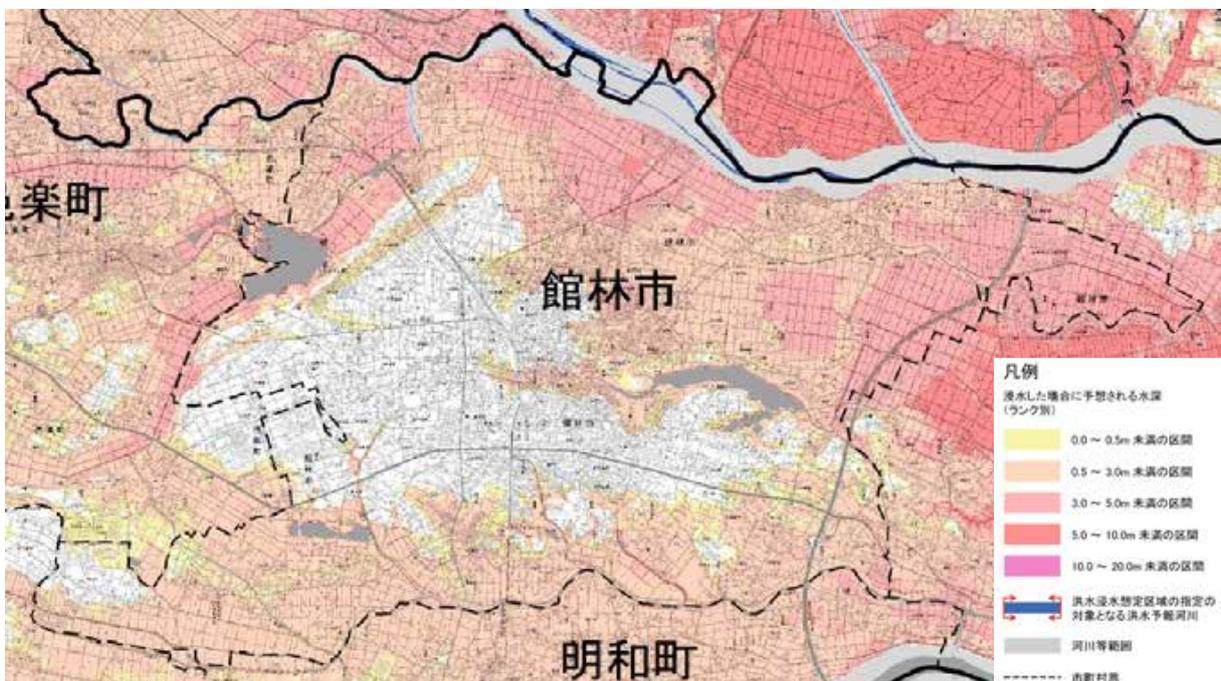
(6) 災害リスク

本市における一級河川利根川の浸水想定では、市全体の70%(55千人)が被災する見込みとなっています。市街化区域でも68%(34千人)と半数以上が浸水想定区域に含まれており、近年の頻発、激甚化する自然災害を踏まえたまちづくりが必要になっています。

【利根川洪水浸水想定区域図】

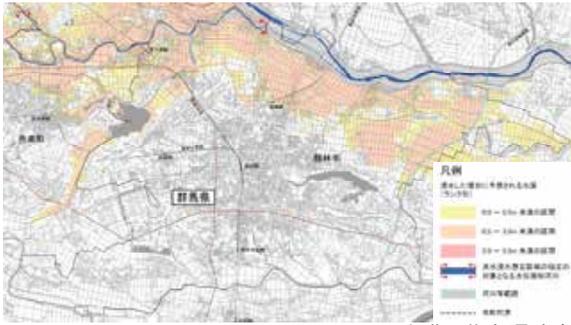


【渡良瀬川洪水浸水想定区域図】

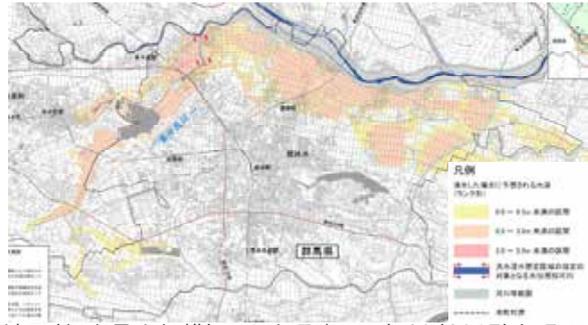


出典:洪水浸水想定区域図(想定最大規模)国土交通省 平成29(2017)年7月

【矢場川洪水浸水想定区域図】

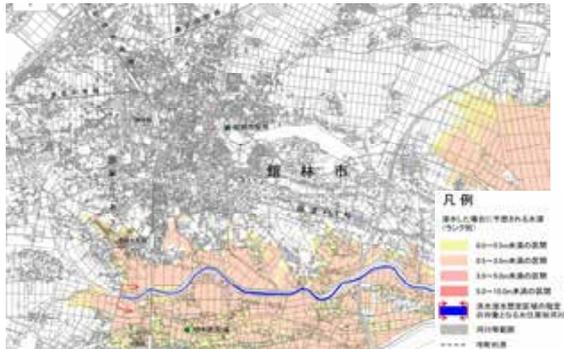


【多々良川洪水浸水想定区域図】



出典：洪水浸水想定区域図(想定最大規模)国土交通省 平成 29(2017)年 7 月

【谷田川洪水浸水想定区域図】



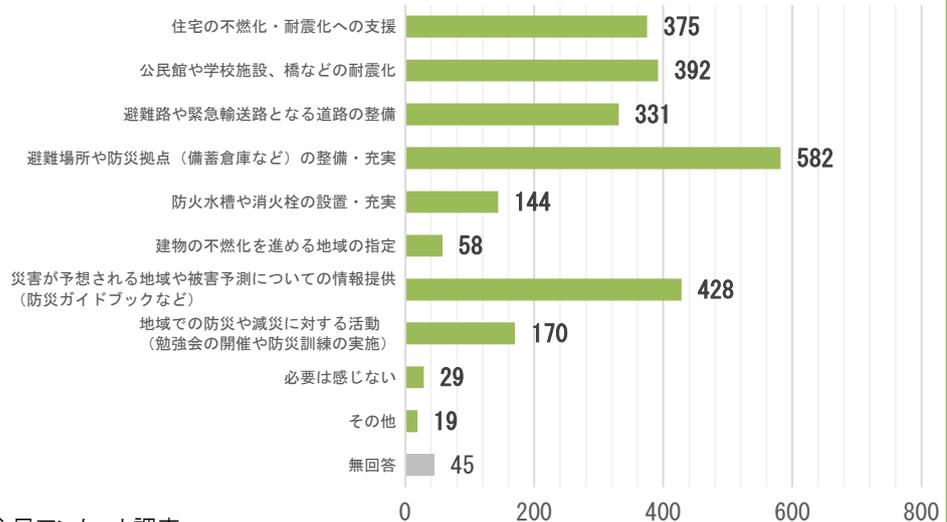
出典：洪水浸水想定区域図(想定最大規模)群馬県 平成 29(2017)年 6 月

課題6:大規模災害に対する事前対策

人的、物的被害を最小限に抑えるため、広域避難ルート確保や自主防災組織の充実強化などハード、ソフトの両面から総合的な取り組みを推進し、都市の安全性を高めていく必要があります。

住民の声:災害に強いまちづくりとして期待すること

防災対策については、避難場所や防災拠点の整備、充実への期待が最も多く、次いで防災ガイドブック等の情報提供への期待が多く見られます。本市では「館林市ハザードブック」等を作成しており、浸水想定区域や災害時の適切な行動等について情報周知を図っています。



出典：平成 30(2018)年住民アンケート調査

第1章 都市計画マスタープランの位置づけと役割

第2章 館林市の現状と都市づくりの課題

第3章 全体構想 (市全体の方針)

第4章 地域別構想 (地域ごとの方針)

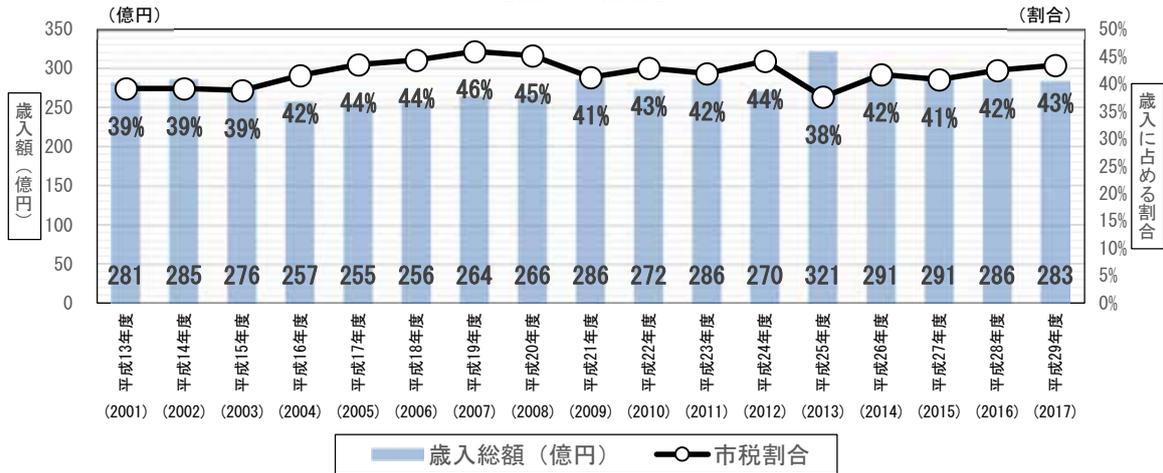
第5章 実現化方策 (マスタープランの実現に向けて)

(7) 都市財政

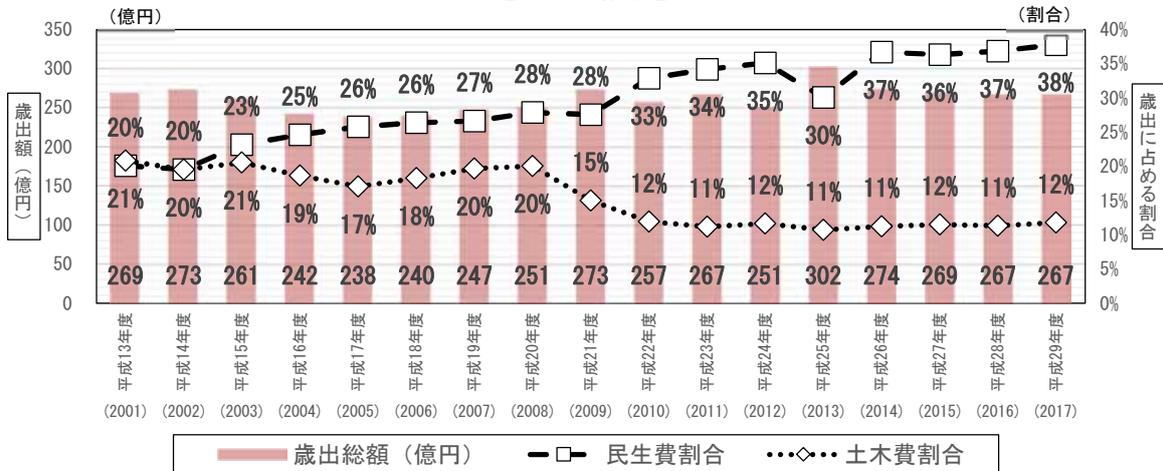
本市の財政状況は、急速な少子高齢化の進展を背景として、生産年齢人口が減少する一方、民生費が増加していく状況において、公共施設をはじめ様々な社会資本の老朽化対策、自然災害への備えなど、依然として厳しい状況が続いています。

市の歳入の4割は市税(市民税、固定資産税)が占めていますが、今後の人口減少等による歳入額の減少が見込まれます。

【歳入の推移】



【歳出の推移】

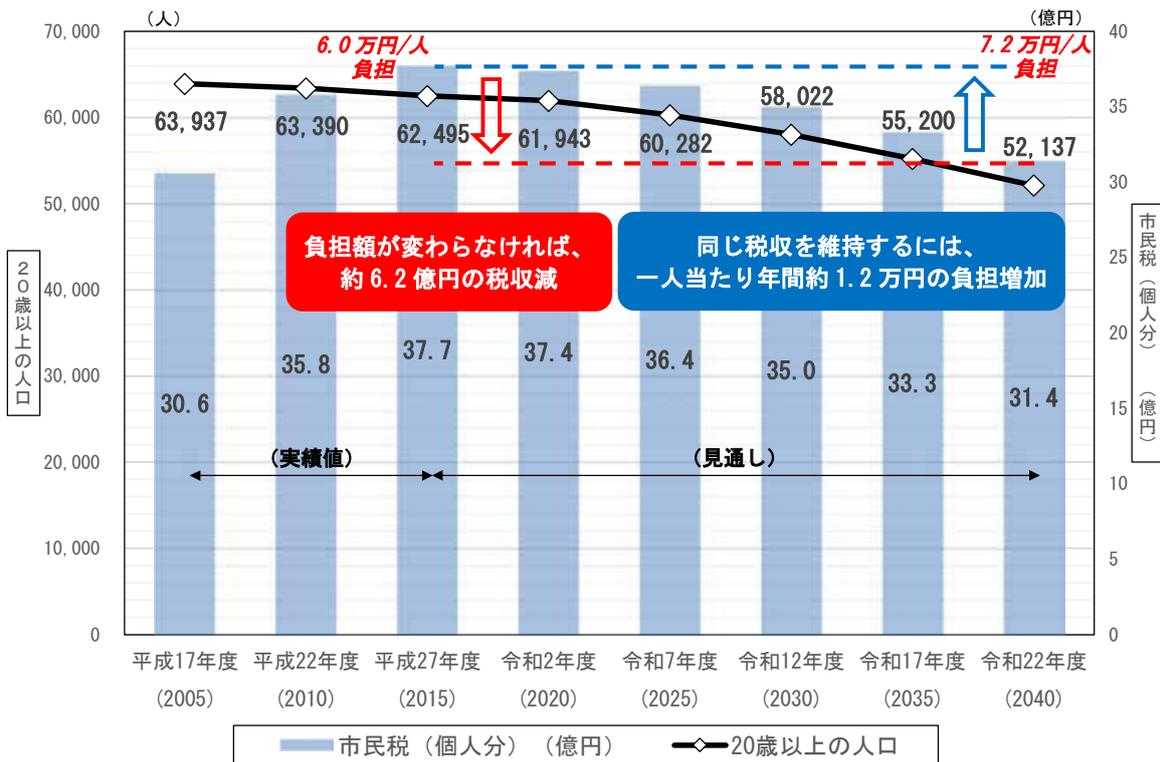


【公共施設(建物系施設)の将来更新費用の試算】



出典: 館林市公共施設等総合管理計画 平成29(2017)年3月

【市民税(個人分)の将来見通し】



出典：平成 17(2005)～平成 27(2015)年の 20 歳以上の人口は国勢調査による実績値
 令和 2(2020)年以降は「日本の地域別将来人口推計平成 30(2018)年 3 月 30 日」(国立社会保障・人口問題研究所)による推計値
 平成 17(2005)～平成 27(2015)年の市民税(個人分)は「市町村別決算状況調」(総務省)による値
 令和 2(2020)年以降の市民税(個人分)は平成 27(2015)年の 1 人あたりの負担額に各年の 20 歳以上人口を乗じて算出

課題7:効率的かつ効果的な都市運営の展開

今後のまちづくりにおいては、既存の公共施設の集約及び機能の複合化等の推進、行政主体のまちづくりから民間活力をいかしたまちづくりへの転換、館林都市圏における連携強化などによる都市運営の効率化が必要となります。

また、高齢化が進み地域の活力の衰退が懸念されることから、まちづくりの推進にあたっては、これまで以上に地域の特性や課題を把握し、住民、企業等のニーズを十分に踏まえた上で、計画的に公共施設の更新、統廃合、長寿命化などを実施することにより効果的な取り組みを進めていく必要があります。

第1章
都市計画マスタープランの
位置づけと役割

第2章
館林市の現状と
都市づくりの課題

第3章
全
体
構
想
(市全体の方針)

第4章
地
域
別
構
想
(地域ごとの方針)

第5章
実
現
化
方
策
(マスタープランの実現に向けて)

(8) 都市計画マスタープランに反映すべき視点

上位計画や本市の現状と課題等を踏まえて、「館林市都市計画マスタープラン」においては以下の視点を重視し、方針を定めます。

■ 上位計画

● 館林市第6次総合計画

将来都市像

「里沼の息づく 次世代へ安心をつなぐ 暮らしやすいまち 館林」

基本目的Ⅰ：危機対応能力が高く 良好な生活環境で暮らせる安全安心なまち

基本目的Ⅱ：地域で支え合い 生涯健康で暮らせる 幸福感の高いまち

基本目的Ⅲ：育てる幸せを感じ 生涯にわたり学び続ける 家庭と文化を築くまち

基本目的Ⅳ：都市と自然が調和し 人と産業が躍動する 魅力あるまち

基本目的Ⅴ：公民連携を推進し 地域経営の視点を持つ 持続可能なまち

● 東毛広域都市計画圏 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 (都市計画区域マスタープラン) ※群馬県策定

都市づくりの目標

「ぐんまらしい 持続可能なまち」

～ぐんまのまちの“個性”を活かして“まちのまとまり”をつくりだします

● 館林市立地適正化計画

まちづくりの将来像

「住んでよし 訪れてよし 育みのまち たてばやし」

目標1：“人を育む”まちづくり

・取組方針1：安心して子どもが育つ環境づくり

・取組方針2：多様な世代の交流を通じた地域の核となるコミュニティの場の形成

目標2：“暮らしを育む”まちづくり

・取組方針1：住民ニーズや地域の役割に応じた都市機能の拡充と維持

・取組方針2：暮らしやすい環境づくり

目標3：“人の交流を育む”まちづくり

・取組方針1：歴史、文化、自然などの地域の資源をいかしてまちの魅力を高める

・取組方針2：館林都市圏の交流、連携の強化

■ 都市づくりの課題

課題1 人口動向

「持続可能なまちづくりによる人口減少や高齢化への対応」

課題2 土地利用

「自然の豊かさと市街地の暮らしやすさを両立する土地利用の規制、誘導」

課題3 道路交通

「広域都市圏の中心にふさわしい道路交通軸の形成」

課題4 産業（農業、商業、工業）

「市の活力を生み出す産業機能の充実」

課題5 環境、歴史、文化

「豊かな自然環境や歴史、文化的資産の保全と活用」

課題6 災害リスク

「大規模災害に対する事前対策」

課題7 都市財政

「効率的かつ効果的な都市経営の展開」



■ 計画に反映すべき9つの視点

視点1：コンパクトでウォーカブルなまちづくり

視点2：住宅、住生活に係る政策の推進

視点3：交通ネットワークの強化

視点4：空き家、空き地や公共施設等の

既存ストックの有効活用

視点5：幹線道路沿道やIC周辺等における

適正な土地利用の推進

視点6：自然環境や歴史、文化の適切な保全と活用

視点7：災害対策の強化

視点8：効率的、効果的な都市経営

視点9：他分野や周辺自治体と連携した施策の展開

第1章
都市計画マスタープランの
位置づけと役割

第2章
館林市の現状と
都市づくりの課題

第3章
全体構
想
(市全体の方針)

第4章
地域別構
想
(地域ごとの方針)

第5章
実現化方策
(マスタープランの実現に向けて)



第3章

全体構想 (市全体の方針)

全体構想は、都市の骨格となる全市レベルの将来像を示すとともに、これを実現するための主要な手法である都市計画を定める際の総合的な指針となるものです。

全体構想では、「都市づくりの目標」、「将来の都市構造」及び、市全体の「分野別の基本方針」で構成しています。

3

(1) 将来都市像と都市づくりの目標

都市計画マスタープランは立地適正化計画と整合を図るものであることから、目指すべき将来都市像と都市づくりの目標を「館林市立地適正化計画」と共通のものとしています。

また、計画に反映すべき9つの視点を重視し、取組方針を定めます。

将来都市像

住んでよし 訪れてよし 育みのまち たてばやし

都市づくりの目標

※将来都市像を実現するための都市づくりの目標

目標1：“人を育む”まちづくり

人口減少が進むなかで、“まち”が自立し持続していくために、子どもを安心して産み、子育てがしやすく、次世代を担う子どもたちが安全で安心して暮らし、育つことができる環境を整えるとともに、多様な世代が交流し、心豊かに暮らせるコミュニティが形成され、笑顔があふれるまちづくりを推進していきます。

目標2：“暮らしを育む”まちづくり

暮らしの利便性、快適性、安全性を高め、人口密度を維持することで、すべての世代が暮らしやすいまちづくりを推進します。

目標3：“人の交流を育む”まちづくり

地域の魅力を高め、交流人口を増やすとともに、都市圏全体を包括する都市機能の強化や都市間、地域間連携を促進することで、都市圏内外の人々が交流するまちづくりを推進します。



■計画に反映すべき9つの視点

- 視点1：コンパクトでウォーカブルなまちづくり
- 視点2：住宅、住生活に係る政策の推進
- 視点3：交通ネットワークの強化
- 視点4：空き家、空き地や公共施設等の既存ストックの有効活用
- 視点5：幹線道路沿道やIC周辺等における適正な土地利用の推進
- 視点6：自然環境や歴史、文化の適切な保全と活用
- 視点7：災害対策の強化
- 視点8：効率的、効果的な都市経営
- 視点9：他分野や周辺自治体と連携した施策の展開

目標1：“人を育む”まちづくり

取組方針1 安心して子どもが育つ環境づくり

子育て世代が抱える多様なニーズに対応し、相互の情報交換や憩いの場などコミュニティが形成できる環境や、未就学児や児童、生徒、学生など、通学の安全性や教育環境の充実、多世代が交流できる機会の確保など、時代を支える子どもたちが安心して育つことができる環境整備を図ります。

取組方針2 住民や地域が主体となった協働のまちづくり

多様な主体が枠組みを超えて連携することで、地域の魅力を高め、新たな活力を生み出していけるよう、協働のまちづくりの推進に向けた体制づくりを図ります。

目標2：“暮らしを育む”まちづくり

取組方針1 住民ニーズや地域特性に応じた居住環境の形成

広域的な拠点としての利便性と豊かな自然や歴史、文化的資源に囲まれたのどかさをいかし、多様な住宅ニーズへの対応を図るとともに、まちのまとまりを維持します。また、高齢世帯の増加に配慮したバリアフリー化を進める等、安全、安心な住環境の形成を進めます。

取組方針2 暮らしやすい環境づくり

徒歩や公共交通を利用することで、過度に自動車に依存することなく暮らすことができるように、市町間や市内外の拠点や地域を結ぶ東武鉄道小泉線、佐野線の鉄道路線を維持し、路線バスなど必要な公共交通を整備することで、身近な生活利便性が確保される環境づくりを進めます。

また、生活利便性や移動利便性が確保された地域において、施設や公共交通の持続に必要な人口密度の維持を図ります。

目標3：“人の交流を育む”まちづくり

取組方針1 歴史、文化、自然など地域の資源をいかした

まちの魅力度向上

来訪者など交流人口を増やすとともに、移住から定住へつなげていくために、産業機能の誘致などにより働く場を創出します。また、城下町としての歴史、文化や、城沼多々良沼、茂林寺沼周辺などの自然資産、県立館林美術館など館林市ならではの地域資源を観光、地域づくりに有効活用していきます。

取組方針2 館林都市圏の交流、連携の強化

館林都市圏の中核として、役割に応じた多様な都市機能の維持、拡充や、都市圏連携を充実させるための体制づくりなど、都市圏内交流の強化を図ります。

(2) 将来都市構造

◆将来都市構造とは

将来都市構造は、市の成り立ちや将来の人口見通しを踏まえ、将来の都市の骨格構造を示すもので「拠点」、「軸」、「ゾーン」の3つの要素により構成します。

拠点

- ・住民の生活や来訪者の活動を支える多様な機能が集積した場所
- ・広域交通の結節点や産業、観光等、地域の特性をいかした場所

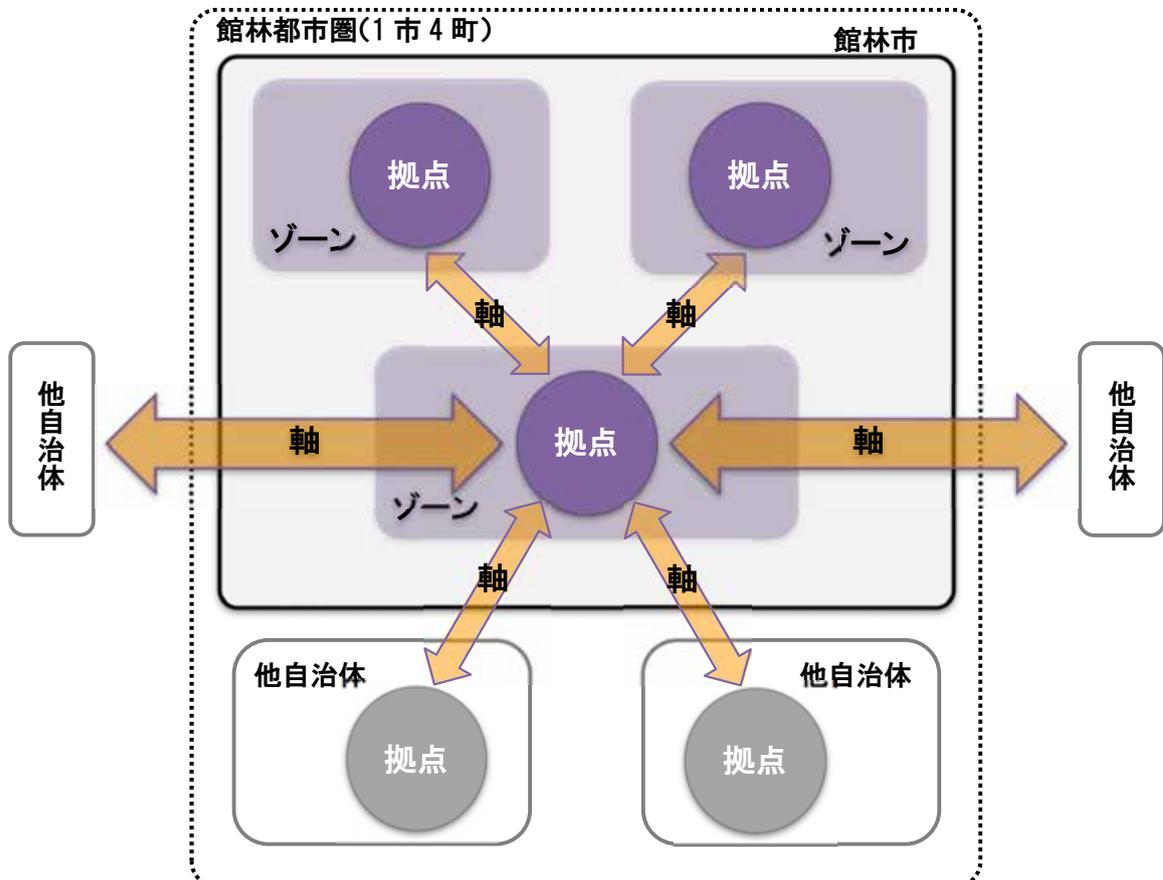
軸

- ・広域都市間や市内の拠点間を結び、人々の交流や円滑な移動を支える主要な道路や公共交通

ゾーン

- ・都市的利用や自然、営農保全など、土地利用のあり方を示す大枠での区分

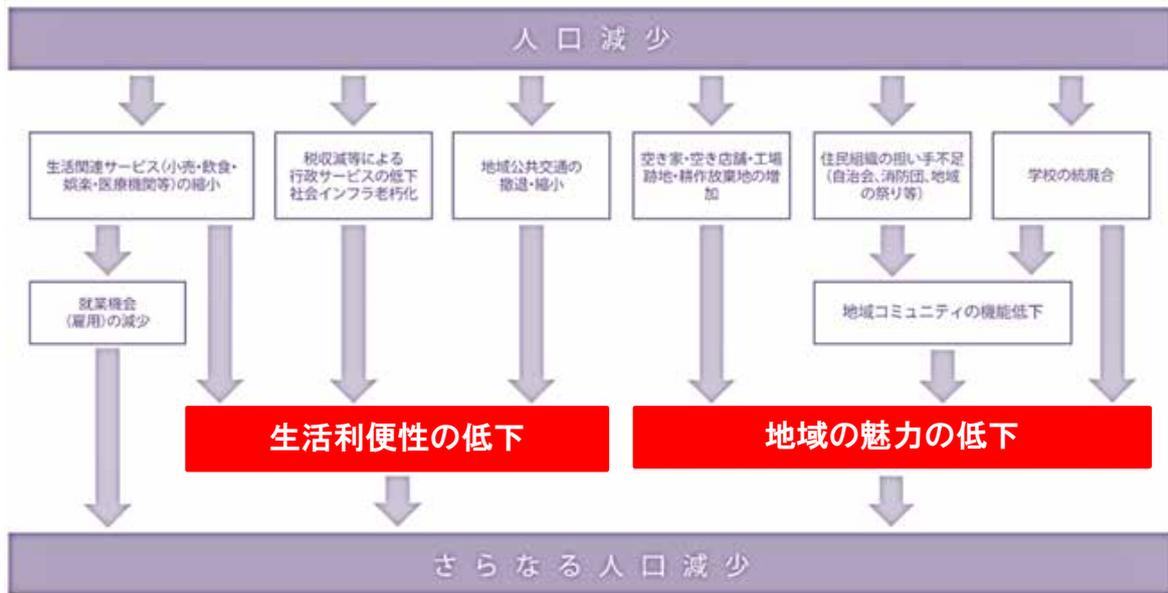
【拠点、軸、ゾーンの関係性のイメージ】



◆将来都市構造における2つの考え方

人口減少によるまち、生活へのそれぞれの影響は、生活利便性の低下や地域の魅力の低下により、さらなる人口減少を招くという悪循環に陥ることが考えられることから、「コンパクト・プラス・ネットワーク」型の将来都市構造を考える上では、大きく以下の2つの考え方が必要となります。

【人口減少悪循環のイメージ図】



出典：国土交通省

考え方1

持続可能な住民生活を実現する考え方

人口減少、高齢化への対応が求められており、中心拠点や地域拠点に日常生活に必要な医療、福祉、商業施設等の都市機能を誘導し、市街化調整区域の拠点集落等ではコミュニティの活性化を図りながら、それらの拠点等を公共交通で結ぶコンパクトでまとまりのあるまちを形成し、豊かな自然環境と共生を図り、将来にわたって暮らし続けられる持続可能な都市づくりを実現していきます。

考え方2

産業や観光の活性化により市の活力を高める考え方

今後想定される人口減少下においても都市の活動を維持するため、広域交通基盤等をいかし、拠点における産業誘致や観光振興を進め、雇用の創出や交流人口の拡大を図っていきます。

第1章
都市計画マスタープランの
位置づけと役割

第2章
館林市の現状と
都市づくりの課題

第3章
全体構
想
(市全体の方針)

第4章
地域別構
想
(地域ごとの方針)

第5章
実現化方策
(マスタープランの実現に向けて)

◆市街化調整区域におけるまちなまの方針

都市全体として魅力、活力を高めていくためには、市街化区域だけでなく、市街化調整区域の特性をいかし、土地を適切かつ有効に活用していく視点も重要となり、集落と農地などが調和した良好な地域環境の維持された地域を目指した計画的な土地利用を図っていく必要があります。

市街化調整区域は、市街化を抑制し、農地や自然環境を管理、保全することが原則であり、これらの管理、保全に携わる人々の営農環境を保全しつつ、暮らしやすさとコミュニティの担い手を確保していくためには、防災、減災の取組を進めながら、集落の密度や規模のまちなまを維持していく必要がありますが、人口減少と高齢化が進むなかでは、すべての集落を同時に維持していくことは極めて難しい状況であり、持続可能な地域とするためには、地域の核を形成することが重要となります。

「まちなま」を維持、形成すべきエリアの設定方針

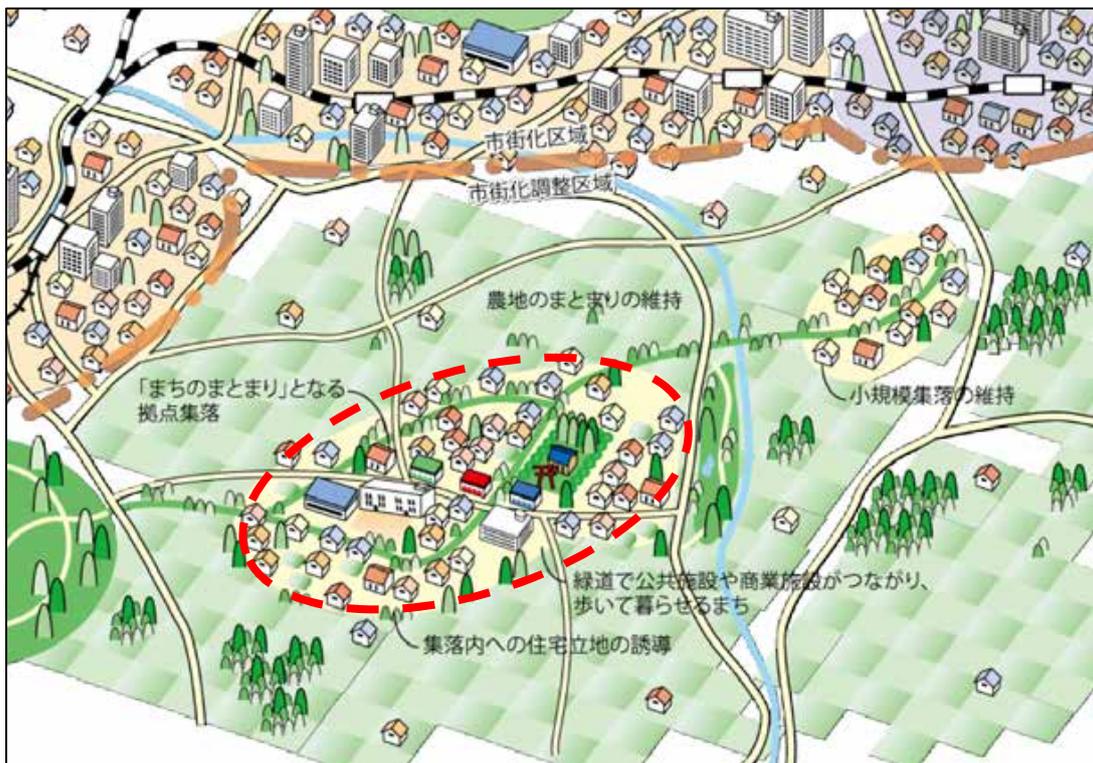
開発許可制度の「大規模指定既存集落」などのなかでも、公共交通の利用環境、生活サービス施設へのアクセス性、災害リスクなどを考慮し、「まちなま」を維持、形成すべきエリア(市街化調整区域の「生活拠点(拠点集落)」)の設定を検討していきます。

大規模指定
既存集落
など

・公共交通の利用環境
・生活サービス施設へのアクセス性
・災害リスクなどを考慮

生活拠点の設定
(まちなまを
維持、形成するエリア)

【エリア設定のイメージ】



出典：人口減少下における土地利用ガイドライン(市街化調整区域編)群馬県 平成 29(2017)年3月

◆**館林市が目指す将来都市構造**

■ **想定人口**

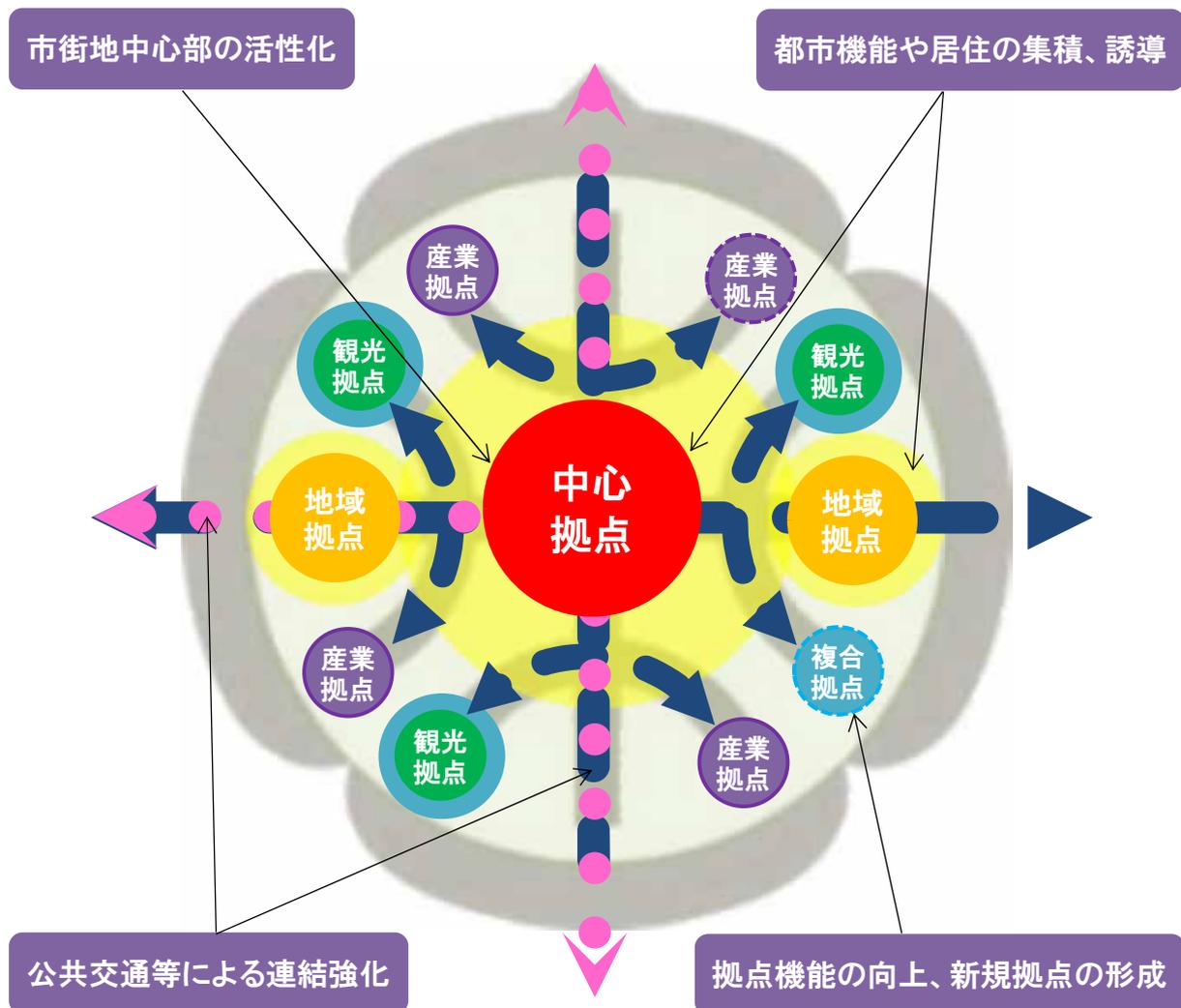
本市の将来人口は、中長期的な人口の将来展望を示した「第2期館林市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略」に準拠し、令和22(2040)年の64,207人とします。

■ **本市が目指す都市構造**

将来都市像と都市づくりの目標を実現するため、本市の目指すべき将来都市構造を「集約型都市構造(コンパクト・プラス・ネットワーク)」とします。

各拠点の機能を高めるとともに、拠点間や拠点集落等との交通ネットワークの強化により、都市全体として機能の充実した生活利便性が高く、経済活力を高める都市構造を目指します。

【館林市が目指す集約型都市構造(コンパクト・プラス・ネットワーク)のイメージ】



第1章
都市計画マスタープランの
位置づけと役割

第2章
館林市の現状と
都市づくりの課題

第3章
全
体
構
想
(市全体の方針)

第4章
地
域
別
構
想
(地域ごとの方針)

第5章
実
現
化
方
策
(マスタープランの実現に向けて)

■ 拠点

拠点の設定にあたっては、本市のみならず館林都市圏の中核となる広域的な機能を持つ「中心拠点」、地域の日常生活を支える「地域拠点」を位置づけます。また、産業や観光等の交流やにぎわい創出につながる資源をいかした活動の拠点として、「産業拠点」、「観光、交流拠点」、「複合拠点(産業、観光)」を位置づけます。

なお、市街化調整区域の「生活拠点(拠点集落)」については、今後、「まちのまとまり」を維持、形成すべきエリアを設定した上で位置づけます。



中心拠点

(館林駅周辺)

主に館林都市圏、また市全域の住民を対象として、都市サービス(都市活動の中で利用することが可能な行政施設や金融機関、医療施設や文化施設などにより提供されるサービス)を提供し、都市活動を行う上で必要となる都市機能が確保されているとともに、今後、その機能の更新を進めながら、機能の維持、拡充を図る拠点。



地域拠点

(城沼東部) (成島駅南周辺)

中心拠点との役割分担の中で、その機能を補完する機能を有するとともに、地域住民へ日常的に必要な生活サービス機能(日常生活で利用する商業施設や医療施設などにより提供されるサービス)を提供し、今後、その機能の更新を進めながら、機能の維持、拡充を図る拠点。



産業拠点 (製造業、流通業)

(館林工業団地周辺、館林金属工業団地周辺) (館林北部工業団地周辺、館林北部第二工業団地周辺、館林北部第三工業団地周辺、渡瀬南部産業団地周辺) (鞍掛第一工業団地周辺、野辺流通団地周辺、野辺第二流通団地周辺) (館林東部工業団地周辺) (谷田川北部産業団地周辺)
(大島地区地域活性化事業地域)

館林ICからのアクセス性等をいかした産業振興に向け、周辺の居住、自然環境等と調和のとれた操業環境を形成し、周辺区域も含め、産業の集積の維持、拡充を図る拠点。



観光、交流拠点

(城沼周辺) (多々良沼周辺) (茂林寺沼周辺) (近藤沼周辺)

日本遺産に認定された里沼とその周辺の公園等、自然環境を保全しつつ、人々が憩い親しめる空間形成を図る拠点。



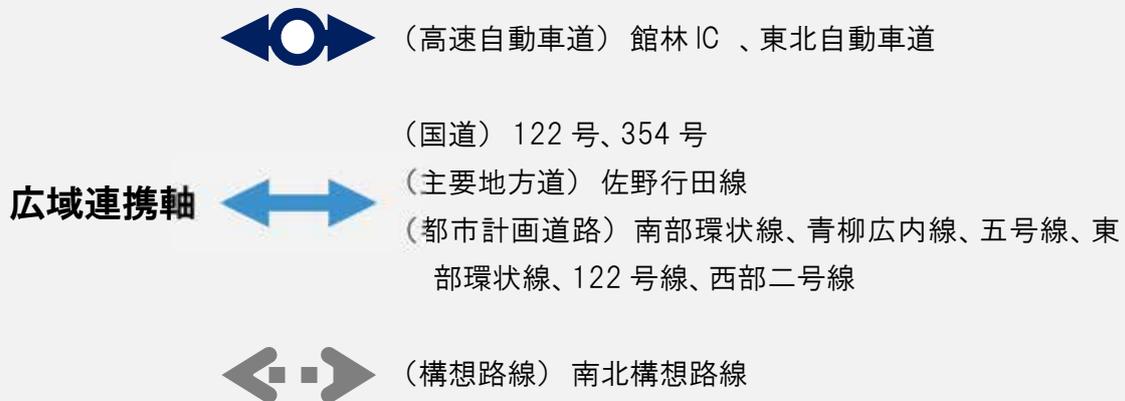
複合(産業、観光)拠点

(館林IC周辺)

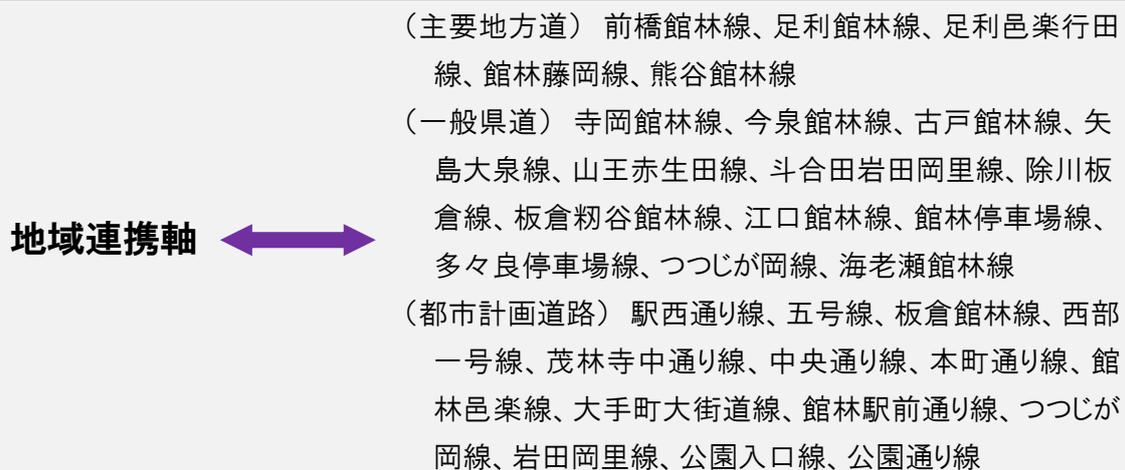
高速道路ICが近接する立地の優位性をいかした交流促進に向け、産業や交流機能等の充実を図る拠点。

■ 軸

軸の設定にあたっては、市内外の広域的な連携を支える「広域連携軸」と、主に市内の拠点等を結ぶ「地域連携軸」、鉄道等の「公共交通軸」を位置づけます。

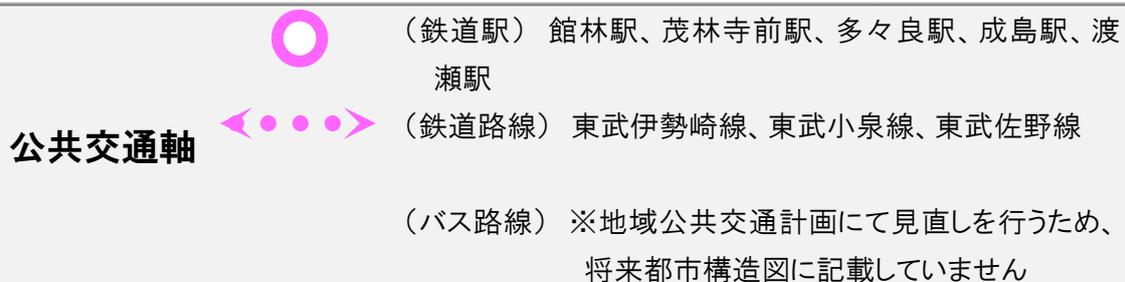


館林都市圏等の都市間を結ぶ広域的な移動、交流に必要な軸であるとともに、市街地内の通過交通の流入抑制に必要となる道路や公共交通による連携軸。



中心拠点、地域拠点等の市内の拠点間を結ぶ道路網であり、自動車交通だけでなく、歩行者や自転車の安全性、快適性にも配慮した連携軸。

なお、今後の人口規模に見合った都市構造に向けて、都市計画道路の見直しを適宜行います。



広域から多くの人を受け入れる鉄道や住民の日常生活に必要な交通手段となるバス路線の軸。

第1章
都市計画マスタープランの
位置づけと役割

第2章
館林市の現状と
都市づくりの課題

第3章
全体構想
(市全体の方針)

第4章
地域別構想
(地域ごとの方針)

第5章
実現化方策
(マスタープランの実現に向けて)

■ ゾーン

ゾーンの設定にあたっては、都市的土地利用を促す「都市的土地利用ゾーン」、自然環境を保全する「田園的土地利用ゾーン」と、「自然的土地利用ゾーン」を位置づけます。

都市的土地利用ゾーン（市街化区域）

館林駅周辺は、都市機能の集積による、魅力のある市街地を形成するゾーン。
それ以外は、既存ストックを有効活用し、現在の地域特性を考慮し、周辺土地利用との調和を図り、市街地を形成するゾーン。

田園的土地利用ゾーン（市街化調整区域）

優良な農地等を保全するとともに、コミュニティの維持を図るゾーン。
必要に応じて、農地との調整を行い都市的土地利用への転換を図ります。

自然的土地利用ゾーン

（沼周辺）

城沼、多々良沼、茂林寺沼、近藤沼周辺

（一級河川周辺）

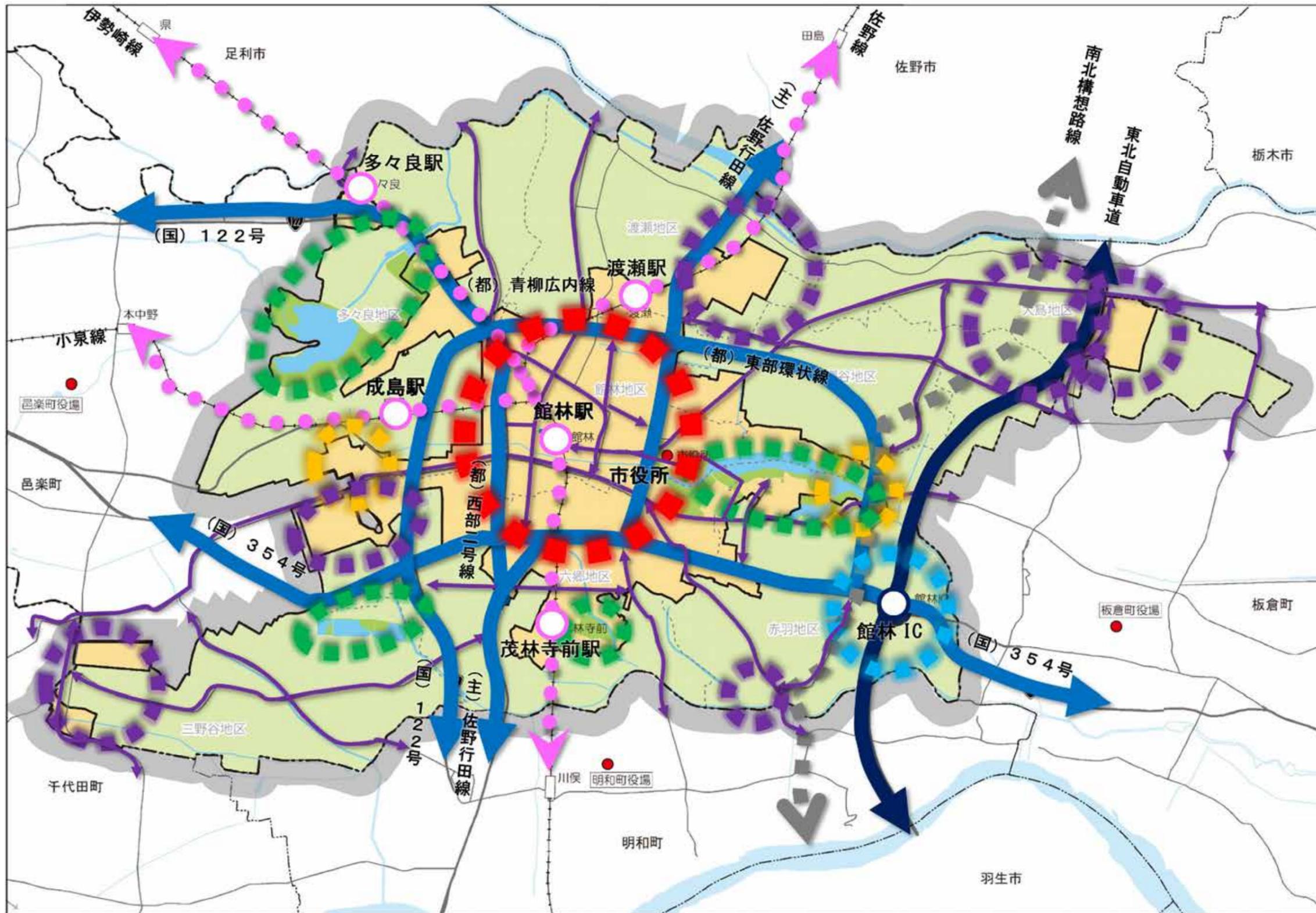
渡良瀬川、矢場川、多々良川、谷田川、鶴生田川、楠木川、近藤川、新堀川、新谷田川、逆川、孫兵衛川周辺

（準用河川周辺）

加法師川、宮田川、茂林寺川、蛇沼川周辺

憩いの場や景観を提供する良好な自然環境の保全と活用を図るゾーン。

■ 将来都市構造図



凡例	
	中心拠点
	地域拠点
	産業拠点(製造業、流通業)
	観光、交流拠点
	複合(産業、観光)拠点
	高速IC
	高速自動車道
	国道
	主要地方道
	都市計画道路
	構想路線
	主要地方道
	一般県道
	都市計画道路
	鉄道駅
	鉄道路線
	都市的土地利用ゾーン
	田園的土地利用ゾーン
	自然的土地利用ゾーン
	市街化区域
	行政区域

第1章 都市計画マスタープランの位置づけと役割

第2章 館林市の現状と都市づくりの課題

第3章 全体構想 (市全体の方針)

第4章 地域別構想 (地域ごとの方針)

第5章 実現化方策 (マスタープランの実現に向けて)

◆都市構造の再編プロセス

本市の都市構造は人口の増加等を背景として市街地が拡大してきましたが、人口が減少へと転じるなかでは、人口密度の低下等により拡大した市街地において生活機能が低下し、地域経済、活力が衰退していきます。今後の人口動向や都市施設の維持管理費の縮減等を考慮すると、長期的には、市街地を集積、集約することが、持続可能なまちの構築に向けて必要となるため、館林市立地適正化計画では居住誘導区域と都市機能誘導区域を定めています。

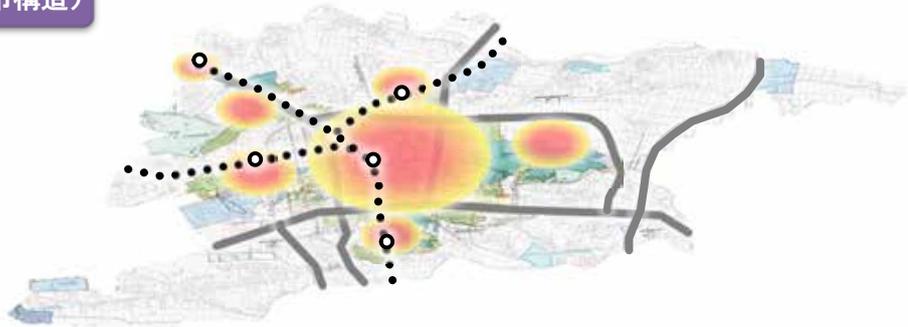
しかしながら、将来の都市構造の再構築にあたっては、住民の方の理解と合意が必要であり、また、短期間に実現しようとした場合には多くの費用が必要となります。

現在の財政状況等を踏まえると大胆な構造の転換を短期間に実現することは難しい状況ですが、人口減少、高齢化が進むなかでは、将来に向けて、地域や集落でまちのまとまりを維持しながら、集約型都市構造への転換を進めていくことが必要となります。

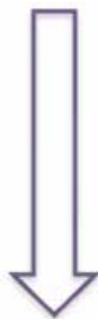
【都市構造の再生イメージ】

現在 (拡散型都市構造)

集約型都市構造への
転換の推進



中期的 (拠点等への誘導、地域ごとに集約する都市構造)



集約型都市構造へ向けて、拠点等への誘導、市街化調整区域も含めた地域ごとの集約化

長期的 (集約型都市構造)



拠点への集約、集積により少子高齢化に対応した「歩いて暮らせるコンパクトで持続可能なまち」へ

第1章
都市計画マスタープランの
位置づけと役割

第2章
館林市の現状と
都市づくりの課題

第3章
全体構
想
(市全体の方針)

第4章
地域別構
想
(地域ごとの方針)

第5章
実現化方
策
(マスタープランの実現に向けて)

(3) 分野別基本方針

将来都市像の実現に向け、第 2 章で整理した本計画に反映すべき視点を考慮し、都市計画に関する4つの分野の基本方針を示します。なお、計画に反映すべき 9 つの視点と、各分野の基本方針との関係性は、下の表のようになります。

計画に反映すべき 9 つの視点	4 つの分野							
	土地利用	交通体系		都市環境				都市防災
		道路	公共交通	公園、緑地	下水道、河川	その他施設	都市景観	
視点 1 コンパクトでウォーカブルなまちづくり	●	●	●	●		●	●	●
視点 2 住宅、住生活に係る政策の推進	●	●	●	●	●	●	●	●
視点 3 交通ネットワークの強化	●	●	●					●
視点 4 空き家、空き地や公共施設等の 既存ストックの有効活用	●			●	●	●	●	●
視点 5 幹線道路沿道や IC 周辺等における 適正な土地利用の推進	●	●	●					
視点 6 自然環境や歴史、文化の 適切な保全と活用	●			●	●		●	
視点 7 災害対策の強化	●	●	●	●	●	●		●
視点 8 効率的、効果的な都市経営	●	●		●	●			●
視点 9 他分野や周辺自治体と 連携した施策の展開	●	●	●	●	●	●		●

◆土地利用の基本方針

基本方針

都市の特性をいかして魅力とにぎわいを創出し、
誰もが快適に暮らし続けられる土地利用

(関連するまちづくりの視点)

- 視点1 : コンパクトでウォーカブルなまちづくり
- 視点2 : 住宅、住生活に係る政策の推進
- 視点3 : 交通ネットワークの強化
- 視点4 : 空き家、空き地や公共施設等の既存ストックの有効活用
- 視点5 : 幹線道路沿道やIC周辺等における適正な土地利用の推進
- 視点6 : 自然環境や歴史、文化の適切な保全と活用
- 視点7 : 災害対策の強化
- 視点8 : 効率的、効果的な都市経営
- 視点9 : 他分野や周辺自治体と連携した施策の展開

■土地利用の基本的な考え方

集約型都市構造への転換の推進

● 立地適正化計画を活用した拠点への都市機能の集積

・「館林市立地適正化計画」を活用し、都市機能の誘導、集積による館林駅を中心とした拠点の形成を図ります。

● まちの魅力を高めるウォーカブル都市の推進

・まちのにぎわい再生に向け、移住定住促進など人口減少対策、商業振興及び観光施策と併せて、路地も含めた街路空間や空き店舗等の民間不動産の利活用により、ウォーカブルなまちなかの形成に努めます。

・都市再生整備計画を策定し、住民生活の質の向上と、地域の活性化を図ります。

● 土地の高度利用の促進

・公共交通の利便性が高い館林駅周辺などにおいては、土地の高度利用を推進し、コンパクトで活力と魅力のある市街地の形成を図ります。

市街化調整区域における地域の核の形成

● 地区計画制度等の導入の検討

・大規模指定既存集落のなかでも、公共交通の利用環境、生活サービス施設へのアクセス性、災害リスクなどを考慮した上で、まちのまとまりを維持、形成すべきエリアを設定し、防災、減災の取組を進めながら、必要に応じて地区計画制度等の導入を検討します。

● コミュニティに必要な施設の誘導

・生活利便施設等の誘導や空き家等の利活用により、コミュニティの維持を図ります。

第1章
都市計画マスタープランの
位置づけと役割第2章
館林市の現状と
都市づくりの課題第3章
全
体
構
想
(市全体の方針)第4章
地
域
別
構
想
(地域ごとの方針)第5章
実
現
化
方
策
(マスタープランの実現に向けて)

質の高い居住環境の形成

● 土地区画整理事業等によるまちづくりの促進

・まちづくりに対する住民の理解を深めながら、土地区画整理事業等を促進することにより健全な市街地の形成に努めます。

● 開発許可制度の適切な運用

・開発許可制度の適正な運用により、良好な宅地を確保し、調和のとれた土地利用を図り、必要に応じて開発許可の運用の見直し等を行います。

● 空き家、空き地の有効活用

・既存市街地においては、既存住宅等を活用したリノベーションを図るなど空き家や空き地などの既存ストックを有効に活用し、良好な住環境を確保します。

● 子育て世代や高齢者などが暮らしやすい環境づくりの推進

・医療、福祉、教育などとの連携を推進し、全ての世代が健康で、安心、安全に暮らせるまちを目指します。また、住宅政策と併せて、子育て関連支援施設や地域交流施設を充実するなど、首都圏への通勤圏である地域特性をいかし、U/Iターンによる定住人口の増加に取り組めます。

地域特性をいかした土地利用の展開

● 用途地域の見直し等の検討

・地域の発展や既存の都市機能をいかす上でも有効と判断できる地域については、地区計画の活用による用途規制の変更や、地区計画等を併用した用途地域の変更などによる土地利用の転換を検討します。

・城沼周辺については、観光、交流拠点として物販やアウトドア施設等が立地できるよう用途地域の変更を検討します。

・日常生活機能を確保する必要がある住居専用地域については、生活利便施設の立地ができるよう用途地域の変更を検討します。

・都市機能施設の利便性の向上や歩いて暮らせるコンパクトな市街地形成のため、その地域の特性や周辺地区との機能分担に配慮した上で、特別用途地区の指定や地区計画等の活用を検討します。

・市街化調整区域における建築物の用途変更について、古民家等の既存建築物を地域資源として、コミュニティの活性化や観光振興等による地域再生に活用できるよう開発許可制度の運用の見直しを検討します。

● 地域特性をいかした新たな拠点等の検討

・群馬県唯一の東北自動車道インターチェンジがある本市の強みをいかし、交通利便性が高い館林 IC 周辺、国道等の幹線道路沿道においては、周辺環境に配慮しながら、地域特性をいかした市街地整備を検討します。また、既に業務機能が集積している産業団地等の周辺においても、新たな企業誘致等に対応するための市街地整備を検討します。

■ ゾーン別の土地利用方針

将来都市構造に示した 3 つの土地利用ゾーンを、目的に応じてエリア分けし、産業、居住などが調和した適切な土地利用を図ります。

都市的土地利用ゾーン（市街化区域）

住居系エリア

- ✓ 良好な居住環境を保全するとともに、生活の利便性の維持を図ります。
- ✓ 日常的なコミュニティが形成され、生活、交通の利便性が高い地域では、コミュニティを持続させるための取組を進めます。

住居、都市機能集積エリア

- ✓ 良好な居住環境を保全するとともに、生活の利便性の向上を図ります。
- ✓ 日常的なコミュニティが形成され、生活、交通の利便性が高い地域を“まちのまとまり”として位置づけ、コミュニティを持続させるための取組を進めます。
- ✓ 館林駅などの鉄道駅周辺、バス路線沿線など公共交通が容易に利用できるよう維持、整備を行うとともに、館林市立地適正化計画において設定した居住誘導区域への居住の誘導を図ります。
- ✓ 館林駅周辺地区では、中心拠点として必要な都市機能のほか、広域的な役割から求められる機能や地域拠点などの生活サービス機能の補完に必要な機能の維持、誘導を図ります。
- ✓ 城沼東部地区及び成島駅南周辺地区では、日常生活に必要な生活サービス機能を確保するとともに、中心拠点の機能補完を行うことで、地域間の生活サービス水準の格差の解消を図ります。

生産、流通エリア

- ✓ 周辺の居住環境等との調和に配慮しながら、産業の集積を進めます。
- ✓ 新たな企業誘致等に対応するため、既存の産業集積エリア周辺を対象に、機能の向上やエリアの拡大を検討します。

● ● ● 主要幹線沿道エリア

- ✓ 通過交通量が多い(国)122号、(国)354号等の沿道では、来訪者などに魅力ある沿道サービス機能を誘導し、にぎわいが持続される土地利用を図ります。

市街地整備(住居系)エリア

- ✓ 土地区画整理事業による市街地整備により、良好な居住環境の形成を進めます。
(土地区画整理事業) 西部第一南土地区画整理事業、西部第一中土地区画整理事業、西部第二土地区画整理事業

第1章
都市計画マスタープランの
位置づけと役割

第2章
館林市の現状と
都市づくりの課題

第3章
全
体
構
想
(市全体の方針)

第4章
地
域
別
構
想
(地域ごとの方針)

第5章
実
現
化
方
策
(マスタープランの実現に向けて)

田園的土地利用ゾーン（市街化調整区域）

農地、集落エリア

- ✓ 市街地の無秩序な拡大を抑制します。
- ✓ 優良農地では、原則として良好な田園環境の保全に努めます。
- ✓ 日常的なコミュニティが形成され、生活、交通の利便性が高い地域等を、“まちのまとまり”として位置づけ、コミュニティを維持させるための取組を進めます。

● ● ● 主要幹線道路沿道エリア

- ✓ 通過交通の交通量が多い(国)122号、(国)354号等の沿道では、周辺環境に配慮した上で、恵まれた立地条件や交通条件をいかした産業等の土地利用を図ります。

自然的土地利用ゾーン

自然環境保全エリア

- ✓ 美しい自然環境の管理、保全を図るとともに、観光、交流の拠点として、自然環境との調和に配慮した、観光、レクリエーションの場として機能の充実を図ります。

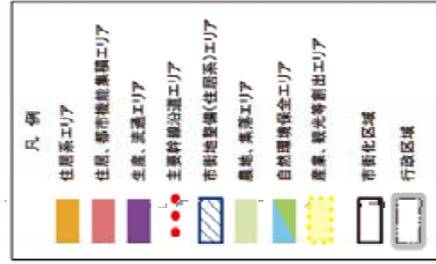
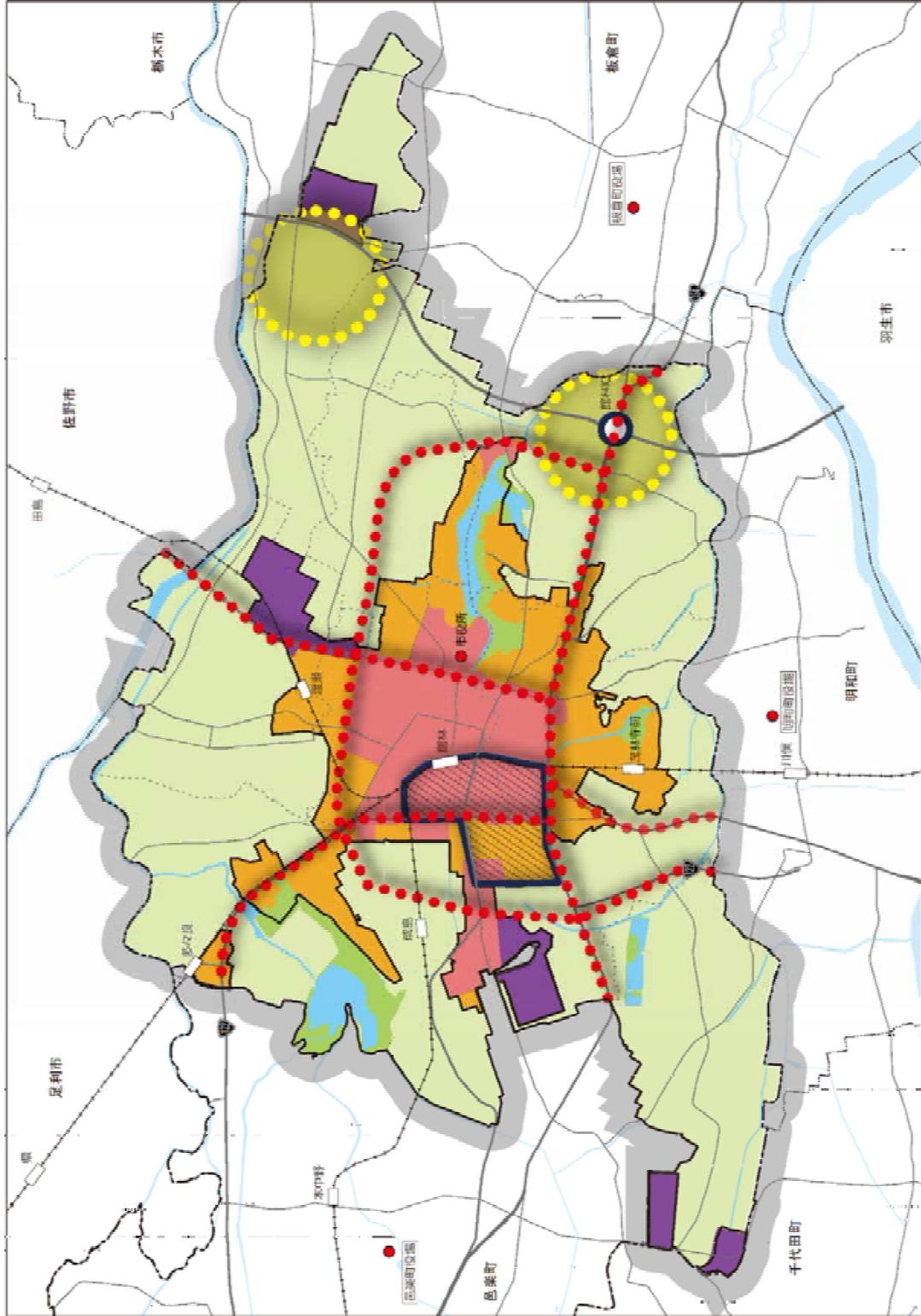
■ その他の土地利用方針

住民の合意形成や農業との調整等を図りながら、本市の活力の向上に向けた拠点の形成を検討します。

産業、観光等創出エリア

- ✓ 大島地域活性化事業区域では、地域振興の核となる新たな産業の拠点の形成を図ります。
- ✓ 館林 IC 周辺では、市の活性化に向けた産業誘致や観光機能の整備等による交流促進に向けた拠点の形成を図ります。

■ 土地利用の基本方針図



第1章
都市計画マスタープランの
位置づけと役割

第2章
館林市の現状と
都市づくりの課題

第3章
全
体
構
想
(市全体の方針)

第4章
地域別構想
(地域ごとの方針)

第5章
実現化方策
(マスタープランの実現に向けて)

◆交通体系の基本方針(道路、公共交通)

基本方針

コンパクト・プラス・ネットワークを実現する 交通ネットワークの構築

(関連するまちづくりの視点)

- 視点1 : コンパクトでウォーカブルなまちづくり
- 視点2 : 住宅、住生活に係る政策の推進
- 視点3 : 交通ネットワークの強化
- 視点7 : 災害対策の強化
- 視点8 : 効率的、効果的な都市経営
- 視点9 : 他分野や周辺自治体と連携した施策の展開

■交通体系の基本的な考え方

都市活力と利便性を高めるバランスのとれた交通網の構築

● 広域交通網の機能向上

- ・広域的な物流や交流に寄与する高速道路や国道等の利便性を高めるため、それらの道路へのアクセス性及び機能強化に努めます。
- ・都市内部を通過する広域交通を排除するため、都市計画道路青柳広内線、都市計画道路東部環状線などの迂回機能を持った道路整備の推進を図ります。

● 都市計画道路網の再構築

- ・長期にわたり未整備の路線については、将来の都市、地域づくりの観点から、現在の計画を検証し、必要に応じて見直しや計画内容を変更する等、道路網の再構築を図ります。

● 公共交通(鉄道、バス)軸の強化 (地域公共交通計画)

- ・鉄道や高速バスのサービス水準の確保、維持に向けた協力体制の構築や広域バスの路線再編の推進による利便性の高い広域交通ネットワークの形成を図ります。
- ・駅前バスターミナル、バス乗換えターミナルの整備や、待合環境、情報提供を充実し、交通結節点の強化による交通ネットワークの機能向上を図ります。

● 地域に適した交通手段の形成 (地域公共交通計画)

- ・コミュニティバス路線の再編をはじめ、利用者の視点に立った生活交通ネットワークの形成を図ります。

● 新たな交通手段の検討

- ・新しいモビリティの導入による活性化支援や周遊観光行動に対応した移動手段の整備を検討します。

安全で快適な交通環境の形成

● 歩行者、自転車等に配慮した道路整備

- ・すべての人にとって使いやすい、歩道の段差解消等による移動の円滑化を図ります。
- ・環境負荷の縮減、交通の円滑化、健康増進、観光の見地から、自転車の円滑な利用環境の確保を進めます。

● レクリエーションネットワークの整備

- ・沼周辺の観光、交流拠点の利用及び存在効果が高まるよう、拠点を河川や緑道などにより有機的に結び、ネットワーク化を図ります。

● 適正な道路維持、管理

- ・橋梁等の長寿命化計画に基づき、定期的な点検と計画的な維持修繕を図ります。

広域連携軸 本市の物流や観光交流の重要な路線

↔ 高速自動車道

- ✓ 東北自動車道については、広域的な高速道路網として、引き続き機能の維持、強化を働きかけます。

↔ 広域幹線道路

- ✓ (国)122号、(国)354号、(主)佐野行田線については、本市と他の都市を結び、災害時には緊急輸送道路となる広域的な幹線道路として機能維持、強化を図ります。

↔ 環状道路

- ✓ (都)青柳広内線、(都)東部環状線等については、広域通過交通を処理する環状道路として機能維持、強化を図ります。

↔ 構想路線

- ✓ 南北構想路線については、産業振興及び災害時の広域的な避難路確保や、埼玉、栃木方面との交流強化の効果が見込まれる道路であることから、整備の促進に向け、関連自治体と連携を図ります。

地域連携軸 本市と周辺都市とを結ぶ道路、市街地の骨格を形成する道路

↔ 一般幹線道路

- ✓ 主要地方道、一般県道、市街地の骨格を形成する都市計画道路を幹線道路とし、県道については、引き続き機能維持、強化を働きかけます。また、市が管理する道路についても、同様な取り組みを進めます。

(主要地方道) 前橋館林線、足利館林線、足利邑楽行田線、館林藤岡線、熊谷館林線

(一般県道) 寺岡館林線、今泉館林線、古戸館林線、矢島大泉線、山王赤生田線、斗合田岩田岡里線、除川板倉線、板倉初谷館林線、江口館林線、館林停車場線、多々良停車場線、つつじが岡線、海老瀬館林線

(都市計画道路) 駅西通り線、五号線、板倉館林線、西部一号線、茂林寺中通り線、中央通り線、本町通り線、館林邑楽線、大手町大街道線、館林駅前通り線、つつじが岡線、岩田岡里線、公園入口線、公園通り線

その他 一般幹線道路を補完する道路

補助幹線道路、生活道路

- ✓ 次に掲げる都市計画道路や市道については、一般幹線道路を補完する目的として、また、地域環境の向上、地域防災力の強化などを図るため、計画的な整備、維持管理を行います。
(都市計画道路) 西部三号線、高根大街道線、南部環状線、富士原線、富士西線、学校通り線、花山線
(市道) 主要市道、その他市道

公共交通 鉄道、バス路線



鉄道駅



鉄道路線

- (鉄道駅) 館林駅、茂林寺前駅、多々良駅、渡瀬駅、成島駅
- (鉄道路線) 東武伊勢崎線、東武佐野線、東武小泉線

(バス路線)

地域公共交通計画にて見直しを行うため、交通体系の基本方針図に記載していません。

観光交通、レクリエーションネットワーク



レクリエーションネットワーク

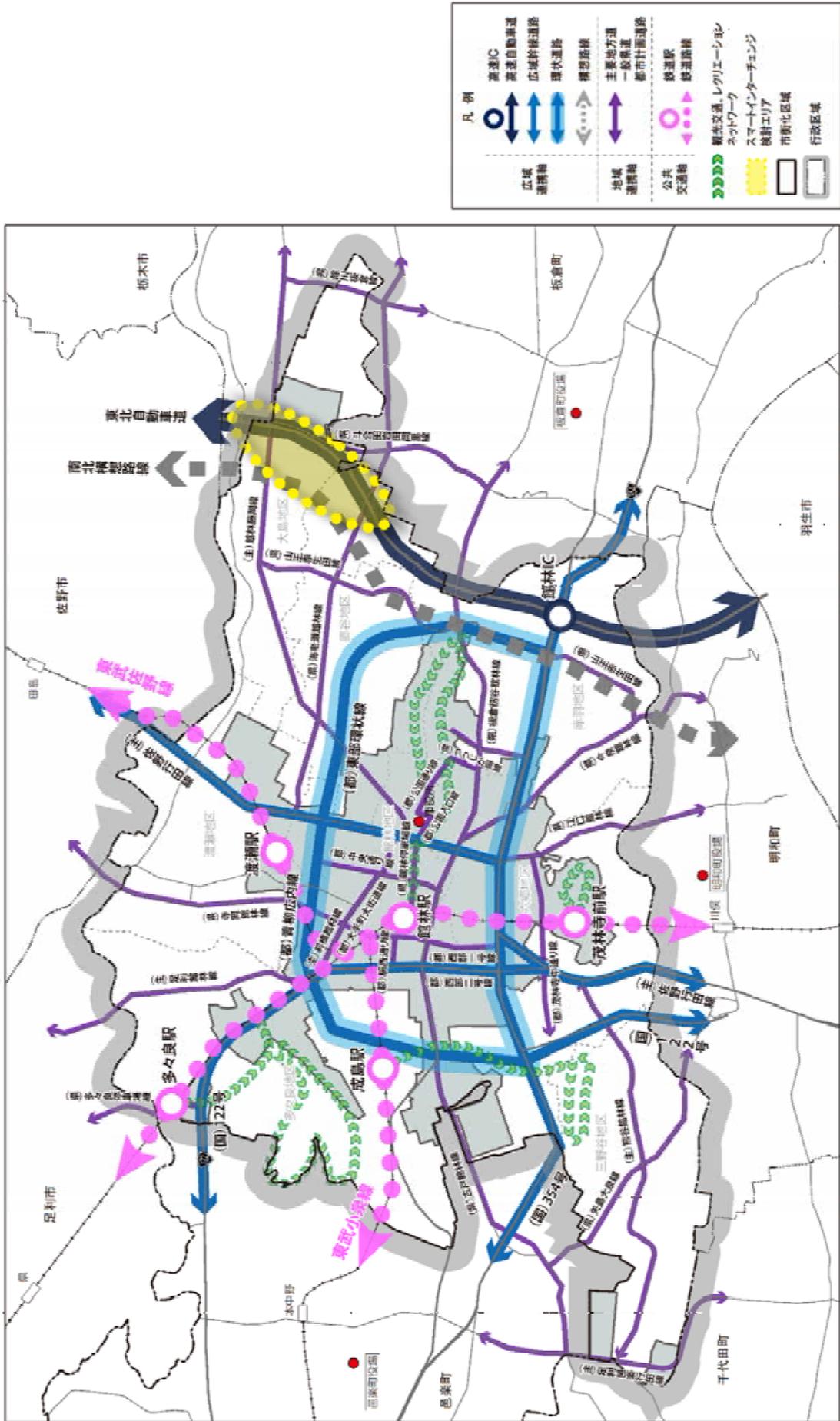
- ✓ 城沼、多々良沼、茂林寺沼、近藤沼の観光、交流拠点を結ぶ、河川や緑道などをレクリエーションネットワークとして位置づけ、回遊性の創出を図ります。



スマートインターチェンジ検討エリア

- ✓ 広域連携軸である東北自動車道の更なる利便性の向上と水害時等の広域避難ルートの確保のため、スマートインターチェンジの設置を検討します。

■ 交通体系の基本方針図



第1章
都市計画マスタープランの
位置づけと役割

第2章
館林市の現状と
都市づくりの課題

第3章
全体構想
(市全体の方針)

第4章
地域別構想
(地域ごとの方針)

第5章
実現化方策
(マスタープランの実現に向けて)

◆都市環境の基本方針(公園緑地、下水道河川、その他都市施設、都市景観)

基本方針

自然や歴史、文化と調和した 便利で暮らしやすいまちづくり

(関連するまちづくりの視点)

- 視点1 : コンパクトでウォーカブルなまちづくり
- 視点2 : 住宅、住生活に係る政策の推進
- 視点4 : 空き家、空き地や公共施設等の既存ストックの有効活用
- 視点6 : 自然環境や歴史、文化の適切な保全と活用
- 視点7 : 災害対策の強化
- 視点8 : 効率的、効果的な都市経営
- 視点9 : 他分野や周辺自治体と連携した施策の展開

■都市環境の基本的な考え方

都市施設の効率的な整備と管理

● 公園緑地の質的向上

- ・維持管理に加えて、事業内容の見直しや新たな事業により、利用者が安全で、楽しめる公園づくりに努めます。
- ・交流機能を充実させるため、公園の質の向上に向けたPFI手法による施設整備、指定管理者制度など、民間活力の導入について検討します。

● 下水道施設等の効率的な整備

- ・汚水処理については、下水道や農業集落排水等の集合処理、浄化槽による個別処理を、地域の人口密度や地形に応じて組み合わせながら、「館林市公共下水道事業基本計画」に基づく、効率的な整備を進めます。

● 都市施設の適正な管理

- ・公共施設の適正な配置や財政負担の軽減、平準化により、行政サービスの水準を確保するため、「館林市公共施設等総合管理計画」に基づき、計画的な維持管理を行います。
- ・施設の業務内容、運営コスト等を検証し、ニーズに呼応する施設を有効に活用するために、用途変更、他施設との複合化、廃止、除却を含めて再配置に取り組み、施設の保有量を縮減するとともに施設の質の充実に努めます。

● 都市施設の広域的な連携の検討

- ・機能的な都市活動の確保、向上を図るため、新たに必要となると施設の整備については、長期的展望に立って広域的な連携を検討します。

魅力ある都市景観の形成と風景の維持、継承

● 自然資源の管理、保全による自然景観の継承

・城沼風致地区、茂林寺風致地区、多々良沼風致地区など良好な自然資源の富んだ地域の適切な管理、保全により、美しい自然景観の維持、継承に努めます。

● 歴史、文化的景観資源の保護、活用

・日本遺産に登録された城沼などの沼周辺や躑躅ヶ岡など本市の特色のある歴史や文化を魅力あるものとして次世代に引き継ぐため「館林市歴史文化基本構想」に基づき、確実な保護を行い、観光資源としての利活用を図ります。

● 地域の特性に応じた景観づくり

・地域の特性に応じた景観づくりに取り組むため、館林市としての景観条例の制定等を検討します。

第1章
都市計画マスタープランの
位置づけと役割

第2章
館林市の現状と
都市づくりの課題

第3章
全
体
構
想
(市全体の方針)

第4章
地
域
別
構
想
(地域ごとの方針)

第5章
実
現
化
方
策
(マスタープランの実現に向けて)

◆都市防災の基本方針

基本方針

地域防災力の向上による 安全で安心なまちづくり

(関連するまちづくりの視点)

視点1：コンパクトでウォーカブルなまちづくり

視点2：住宅、住生活に係る政策の推進

視点3：交通ネットワークの強化

視点4：空き家、空き地や公共施設等の既存ストックの有効活用

視点7：災害対策の強化

視点8：効率的、効果的な都市経営

視点9：他分野や周辺自治体と連携した施策の展開

■都市防災の基本的な考え方

国土強靱化地域計画に基づく災害に強いまちづくり

● 「館林市強靱化計画」に基づく重点化施策の推進

・推進方針に基づき、市街地や都市公園の整備、橋梁長寿命化修繕事業、江川橋架替事業などに取り組みます。

● 新たな広域避難、輸送ルートの整備

・市外との架橋等による緊急輸送道路や避難路を確保するため、関係機関と協議し、構想路線である渡良瀬川、利根川への架橋や高速道路のスマートインターチェンジの整備を推進します。

防災、減災等のための安全なまちづくりの推進

● 災害ハザードエリアにおける防災まちづくりの検討

・立地適正化計画の居住誘導区域内で行う防災対策を定める「防災指針」を作成し、災害ハザードエリアを踏まえた防災まちづくりを推進します。

・市街化調整区域においては、「まちなまとまり」を維持、形成すべきエリアを中心とした防災、減災の取組を進めながら、浸水ハザードエリアにおける開発の抑制について検討します。

【関連図】

将来都市像

住んでよし 訪れてよし 育みのまち たてばやし

都市づくりの目標

目標1：“人を育む”まちづくり

取組方針1:安心して子どもが育つ環境づくり

取組方針2:住民や地域が主体となった協働のまちづくり

目標2：“暮らしを育む”まちづくり

取組方針1:住民ニーズや地域特性に応じた居住環境の形成

取組方針2:住民や地域が主体となった協働のまちづくり

目標3：“人の交流を育む”まちづくり

取組方針1:歴史、文化、自然など地域の資源をいかしたまち

取組方針2:館林都市圏の交流、連携の強化の魅力度向上

都市構造における考え方

考え方1

持続可能な住民生活を
実現する考え方

考え方2

産業や観光の活性化により
市の活力を高める考え方

分野別基本方針

土地利用の基本方針

都市の特性をいかして魅力と
にぎわいを創出し、誰もが快適に
暮らし続けられる土地利用

交通体系の基本方針

コンパクト・プラス・ネットワークを
実現する交通ネットワークの構築

都市環境の基本方針

自然や歴史、文化と調和した
便利で暮らしやすいまちづくり

都市防災の基本方針

地域防災力の向上による
安全で安心なまちづくり

第1章
都市計画マスタープランの
位置づけと役割

第2章
館林市の現状と
都市づくりの課題

第3章
全
体
構
想
(市全体の方針)

第4章
地
域
別
構
想
(地域ごとの方針)

第5章
実
現
化
方
策
(マスタープランの実現に向けて)



第4章

地域別構想 (地域ごとの方針)

地域別構想は、館林市全域での都市計画に関する基本的な方針である「全体構想」を受け、地域の特性を踏まえながら地域別の都市計画に関する基本的な方針を示すとともに住民と行政との協働による身近なまちづくりに取り組んでいく際の手がかりとなるものです。

地域別構想では、全体構想を踏まえた「地域の将来像」と「基本方針」で構成しています。

4

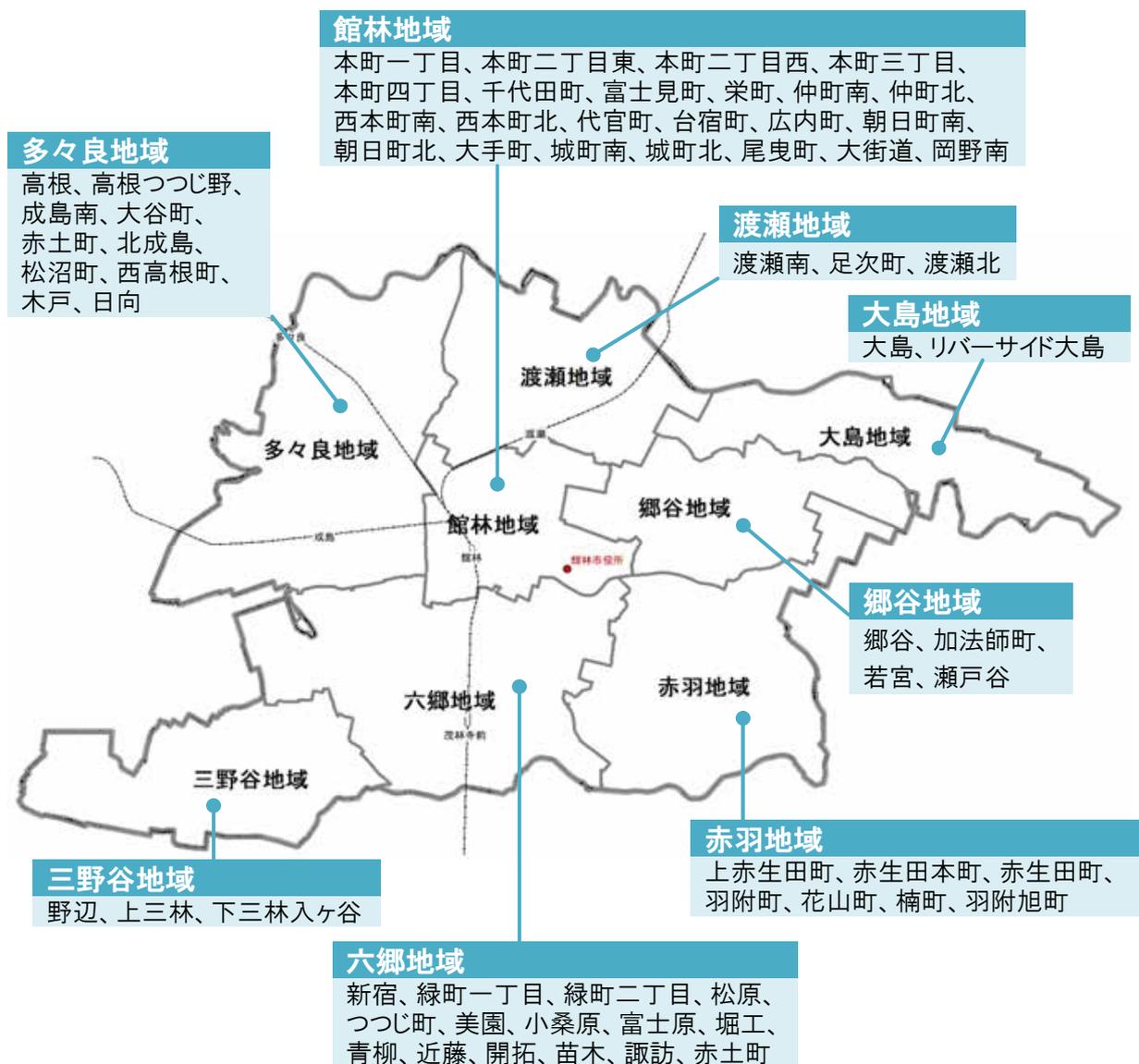
(1) 地域別構想とは

地域別構想は、館林市全域での都市計画に関する基本的な方針である「全体構想」を基に地域の特性を踏まえながら地域別の都市計画に関する基本的な方針を示すものです。

この地域別構想を参考に、より詳細な地域での現況や問題点を把握し、住民の皆さんが主体となってまちづくりの方向を検討し、目標とする将来像を共有するとともに、地域に最も適切な方策を考え、まちづくりを実践していくことが大切です。

■ 地域区分

行政区のまとまりである、館林地域、郷谷地域、大島地域、赤羽地域、六郷地域、三野谷地域、多々良地域、渡瀬地域の8つの地域に区分し、まちづくりの方針を定めます。



■ 地域ごとの目指すまちづくり

<p>館 林</p>	<p>本市の中心として歩いて楽しめる 多様な都市機能が集積するまちづくり</p> <p>方針 1: 広域的な拠点としての都市機能の充実 方針 2: 質の高い居住環境の形成</p>
<p>郷 谷</p>	<p>自然環境と調和し地域活力を高める 自然資源や交通基盤をいかしたまちづくり</p> <p>方針 1: 周辺環境に配慮した自然資源と交通基盤の活用 方針 2: 居住環境と地域コミュニティの活性化</p>
<p>大 島</p>	<p>良好な田園と調和し地域活力を高める 産業振興を促進するまちづくり</p> <p>方針 1: 周辺環境に配慮した産業機能の形成 方針 2: 既存集落を中心とした地域コミュニティの活性化</p>
<p>赤 羽</p>	<p>自然環境と調和し地域活力を高める 地域振興や交流を促進するまちづくり</p> <p>方針 1: 観光資源を中心とした交流機能等の充実 方針 2: 居住環境と地域コミュニティの活性化</p>
<p>六 郷</p>	<p>さまざまな機能が調和し快適に暮らせる 観光資源や交通基盤をいかしたまちづくり</p> <p>方針 1: 観光資源の活用と周辺環境に配慮した産業機能の向上 方針 2: 質の高い居住環境の形成と地域コミュニティの活性化</p>
<p>三野谷</p>	<p>良好な田園と調和し地域活力を高める 自然資源や産業機能をいかしたまちづくり</p> <p>方針 1: 自然資源の活用と周辺環境に配慮した産業機能の向上 方針 2: 既存集落を中心とした地域コミュニティの活性化</p>
<p>多々良</p>	<p>自然環境と調和し地域活力を高める 観光資源や交通基盤をいかしたまちづくり</p> <p>方針 1: 都市機能の集積と観光資源の活用 方針 2: 居住環境と地域コミュニティの活性化</p>
<p>渡 瀬</p>	<p>良好な田園と調和し地域活力を高める 産業機能や交通基盤をいかしたまちづくり</p> <p>方針 1: 周辺環境に配慮した産業機能の向上 方針 2: 居住環境と地域コミュニティの活性化</p>

第1章
都市計画マスタープランの
位置づけと役割

第2章
館林市の現状と
都市づくりの課題

第3章
全
体
構
想
(市全体の方針)

第4章
地
域
別
構
想
(地域ごとの方針)

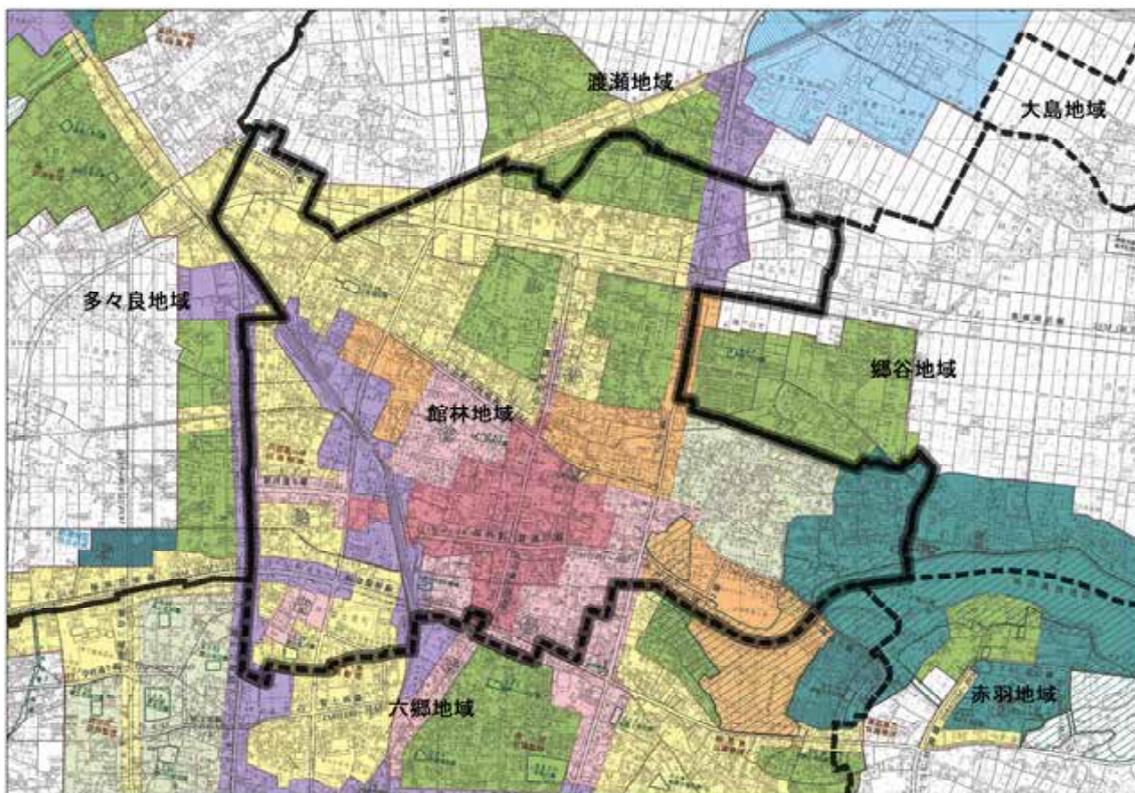
第5章
実
現
化
方
策
(マスタープランの実現に向けて)

(2) 館林地域

■ 地域の現況

- 館林地域は、面積約 489.3ha(うち市街化区域 約 468.2ha 約 96%)で市の中央部に位置し、市役所庁舎や東武鉄道館林駅等の主要な公共施設が立地する本市の中心的地域です。
- 館林駅と(都)中央通り線沿道等を中心に商業系、その周辺に住居系の市街地が形成されており、住居系の市街地は、土地区画整理事業等により整備している区域と既成市街地で形成されています。
- 平成 27(2015)年の地域人口は約 15,979 人で市総人口の約 21.0%に相当し、市内では最も人口密度の高い地域となっていますが、今後の人口減少により、人口密度の低下が懸念されます。(人口密度 市街化区域 約 36.4 人/ha、市街化調整区域 約 7.0 人/ha)
- 人口減少などによる空き家の増加やにぎわいの低下などが懸念される一方で、(都)中央通り線の整備や「リノベーションスクール@たてばやし」の開催など、まちの活性化に向けた取組も進められています。

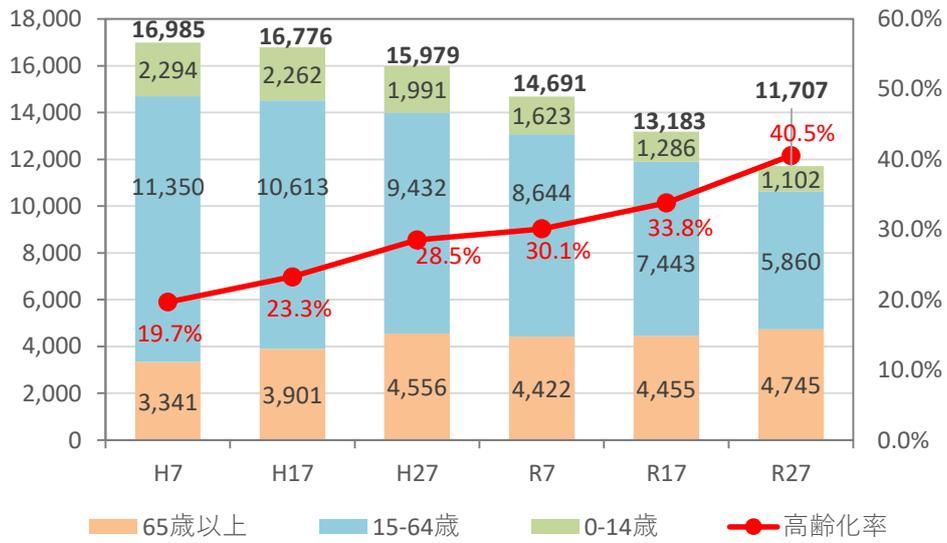
【都市計画指定状況】



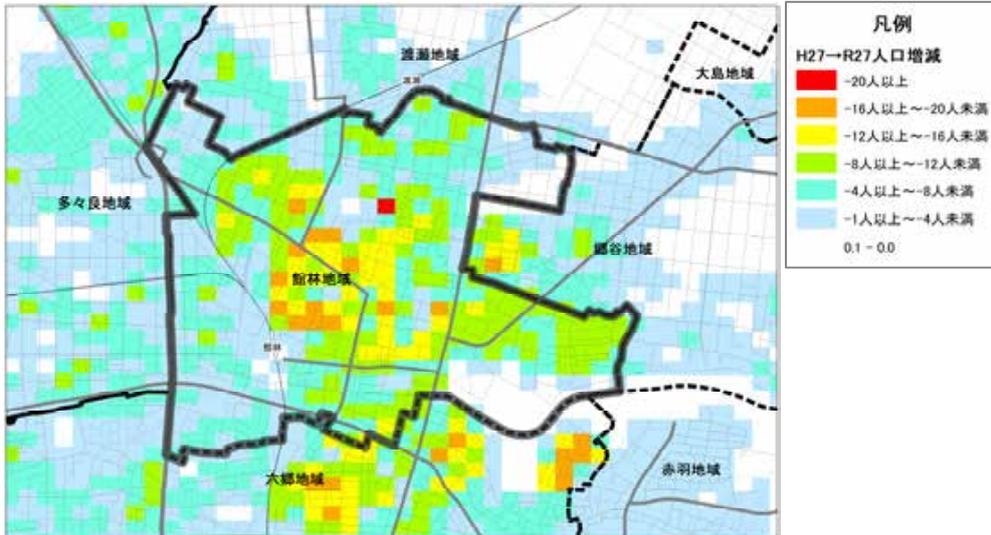
凡 例		凡 例	
都市計画区域	第一種低層住居専用地域	第一種中層住居専用地域	第一種住居地域
行政区域	第二種中層住居専用地域	第二種住居地域	商業地域
市街化区域	近隣商業地域	準工業地域	工業専用地域
用途地域	市街化調整区域	市街化調整区域	市街化調整区域
都市計画道路	東北縦貫自動車道		
都市計画公園・緑地			
その他の都市施設			
臨海地区			
特別緑地保全地区			
地区計画区域			
土地区画整理区域			
人口集中地区(平成27年国勢調査)			

平成 29(2017)年 9 月作成

【年齢3区分別人口及び高齢化率の推移(館林地域)】

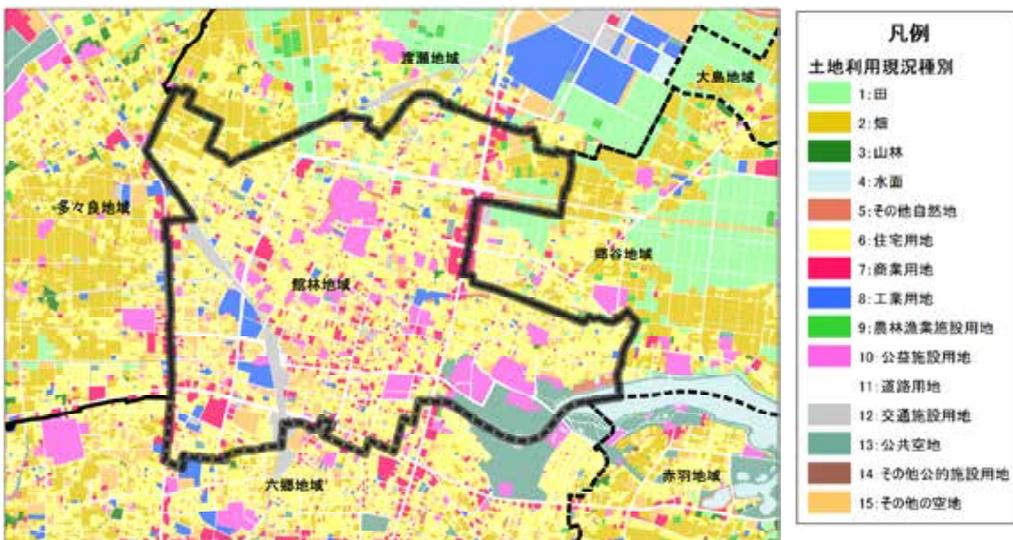


【人口密度の推移(H27→R27)】



※国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来人口推計平成30(2018)年3月30日」による推計値

【土地利用状況】



出典:平成28(2016)年都市計画基礎調査

第1章
都市計画マスタープランの
位置づけと役割

第2章
館林市の現状と
都市づくりの課題

第3章
全体構
想
(市全体の方針)

第4章
地域別構
想
(地域ごとの方針)

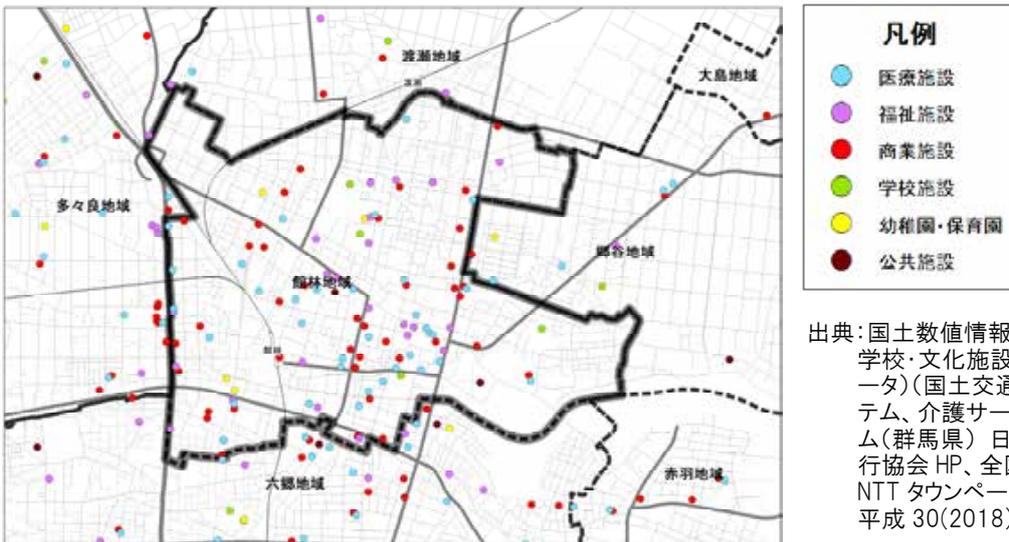
第5章
実現化方
策
(マスタープランの実現に向けて)

【公共交通状況】



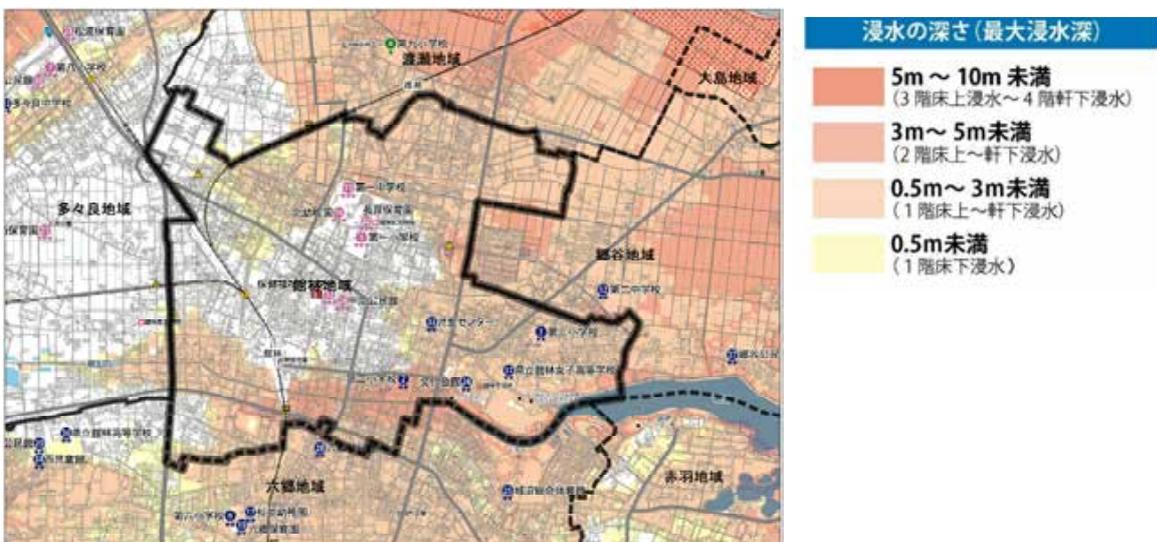
※バス路線は令和 2(2020)年 4 月 1 日時点

【生活サービス施設立地状況】



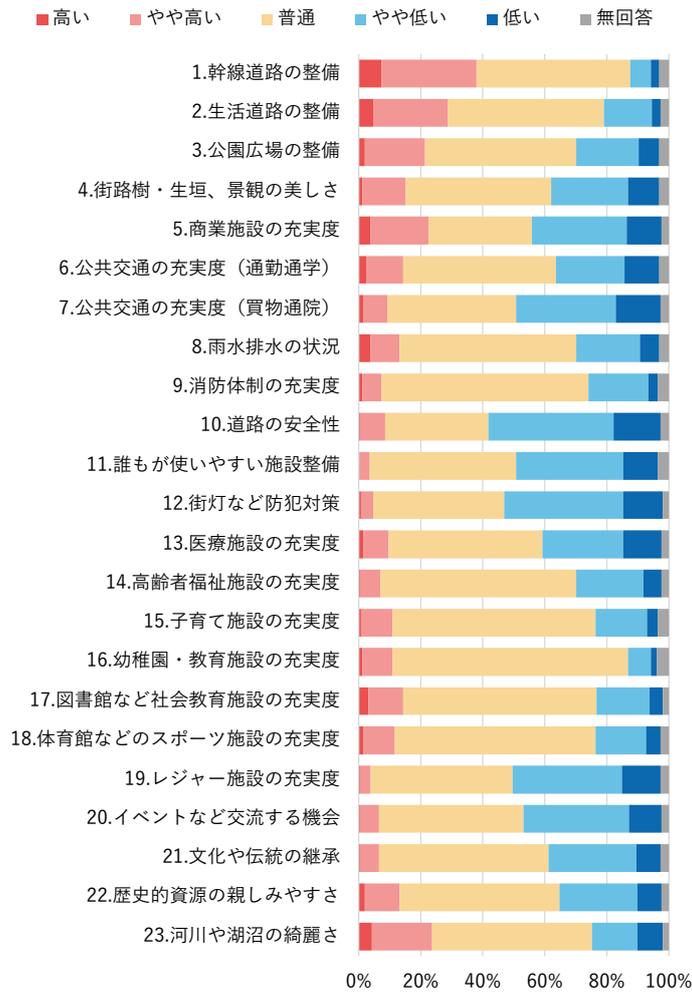
出典: 国土数値情報(医療機関データ、学校・文化施設データ、公共施設データ)(国土交通省) 医療情報システム、介護サービス情報公表システム(群馬県) 日本郵政 HP、日本銀行協会 HP、全国大型小売店総覧、NTT タウンページ を基に館林作成平成 30(2018)年 3 月現在

【浸水想定区域(想定最大規模重ね合わせ)】



出典: 館林市ハザードブック平成 30(2018)年 3 月

【住民アンケート(満足度)結果(館林地域)】



出典:平成30(2018)年住民アンケート調査

【市役所】



【館林駅(東口)】



【館林駅(西口)】



【(都)中央通り線】(完成イメージ)



第1章
都市計画マスタープランの
位置づけと役割

第2章
館林市の現状と
都市づくりの課題

第3章
全
体
構
想
(市全体の方針)

第4章
地
域
別
構
想
(地域ごとの方針)

第5章
実
現
化
方
策
(マスタープランの実現に向けて)

■ 館林地域の将来像

将来都市像

本市の中心として歩いて楽しめる
多様な都市機能が集積するまちづくり

■ 地域づくりの基本方針

方針1: 広域的な拠点としての都市機能の充実

● 都市機能の誘導等による中心拠点としての魅力向上

- ・館林駅周辺は、行政機能など多くの都市機能施設が立地していることから、広域中心拠点として魅力のある土地利用を図ります。
- ・立地適正化計画制度などの活用により、都市機能の集積や民間活力の活用など民間主導の取組も含めた商業施設などの都市機能施設を誘導し、生活利便性が高く、にぎわいのある市街地の形成を図ります。

● 館林駅を中心とした歩行者空間の確保

- ・既に整備された(都)館林駅前通り線や(都)駅西通り線に加え、(都)中央通り線などの整備により、歩行者が安全で快適に歩くことができる良好な歩行者空間を確保し、ウォーカブル都市として歩いて楽しめるにぎわいのあるまちづくりを推進します。

● 都市再生の効率的な推進

- ・住民生活の質の向上と地域経済の活性化を図るため、都市再生整備計画を策定し、歴史、文化、自然環境等の特性をいかした個性あるまちづくりを効率的に推進します。

方針2: 質の高い居住環境の形成

● 暮らしやすい居住環境の形成

- ・住宅に対する新たなニーズに対応するため、住宅政策とあわせて住宅単体ではなく街区全体として価値が高まるまちづくりの形成を図ります。
- ・館林駅東口周辺は、移住定住の促進や空き家、空き地などの低未利用地の有効活用による居住や商業施設等の誘導を図ります。
- ・館林駅西口周辺は、土地区画整理事業による住宅系の市街地整備を進めるとともに、商業施設等の誘導による良好な居住環境を形成することで、周辺の地域も含めた定住促進につなげていきます。

● 子育て関連支援機能等の充実

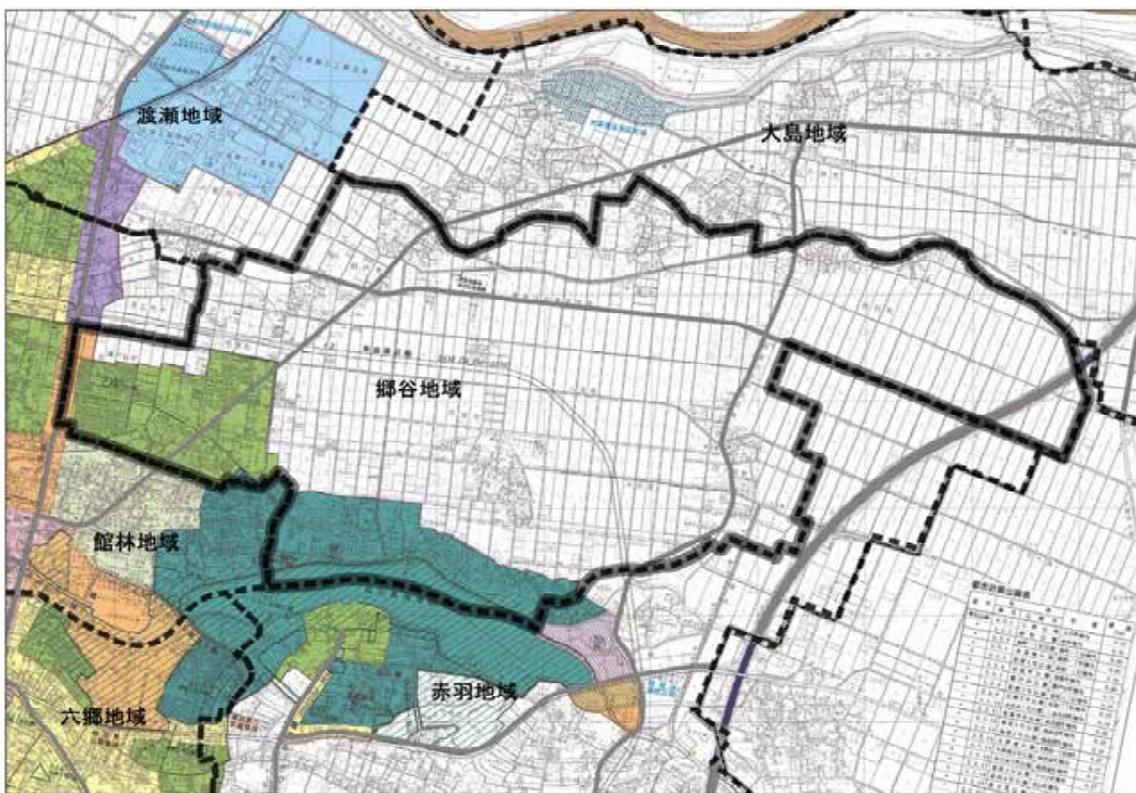
- ・子育て機能等の誘導により地域の持続的な発展を支える若年層の定住促進を図ります。また、高齢者等が安心して暮らせるよう、医療施設や介護福祉施設の集積を図ります。

(3) 郷谷地域

■ 地域の現況

- 郷谷地域は、面積約 577.0ha(うち市街化区域 約 98.5ha 約 17%)で市東部中央に位置し、東は板倉町に接し、北には館林市総合地方卸売市場、南側には城沼があり、その周辺は風致地区として保全されています。
- 市街地以外は水稻中心の農地が広がり、その中に集落地が点在しています。また、東側を(主)佐野行田線が縦断し、地域内に(都)東部環状線が通っています。
- 地域西部と南部の市街化区域には、住居系の市街地が形成されています。
- 平成 27(2015)年の地域人口は 4,282 人で市総人口の約 5.6%に相当し、南西部と城沼北側、(主)館林藤岡線等の幹線道路沿道に住宅地が点在しています。(人口密度 市街化区域 約 26.7 人/ha、市街化調整区域 約 3.2 人/ha)

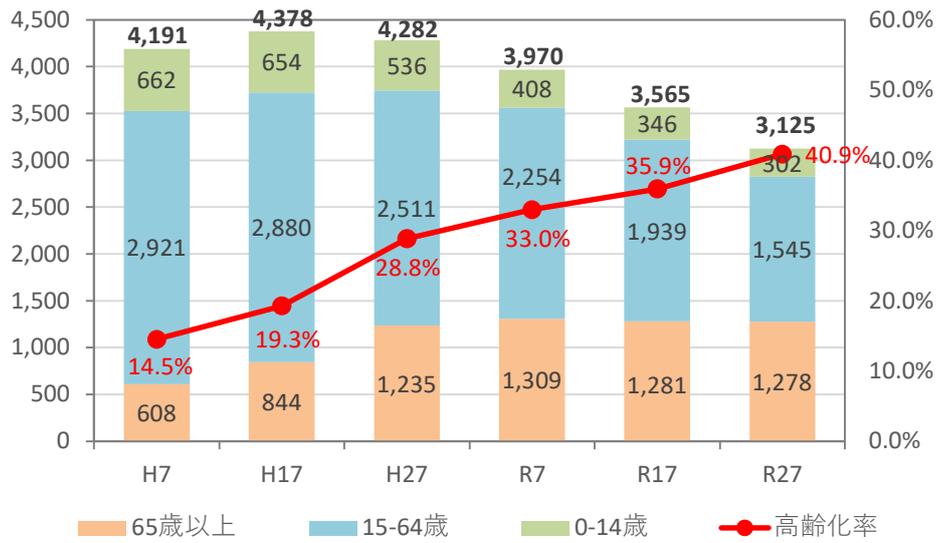
【都市計画指定状況】



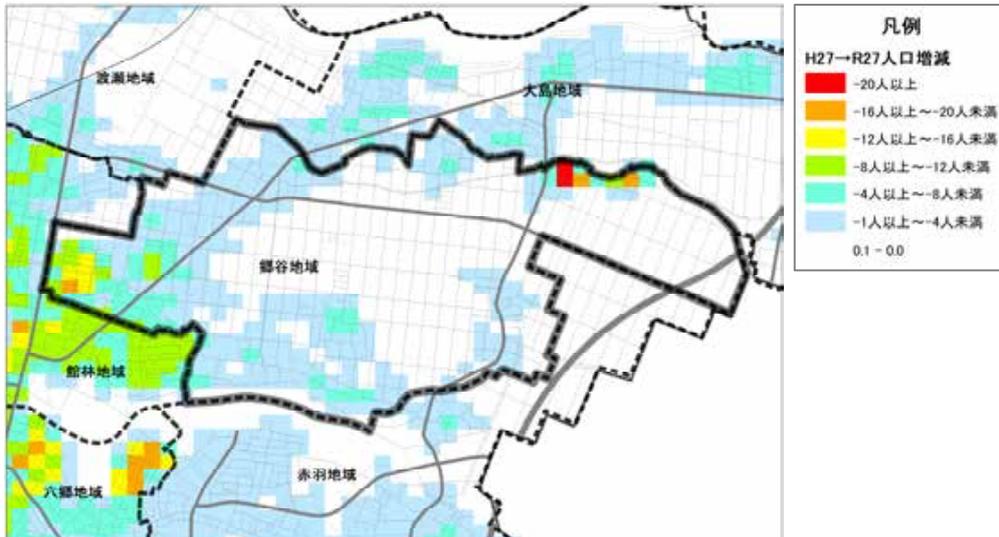
凡 例		凡 例	
彩色	種 別	彩色	種 別
(Blue)	都市計画区域	(Green)	第一種低層住居専用地域
(Grey)	行政区域	(Light Green)	第一種中高層住居専用地域
(Light Blue)	市街化区域	(Yellow-Green)	第二種中高層住居専用地域
(Light Green)	用途地域	(Yellow)	第一種住居地域
(Black Dashed)	都市計画道路	(Light Yellow)	第二種住居地域
(Green)	都市計画公園・緑地	(Pink)	近隣商業地域
(Light Blue)	その他の都市施設	(Red)	商業地域
(Light Green)	風致地区	(Purple)	準工業地域
(Light Green)	特別緑地保全地区	(Light Blue)	工業専用地域
(Light Blue)	地区計画区域	(Light Blue)	市街化調整区域
(Light Green)	土地区画整理区域	(Purple)	東北縦貫自動車道
(Light Green)	人口集中地区(平成27年度)		

平成 29(2017)年 9 月作成

【年齢3区分別人口及び高齢化率の推移(郷谷地域)】

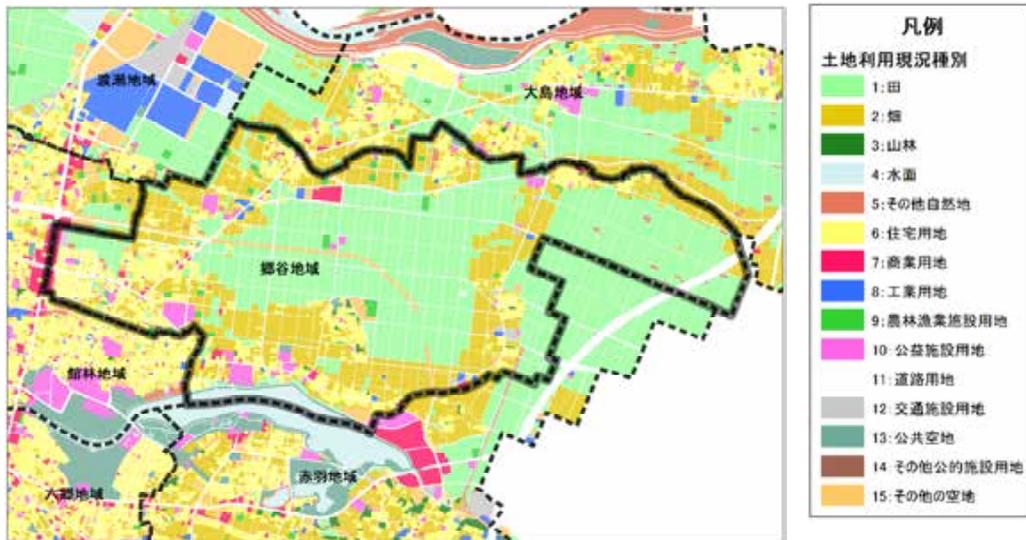


【人口密度の推移(H27→R27)】



※国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来人口推計平成30(2018)年3月30日」による推計値

【土地利用状況】



出典:平成28(2016)年都市計画基礎調査

第1章
都市計画マスタープランの
位置づけと役割

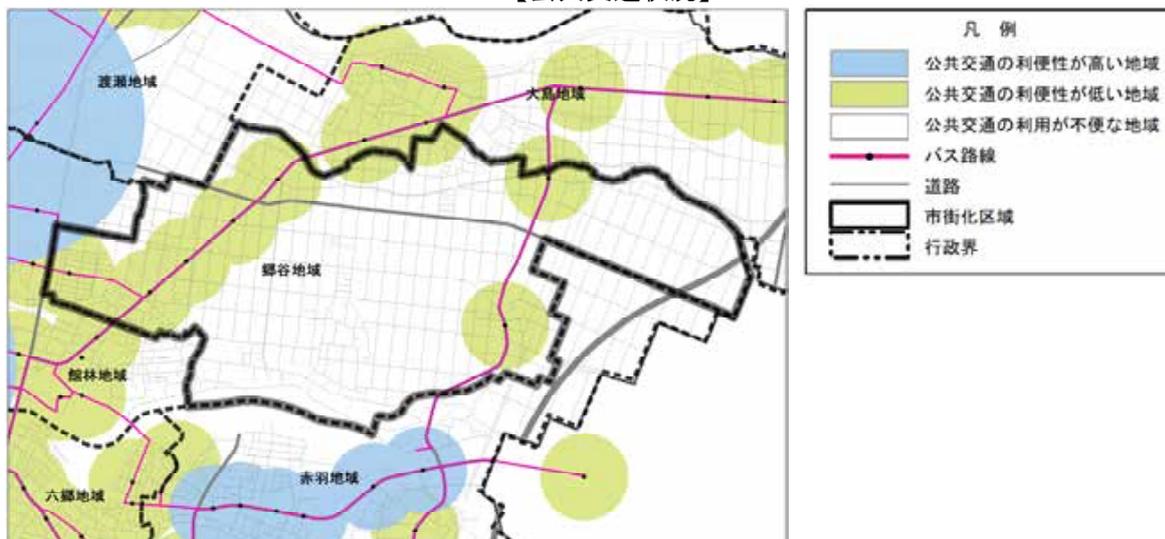
第2章
館林市の現状と
都市づくりの課題

第3章
全体構
想
(市全体の方針)

第4章
地域別構
想
(地域ごとの方針)

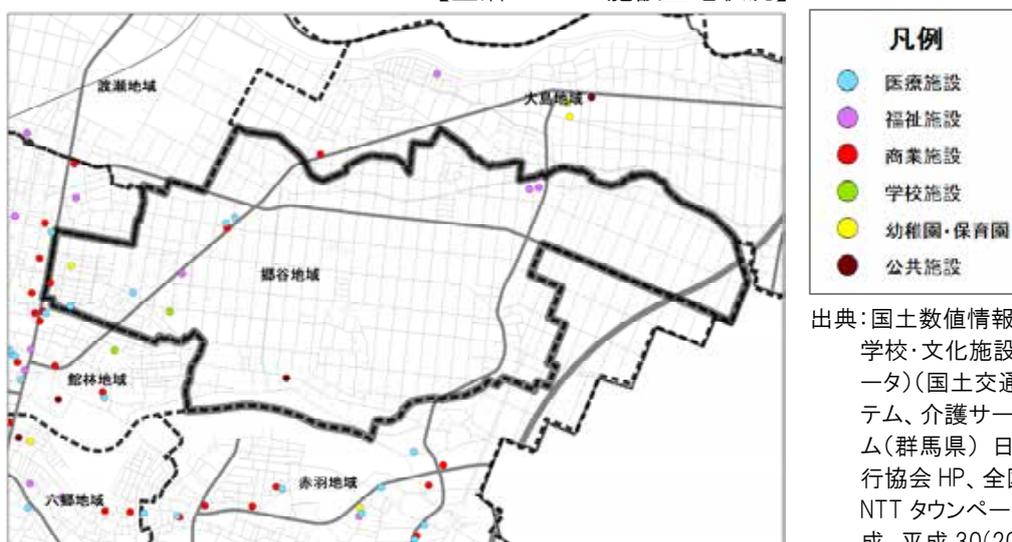
第5章
実現化方
策
(マスタープランの実現に向けて)

【公共交通状況】



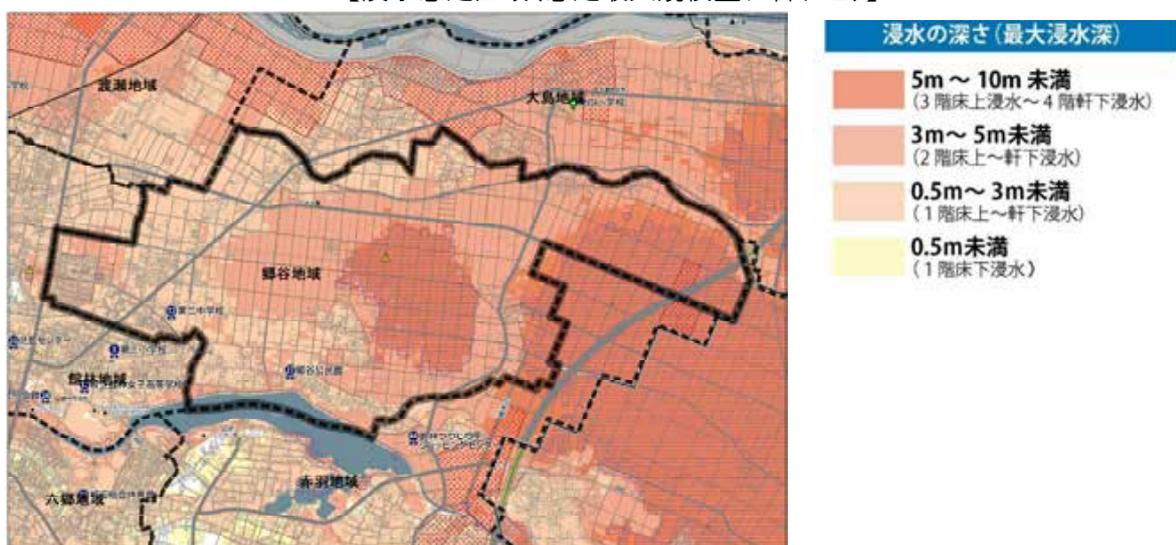
※バス路線は令和2(2020)年4月1日時点

【生活サービス施設立地状況】



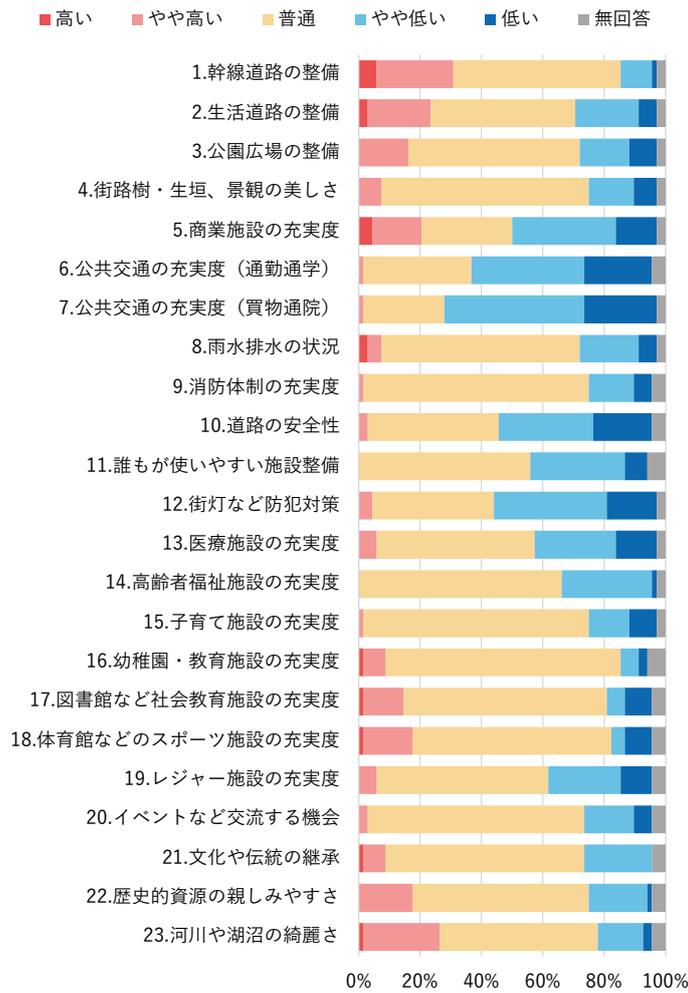
出典：国土数値情報(医療機関データ、学校・文化施設データ、公共施設データ)(国土交通省) 医療情報システム、介護サービス情報公表システム(群馬県) 日本郵政 HP、日本銀行協会 HP、全国大型小売店総覧、NTT タウンページ を基に館林市作成 平成30(2018)年3月現在

【浸水想定区域(想定最大規模重ね合わせ)】



出典：館林市ハザードブック平成30(2018)年3月

【住民アンケート(満足度)結果(郷谷地域)】



出典:平成30(2018)年住民アンケート調査

【城沼】



【(都)東部環状線】



【館林市総合地方卸売市場】



第1章
都市計画マスタープランの
位置づけと役割

第2章
館林市の現状と
都市づくりの課題

第3章
全
体
構
想
(市全体の方針)

第4章
地域別構想
(地域ごとの方針)

第5章
実
現
化
方
策
(マスタープランの実現に向けて)

■ 郷谷地域の将来像

将来都市像

自然環境と調和し地域活力を高める
自然資源や交通基盤をいかしたまちづくり

■ 地域づくりの基本方針

方針1: 周辺環境に配慮した自然資源と交通基盤の活用

● 自然資源の保全と活用

- ・日本遺産に認定された城沼周辺は、地域住民の憩いの空間として自然環境を保全しながら、集客施設等の充実を図り、観光、交流拠点として市内外からの来訪者が集う交流空間等の活用を促進します。

● 幹線道路沿道等における土地利用の誘導

- ・(都)東部環状線沿道等は、広域的な交通幹線機能をいかし、沿道系土地利用の誘導し、にぎわいが持続される土地利用を図ります。
- ・市街化調整区域においては、周辺環境との調和に配慮しつつ、自動車の運転者のための休憩施設などの誘導に努めます。

方針2: 居住環境と地域コミュニティの活性化

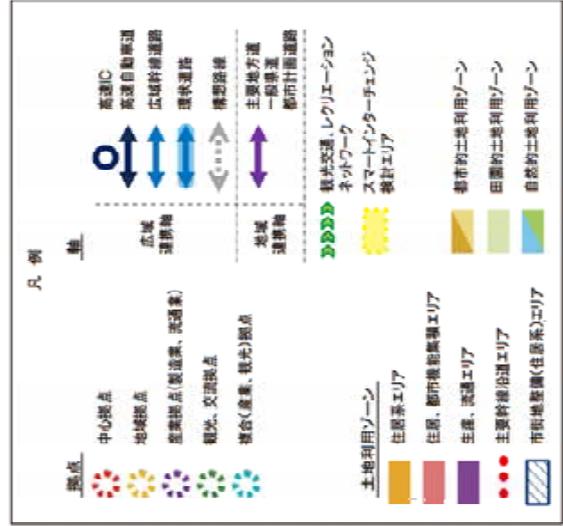
● 用途地域に応じた土地利用の整序

- ・市街化区域においては、用途地域に即した住宅や商業施設の立地を誘導し、土地利用の整序化を図ります。また、城沼周辺の住宅地においては、自然環境と調和した良好な居住環境を維持するとともに、生活利便施設の立地ができるように用途地域の見直し等を検討します。

● 市街化調整区域における地域コミュニティの活性化

- ・優良農地の保全を基本とし、既存集落の居住環境の維持を図るとともに、生活利便施設の誘導を検討します。

■ 地域づくりの方針図(郷谷地域)



第1章 都市計画マスタープランの位置づけと役割

第2章 館林市の現状と都市づくりの課題

第3章 全体構想(市全体の方針)

第4章 地域別構想(地域ごとの方針)

第5章 実現化方策(マスタープランの実現に向けて)

(4) 大島地域

■ 地域の現況

- 大島地域は、面積約 585.6ha(うち市街化区域 約 53ha 約 9%)で市北東部に位置し、北は栃木県佐野市との市、県境である一級河川渡良瀬川、北、南、東の 3 方を板倉町と接しており、水稻中心の農地が広がり、その中に集落地が点在しています。
- 市街化区域は館林東部工業団地の工業系の市街地のみとなっていますが、土地改良事業とあわせた新規産業団地の検討をしています。また、大島住宅団地の地区計画区域もあります。
- 平成 27(2015)年の地域人口は 2,215 人で市総人口の約 2.9%に相当し、低密度に集落地が点在しています。(人口密度 市街化区域 住居地域の指定なし、市街化調整区域 約 3.2 人/ha)

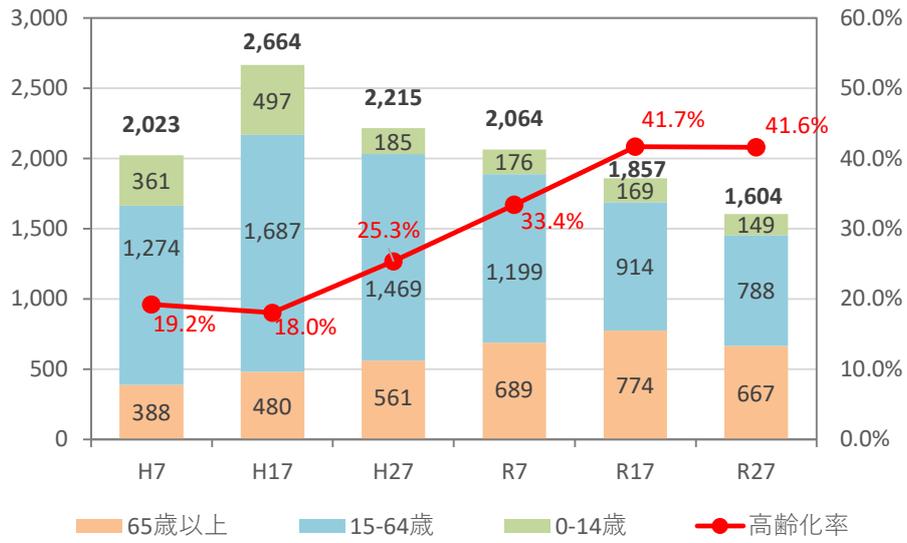
【都市計画指定状況】



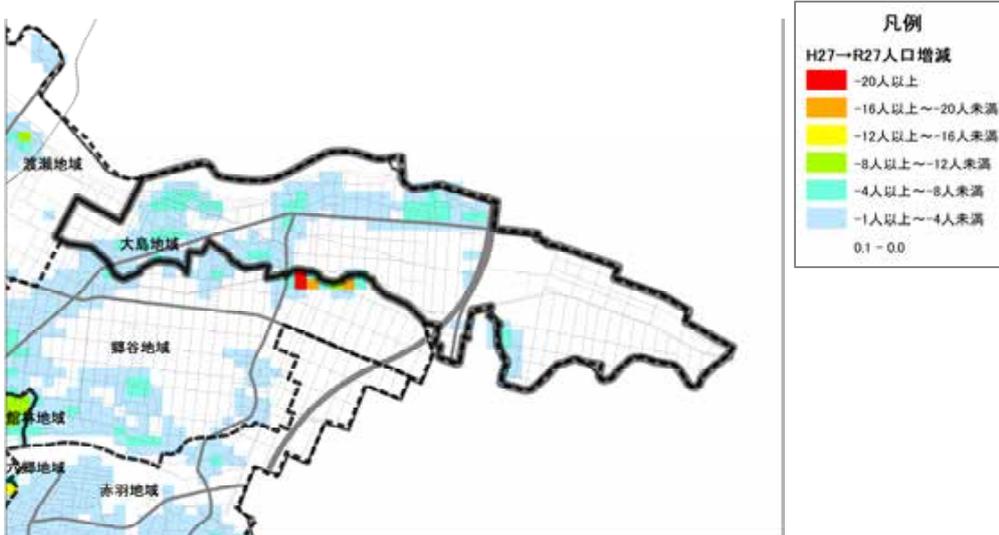
凡		例	
彩色	種別	彩色	種別
[Orange]	都市計画区域	[Light Green]	第一種低層住居専用地域
[White]	行政区域	[Light Green]	第一種中高層住居専用地域
[White]	市街化区域	[Light Green]	第二種中高層住居専用地域
[White]	用途地域	[Yellow]	第一種住居地域
[White]	都市計画道路	[Yellow]	第二種住居地域
[White]	都市計画公園・緑地	[Pink]	近隣商業地域
[White]	その他の都市施設	[Pink]	商業地域
[White]	農林地区	[Purple]	準工業地域
[White]	特別緑地保全地区	[Purple]	工業専用地域
[White]	地区計画区域	[Purple]	市街化調整区域
[White]	土地用途調整区域	[Purple]	東北縦貫自動車道
[White]	人口集中地区(平成27年度調査)		

平成 29(2017)年 9 月作成

【年齢3区分別人口及び高齢化率の推移(大島地域)】

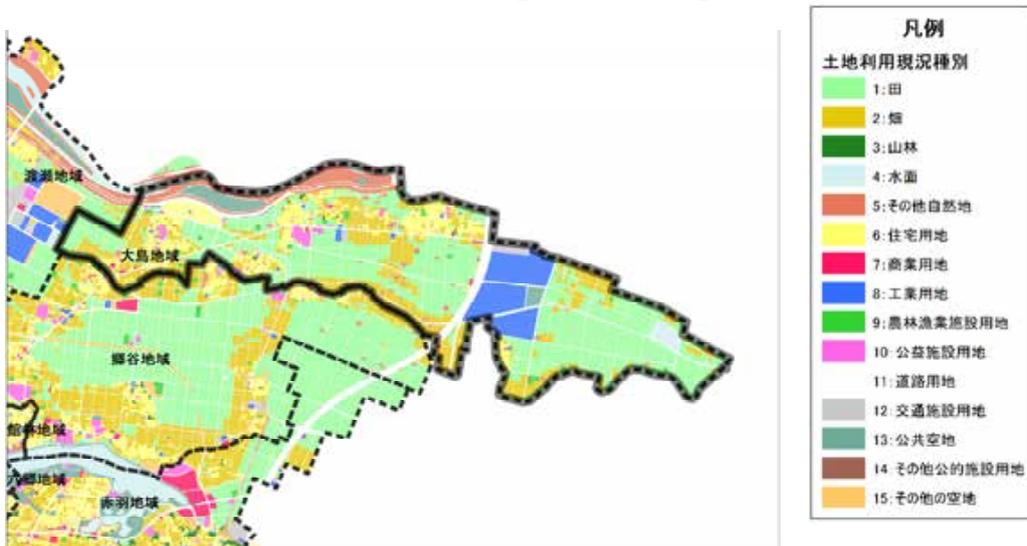


【人口密度の推移(H27→R27)】



※国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来人口推計平成30(2018)年3月30日」による推計値

【土地利用状況】



出典：平成28(2016)年都市計画基礎調査

第1章
都市計画マスタープランの
位置づけと役割

第2章
館林市の現状と
都市づくりの課題

第3章
全体構
想
(市全体の方針)

第4章
地域別構
想
(地域ごとの方針)

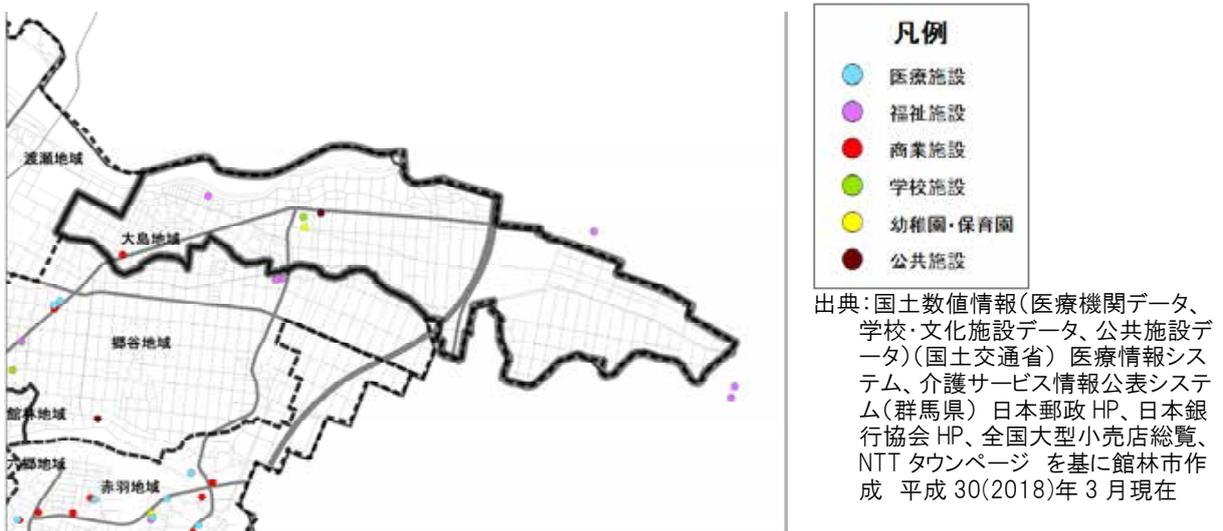
第5章
実現化方
策
(マスタープランの実現に向けて)

【公共交通状況】

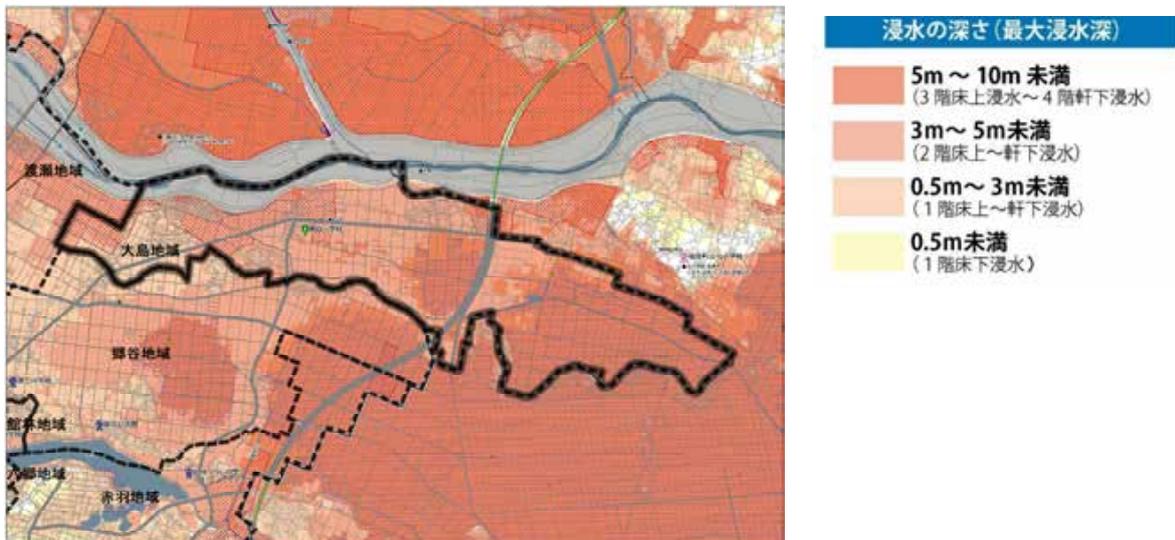


※バス路線は令和 2(2020)年 4 月 1 日時点

【生活サービス施設立地状況】

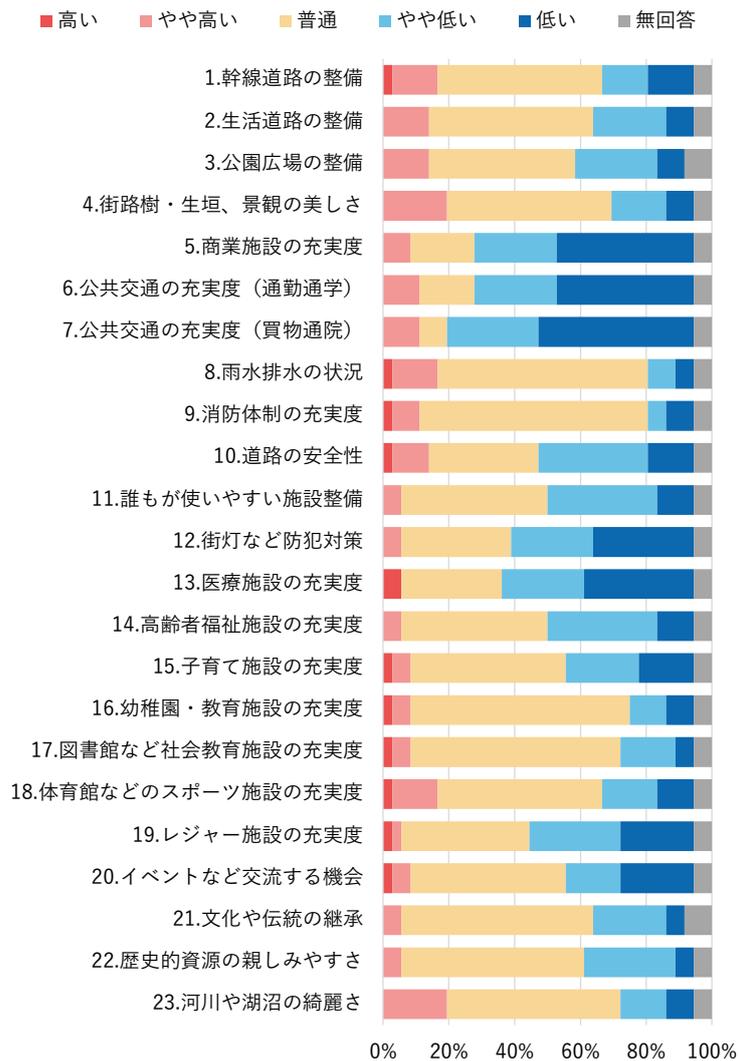


【浸水想定区域(想定最大規模重ね合わせ)】



出典：館林市ハザードブック平成 30(2018)年 3 月

【住民アンケート(満足度)結果(大島地域)】



出典:平成 30(2018)年住民アンケート調査

【館林東部工業団地】



【大島住宅団地】



第1章
都市計画マスタープランの
位置づけと役割

第2章
館林市の現状と
都市づくりの課題

第3章
全
体
構
想
(市全体の方針)

第4章
地
域
別
構
想
(地域ごとの方針)

第5章
実
現
化
方
策
(マスタープランの実現に向けて)

■ 大島地域の将来像

将来都市像

良好な田園と調和し地域活力を高める
産業振興を促進するまちづくり

■ 地域づくりの基本方針

方針1: 周辺環境に配慮した産業機能の形成

● 産業機能の向上

- ・館林東部工業団地は、本市を支える産業拠点として、操業環境の向上を図るなど、産業の集積に努めます。また、工業団地周辺においても、周辺環境との調和に配慮しつつ、需要に応じてエリアの拡大を検討します。
- ・大島地区は、営農条件の改善と農地の高度利用を促進するための土地改良事業を推進します。

● 産業振興に向けた事業の推進

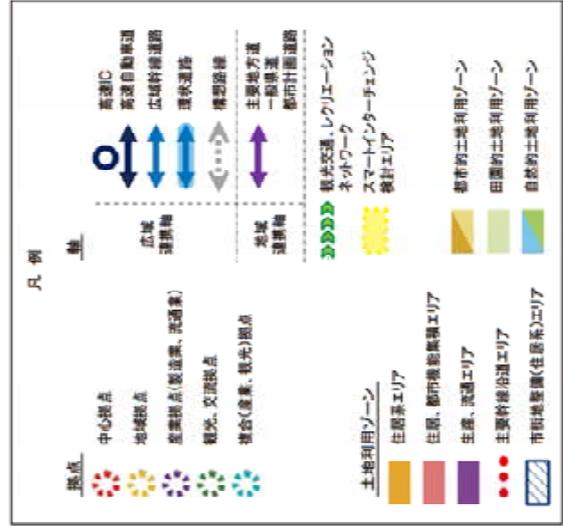
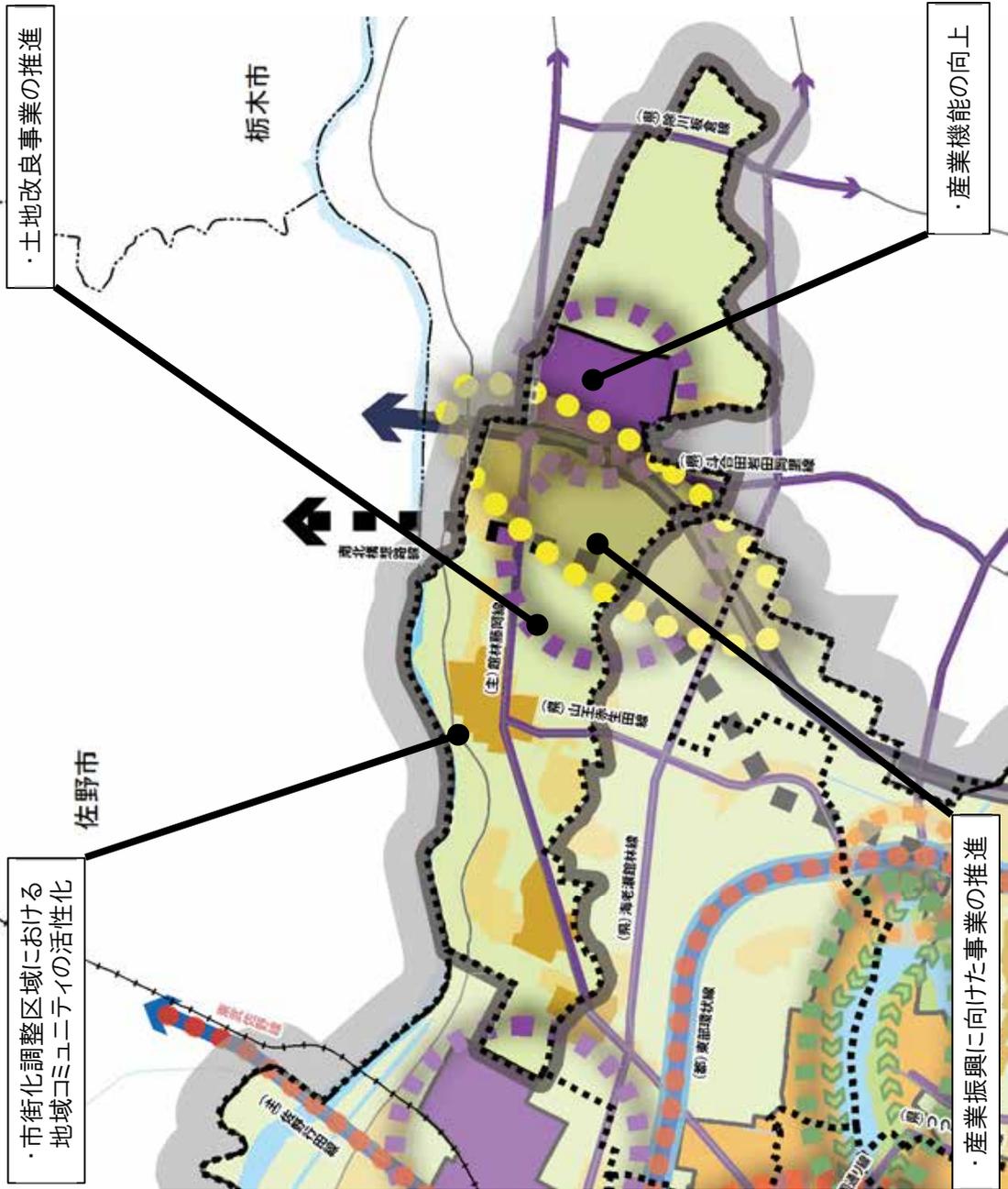
- ・地域振興の核となる新たな産業拠点の形成に向けて、周辺環境との調和に配慮しつつ、工業、物流機能等の計画的な誘導を図ります。

方針2: 既存集落を中心とした地域コミュニティの活性化

● 市街化調整区域における地域コミュニティの活性化

- ・優良農地の保全を基本とし、既存集落の居住環境の維持を図るとともに、生活利便施設の誘導を検討します。
- ・大島住宅団地は、引き続き居住環境を維持するとともに、地区計画制度の見直しなどによる生活利便施設の立地を検討します。

■ 地域づくりの方針図(大島地域)



第1章 都市計画マスタープランの位置づけと役割

第2章 館林市の現状と都市づくりの課題

第3章 全体構想(市全体の方針)

第4章 地域別構想(地域ごとの方針)

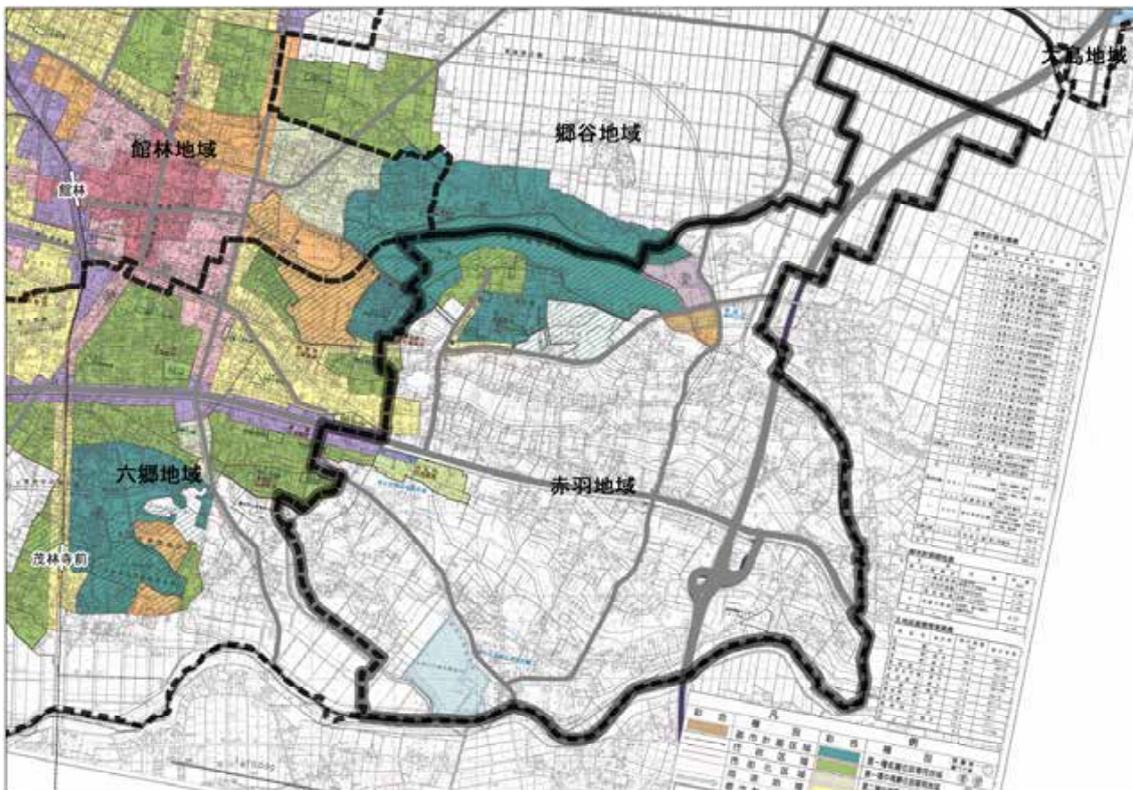
第5章 実現化方策(マスタープランの実現に向けて)

(5) 赤羽地域

■ 地域の現況

- 赤羽地域は、面積約 876.0ha(うち市街化区域 約 105.8ha 約 12%)で市南東部に位置し、南は一級河川谷田川を境に明和町、東は板倉町と接し、北側には城沼があり、その周辺は風致地区により保全が図られ、南岸にはつつじが岡公園があります。市街地以外は畑作中心の農地が広がり、その中に集落地が点在しています。また、東側に東北自動車道館林 IC があり、中央に(国)354号が通っています。
- 市街化区域は、花山土地区画整理等の住居系、城沼東側と(国)354号沿道に商業系の市街地が形成されています。また、楠地区の商業施設、谷田川北部地区の産業団地、赤生田地区の医療、防災関連施設の地区計画区域もあります。
- 平成 27(2015)年の地域人口は 6,409 人で市総人口の約 8.4%に相当し、地域全体に低密度に集落地が形成されています。(人口密度 市街化区域 約 11.8 人/ha、市街化調整区域 約 6.8 人/ha)

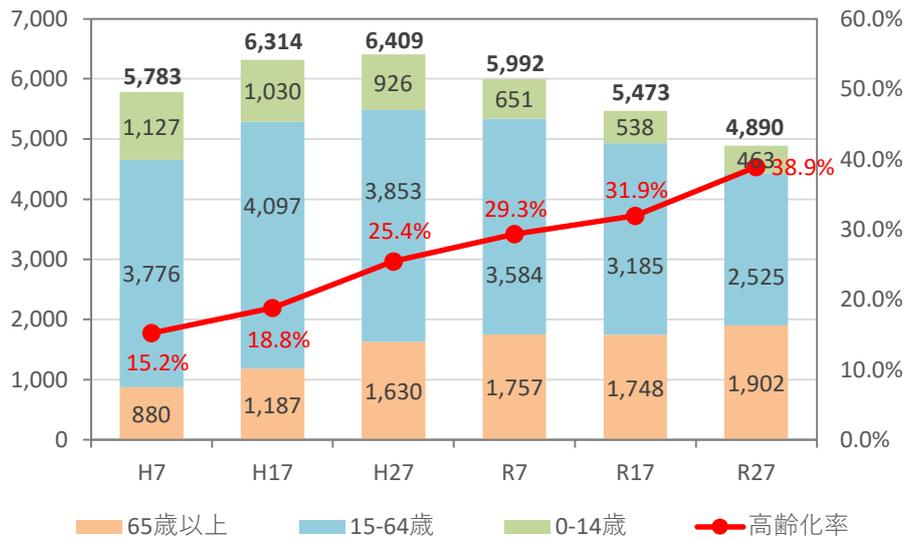
【都市計画指定状況】



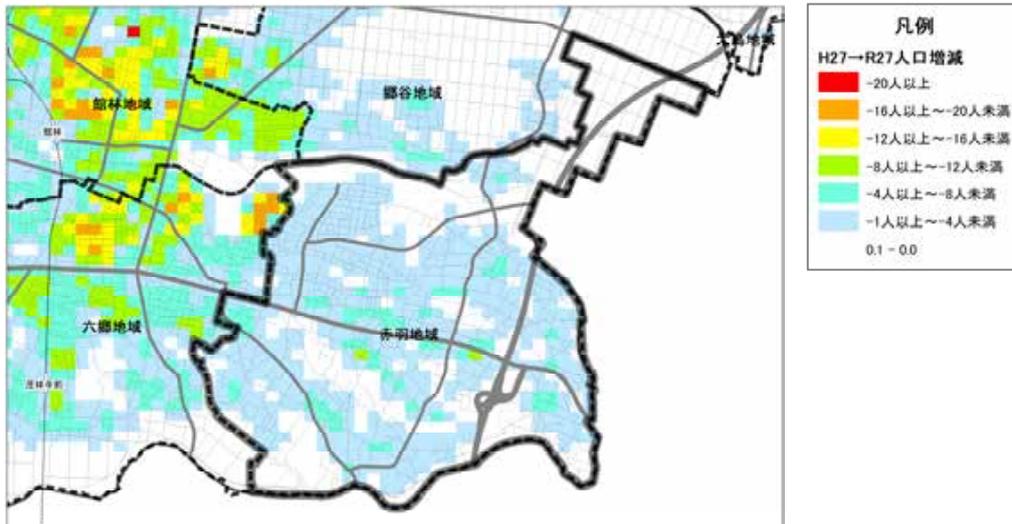
凡 例		凡 例	
都市計画区域	第一種低層住居専用地域	第一種中層住居専用地域	第一種住居地域
行政区域	第二種低層住居専用地域	第二種中層住居専用地域	第二種住居地域
市街化区域	第一種商業地域	第二種住居地域	近隣商業地域
用途地域	商業地域	第一種工業地域	商業地域
都市計画道路	準工業地域	第二種工業地域	工業専用地域
都市計画公園・緑地	市街化調整区域	第一種特別緑地保全地区	東北縦貫自動車道
その他の都市施設		第二種特別緑地保全地区	
風致地区		人口集中地区(平成27年度)	
特別緑地保全地区			
地区計画区域			
土地区画整理区域			
人口集中地区(平成27年度)			

平成 29(2017)年 9 月作成

【年齢3区分別人口及び高齢化率の推移(赤羽地域)】

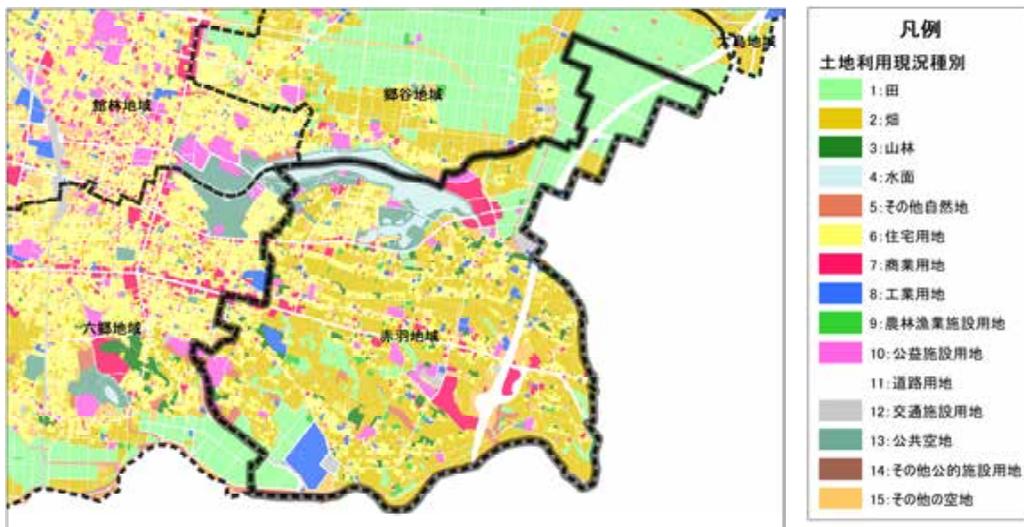


【人口密度の推移(H27→R27)】



※国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来人口推計平成30(2018)年3月30日」による推計値

【土地利用状況】



出典:平成28(2016)年都市計画基礎調査

第1章
都市計画マスタープランの
位置づけと役割

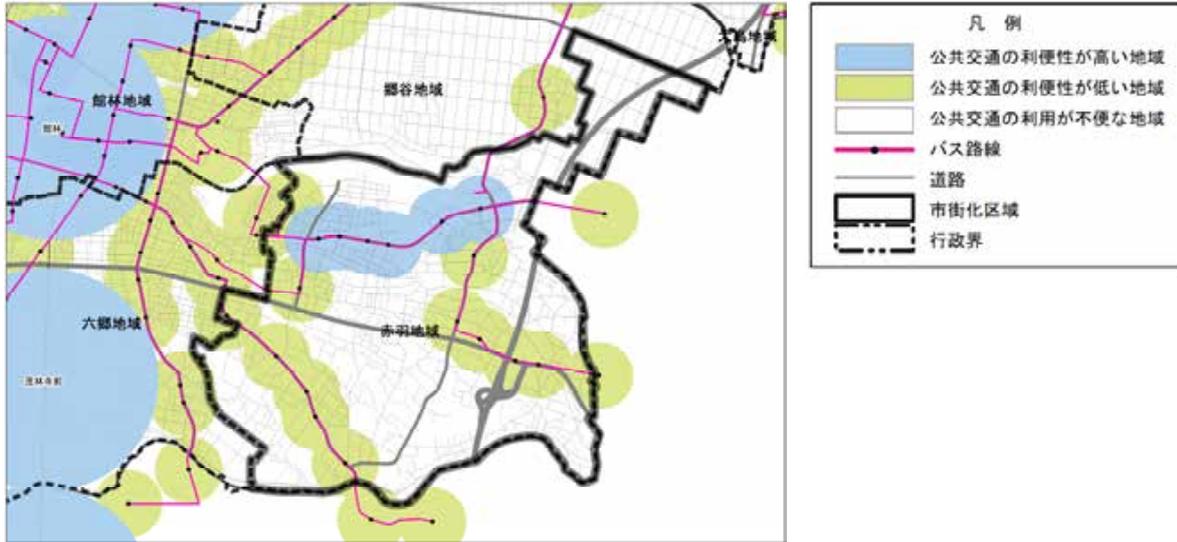
第2章
館林市の現状と
都市づくりの課題

第3章
全体構
想
(市全体の方針)

第4章
地域別構
想
(地域ごとの方針)

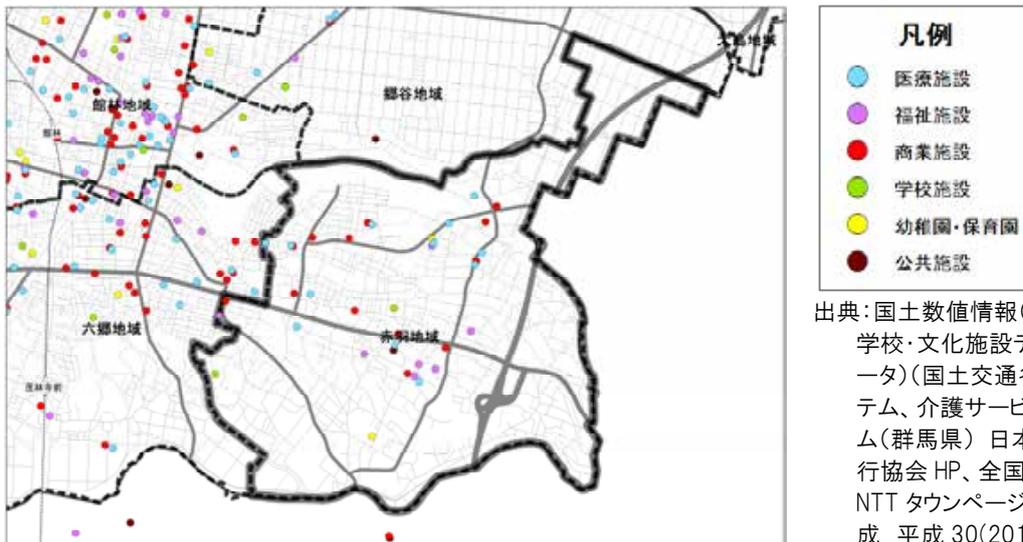
第5章
実現化方
策
(マスタープランの実現に向けて)

【公共交通状況】



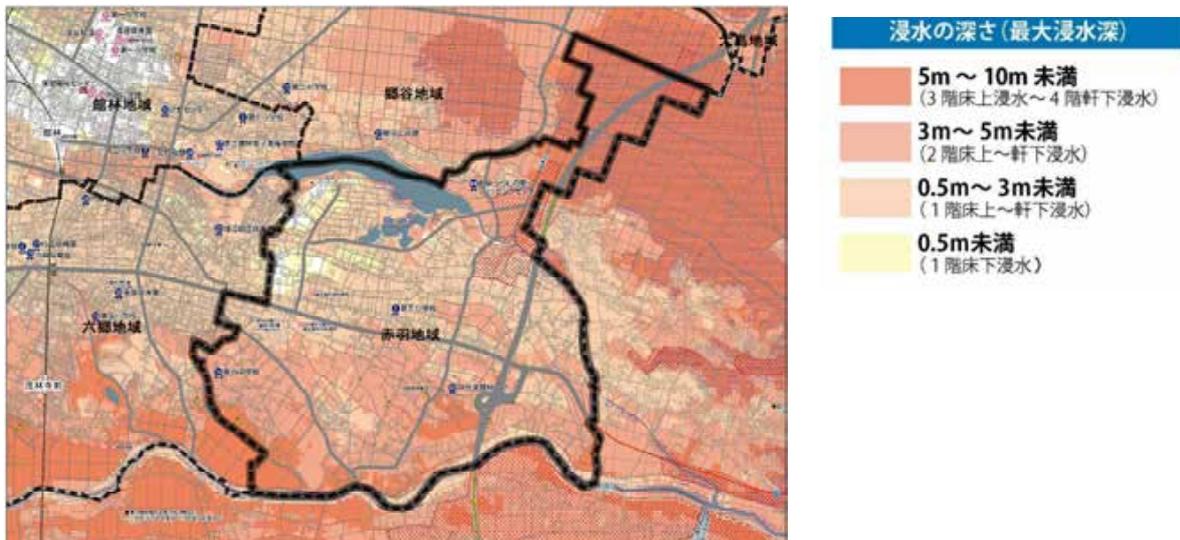
※バス路線は令和 2(2020)年 4 月 1 日時点

【生活サービス施設立地状況】



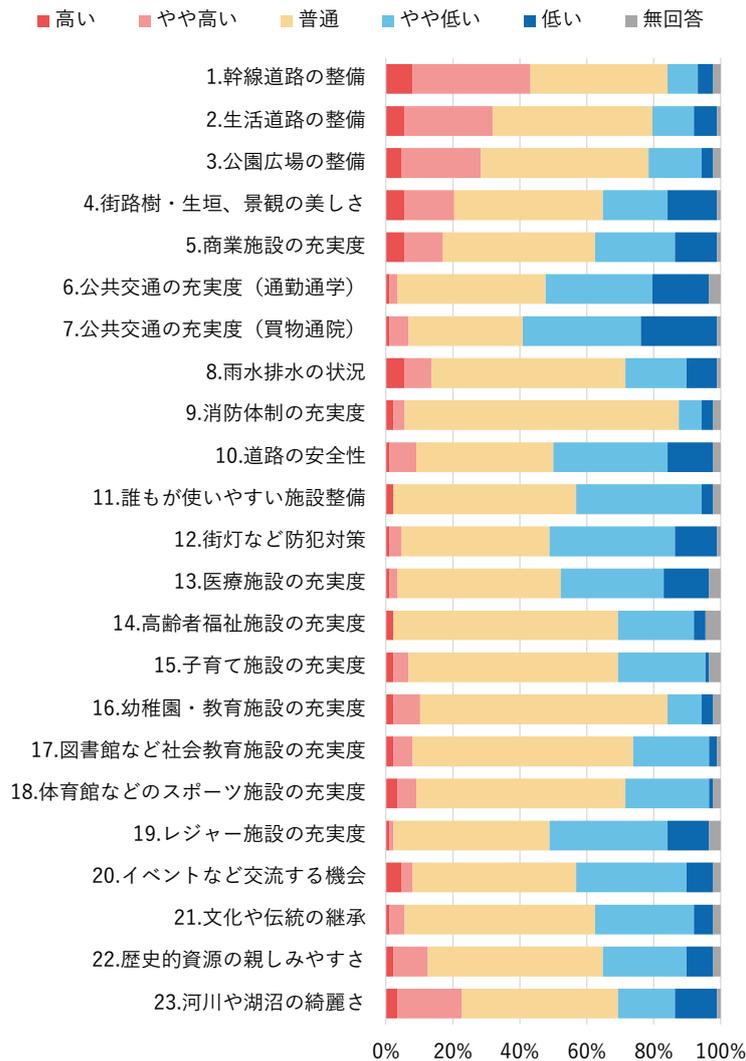
出典：国土数値情報(医療機関データ、学校・文化施設データ、公共施設データ)(国土交通省) 医療情報システム、介護サービス情報公表システム(群馬県) 日本郵政 HP、日本銀行協会 HP、全国大型小売店総覧、NTT タウンページ を基に館林市作成 平成 30(2018)年 3 月現在

【浸水想定区域(想定最大規模重ね合わせ)】



出典：館林市ハザードブック平成 30(2018)年 3 月

【住民アンケート(満足度)結果(赤羽地域)】



出典:平成 30(2018)年住民アンケート調査

【館林インターチェンジ】



【つつじが岡公園】



【城沼】



【谷田川北部産業団地】



第1章
都市計画マスタープランの
位置づけと役割

第2章
館林市の現状と
都市づくりの課題

第3章
全
体
構
想
(市全体の方針)

第4章
地
域
別
構
想
(地域ごとの方針)

第5章
実
現
化
方
策
(マスタープランの実現に向けて)

■ 赤羽地域の将来像

将来都市像

自然環境と調和し地域活力を高める 地域振興や交流を促進するまちづくり

■ 地域づくりの基本方針

方針1: 観光資源を中心とした交流機能等の充実

● 観光、産業振興に向けた事業の推進

- ・日本遺産に認定された城沼周辺は、地域住民の憩いの空間として自然環境を保全しながら、集客施設等の充実を図り、観光、交流拠点として市内外からの来訪者が集う交流空間の形成を促進します。
- ・谷田川北部産業団地の産業機能の維持を図るとともに、東北自動車道館林ICへの近接性をいかし、周辺環境との調和に配慮しつつ、新たな地域振興の核となる複合（産業、観光）拠点の形成に向けた制度の活用を検討します。

● 地域拠点への都市機能の集積

- ・城沼東部地区は、立地適正化計画などの活用により、地域の商業サービスを担う拠点として、その機能の維持や新たな集積を誘導し、拠点の機能強化を図ります。

● 幹線道路沿道等における土地利用の誘導

- ・(国)354号沿道等は、広域的な交通幹線機能をいかし、沿道系土地利用の誘導し、にぎわいが持続される土地利用を図ります。
- ・市街化調整区域においては、周辺環境との調和に配慮しつつ、自動車の運転者のための休憩施設などの誘導に努めます。

方針2: 居住環境と地域コミュニティの活性化

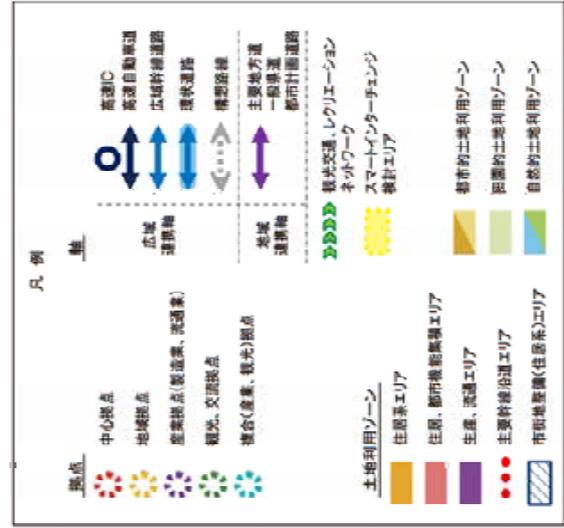
● 用途地域に応じた土地利用の整序

- ・市街化区域においては、用途地域に即した住宅や商業施設の立地を誘導し、土地利用の整序化を図ります。

● 市街化調整区域における地域コミュニティの活性化

- ・優良農地の保全を基本とし、既存集落の居住環境の維持を図るとともに、生活利便施設の誘導を検討します。

■ 地域づくりの方針図(赤羽地域)



第1章 都市計画マスタープランの位置づけと役割

第2章 館林市の現状と都市づくりの課題

第3章 全体構想(市全体の方針)

第4章 地域別構想(地域ごとの方針)

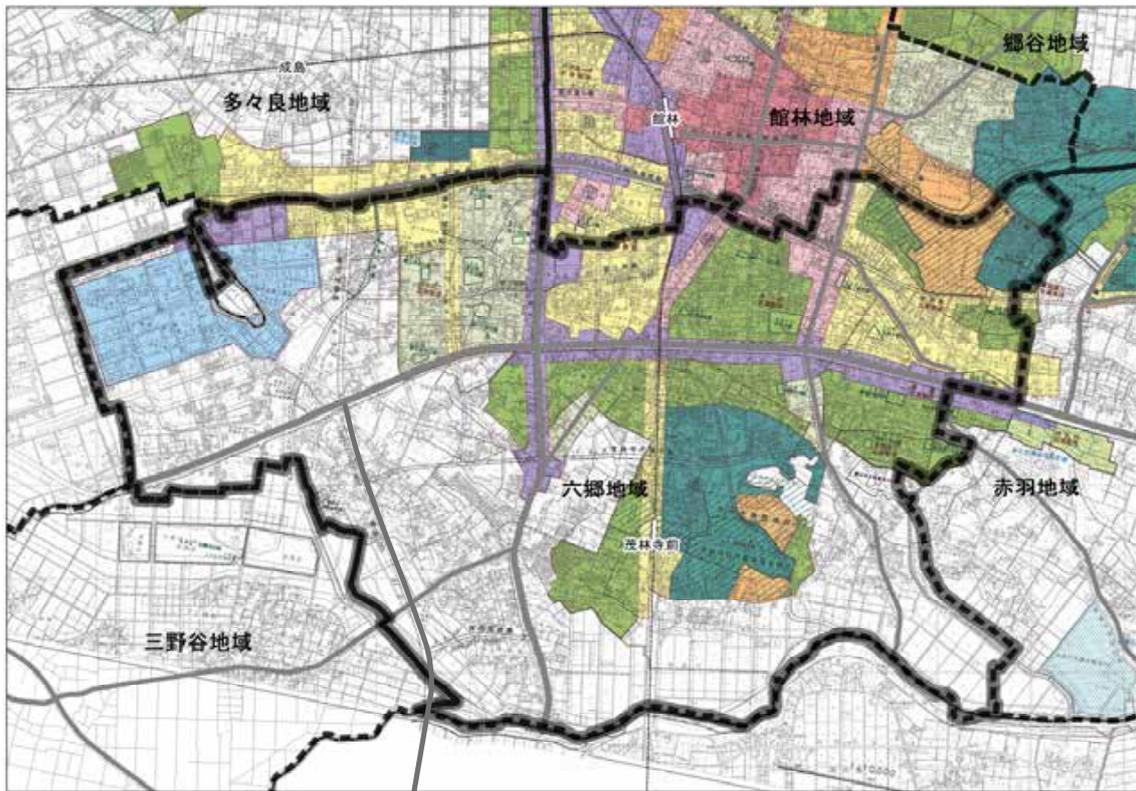
第5章 実現化方策(マスタープランの実現に向けて)

(6) 六郷地域

■ 地域の現況

- 六郷地域は、面積約 1,070.7ha(うち市街化区域 約 566.6ha 約 53%)で市中央部南側に位置し、南は谷田川を境に明和町、西は邑楽町と接しています。中央には茂林寺沼があり、その周辺は風致地区や特別緑地保全地区として保全が図られており、東側には城沼総合体育館、西側にはたてばやしクリーンセンターがあります。また、中央に(国)354号、西側に(国)122号が通っており、中央に東武鉄道茂林寺前駅があります。
- 市街化区域には、西部第一南土地区画整理等の住居系、館林工業団地等の工業系の市街地があり、(国)354号、(国)122号等の幹線道路沿道に商業施設が集積しています。
- 平成27(2015)年の地域人口は24,854人で市総人口の約32.7%に相当し、鉄道沿線や幹線道路沿いで比較的人口密度が高くなっています。(人口密度 市街化区域 約32.6人/ha、市街化調整区域 約12.8人/ha)

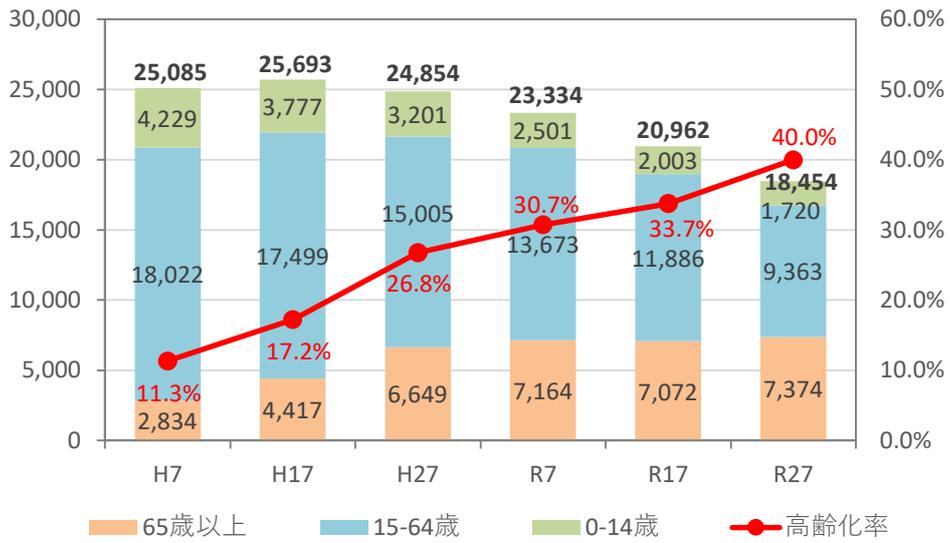
【都市計画指定状況】



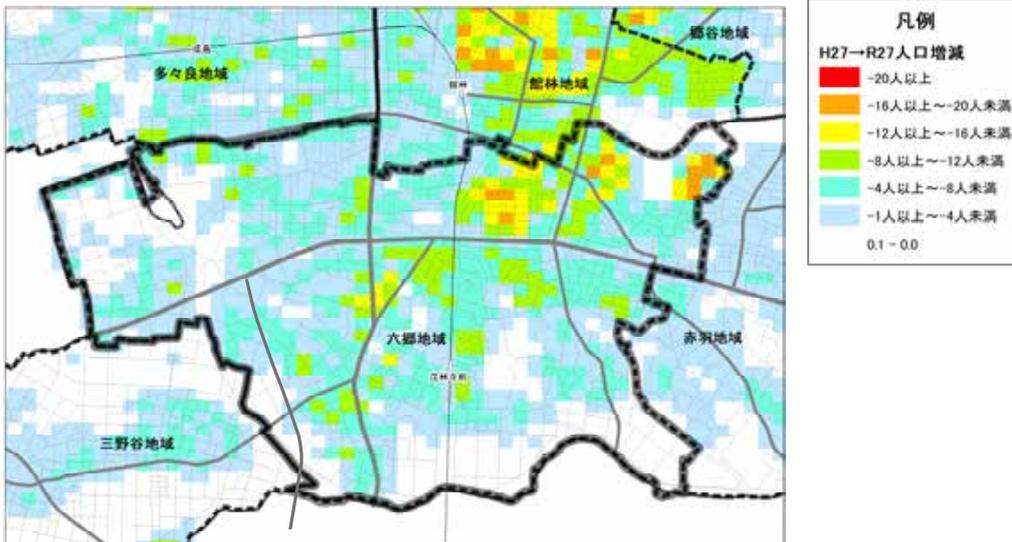
凡 例		凡 例	
彩色	種 別	彩色	種 別
[Orange]	都市計画区域	[Green]	第一種低層住居専用地域
[Yellow]	行政区域	[Light Green]	第一種中高層住居専用地域
[Light Blue]	市街化区域	[Yellow-Green]	第二種中高層住居専用地域
[Light Green]	用途地域	[Yellow]	第一種住居地域
[Blue]	都市計画道路	[Light Yellow]	第二種住居地域
[Green]	都市計画公園・緑地	[Orange]	近隣商業地域
[Light Green]	その他の都市施設	[Light Orange]	商業地域
[Light Green]	風致地区	[Light Green]	準工業地域
[Light Green]	特別緑地保全地区	[Light Green]	工業専用地域
[Light Green]	地区計画区域	[Light Green]	市街化調整区域
[Light Green]	土地区画整理区域	[Light Green]	東北縦貫自動車道
[Light Green]	人口集中地区(平成27年度)		

平成29(2017)年9月作成

【年齢3区分別人口及び高齢化率の推移(六郷地域)】

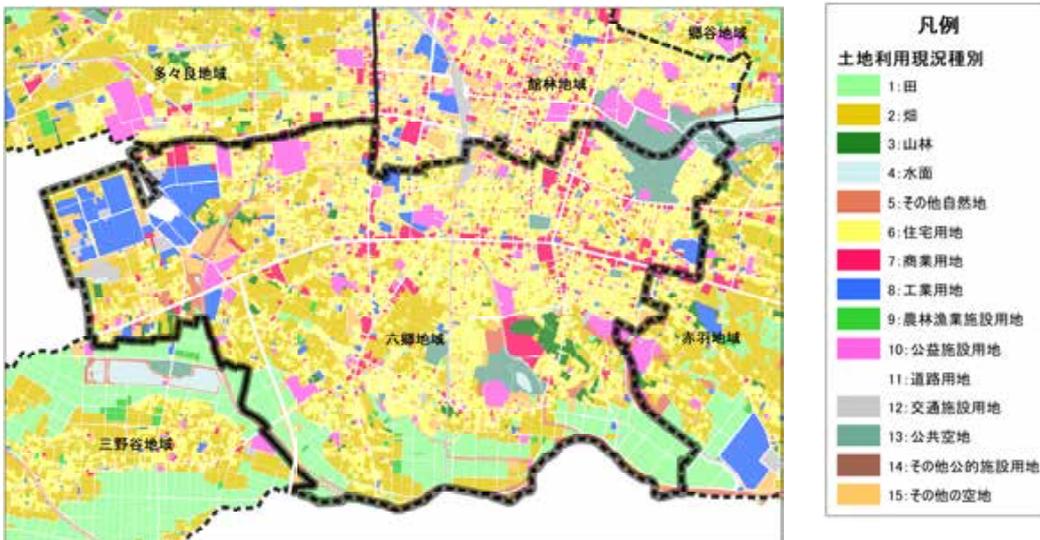


【人口密度の推移(H27→R27)】



※国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来人口推計平成30(2018)年3月30日」による推計値

【土地利用状況】



出典:平成28(2016)年都市計画基礎調査

第1章
都市計画マスタープランの
位置づけと役割

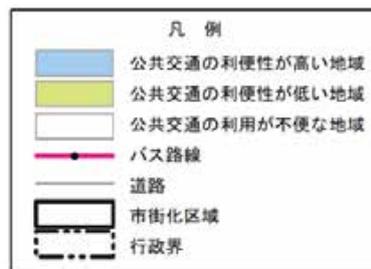
第2章
館林市の現状と
都市づくりの課題

第3章
全体構
想
(市全体の方針)

第4章
地域別構
想
(地域ごとの方針)

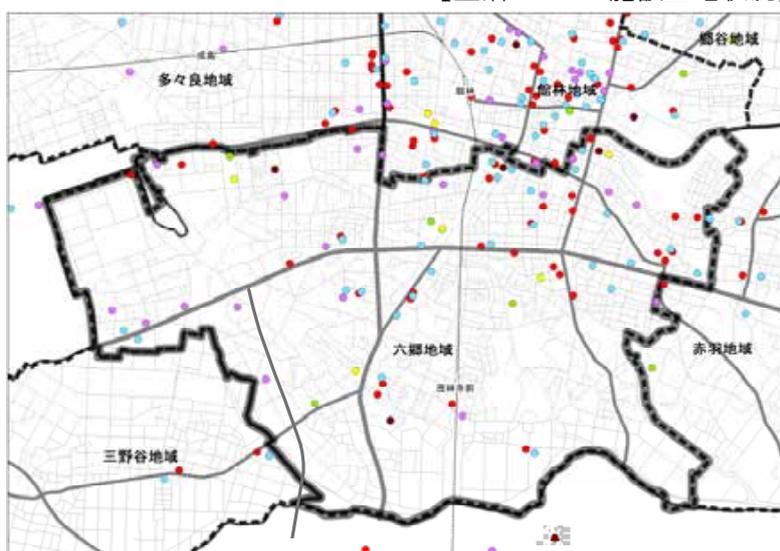
第5章
実現化方
策
(マスタープランの実現に向けて)

【公共交通状況】



※バス路線は令和 2(2020)年 4 月 1 日時点

【生活サービス施設立地状況】



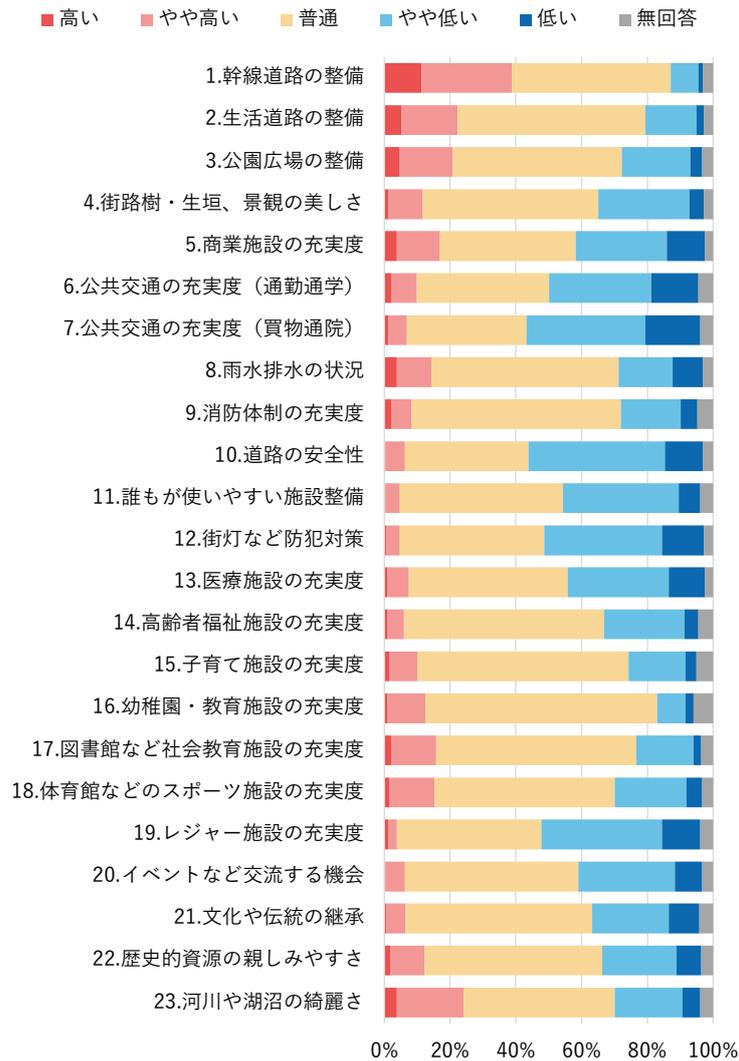
出典：国土数値情報(医療機関データ、学校・文化施設データ、公共施設データ)(国土交通省) 医療情報システム、介護サービス情報公表システム(群馬県) 日本郵政 HP、日本銀行協会 HP、全国大型小売店総覧、NTT タウンページ を基に 館林市作成 平成 30(2018)年 3 月現在

【浸水想定区域(想定最大規模重ね合わせ)】



出典：館林市ハザードブック平成 30(2018)年 3 月

【住民アンケート(満足度)結果(六郷地域)】



出典:平成30(2018)年住民アンケート調査

【茂林寺沼】



【茂林寺前駅】



【ダノン城沼アリーナ】



【たてばやしクリーンセンター】



【館林工業団地、館林金属工業団地】



第1章
都市計画マスタープランの
位置づけと役割

第2章
館林市の現状と
都市づくりの課題

第3章
全
体
構
想
(市全体の方針)

第4章
地
域
別
構
想
(地域ごとの方針)

第5章
実
現
化
方
策
(マスタープランの実現に向けて)

■ 六郷地域の将来像

将来都市像

さまざまな機能が調和し快適に暮らせる
観光資源や交通基盤をいかしたまちづくり

■ 地域づくりの基本方針

方針1:観光資源の活用と周辺環境に配慮した産業機能の向上

● 自然資源の保全と観光資源の活用促進

・日本遺産に認定された茂林寺沼周辺や近藤沼周辺は、地域住民の憩いの空間として自然環境を保全しながら、集客施設等の充実を図り、観光、交流拠点として市内外からの来訪者が集う交流空間の形成を促進します。

● 産業機能の向上

・館林工業団地や館林金属工業団地は、本市を支える産業拠点として、操業環境の向上を図るなど、産業集積の維持に努めます。また、工業団地周辺においては、周辺環境との調和に配慮しつつ、需要に応じてエリアの拡大を検討します。

● 幹線道路沿道等における土地利用の誘導

・(国)122号、(国)354号等沿道は、広域的な交通幹線機能をいかし、沿道系土地利用の誘導し、にぎわいが持続される土地利用を図ります。
・市街化調整区域においては、周辺環境との調和に配慮しつつ、自動車の運転者のための休憩施設などの誘導に努めます。

方針2:質の高い居住環境の形成と地域コミュニティの活性化

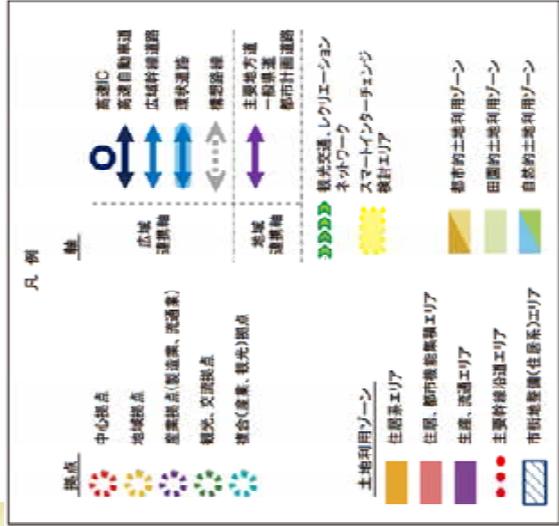
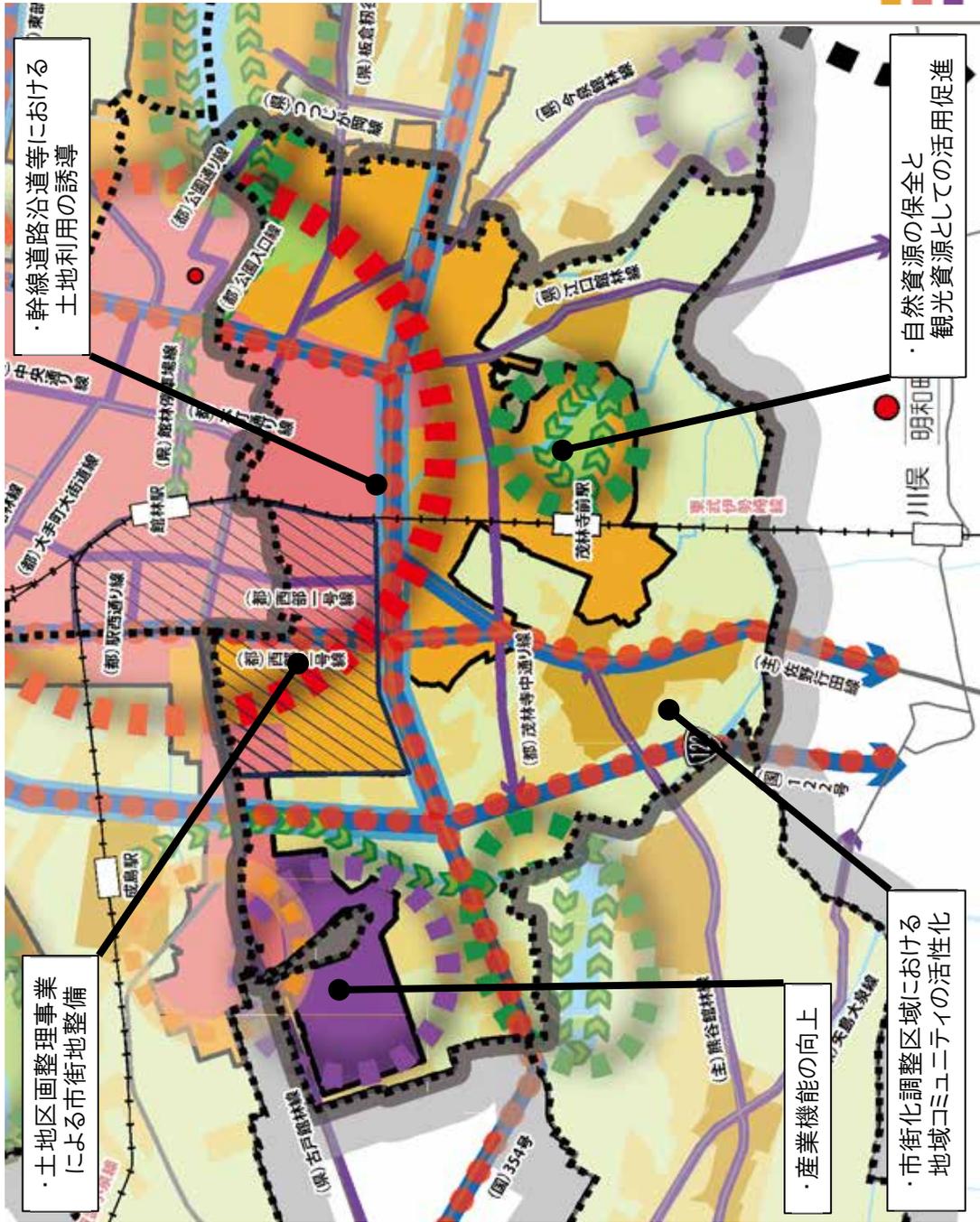
● 土地区画整理事業等による都市基盤整備の促進

・市街化区域においては、土地区画整理事業などにより都市基盤整備を進めます。
・公共交通の利便性が高い茂林寺前駅周辺においては、居住環境の維持を図ります。

● 市街化調整区域における地域コミュニティの活性化

・優良農地の保全を基本とし、既存集落の居住環境の維持を図るとともに、生活利便施設の誘導を検討します。

■ 地域づくりの方針図(六郷地域)



第1章
都市計画マスタープランの
位置づけと役割

第2章
館林市の現状と
都市づくりの課題

第3章
全体構想
(市全体の方針)

第4章
地域別構想
(地域ごとの方針)

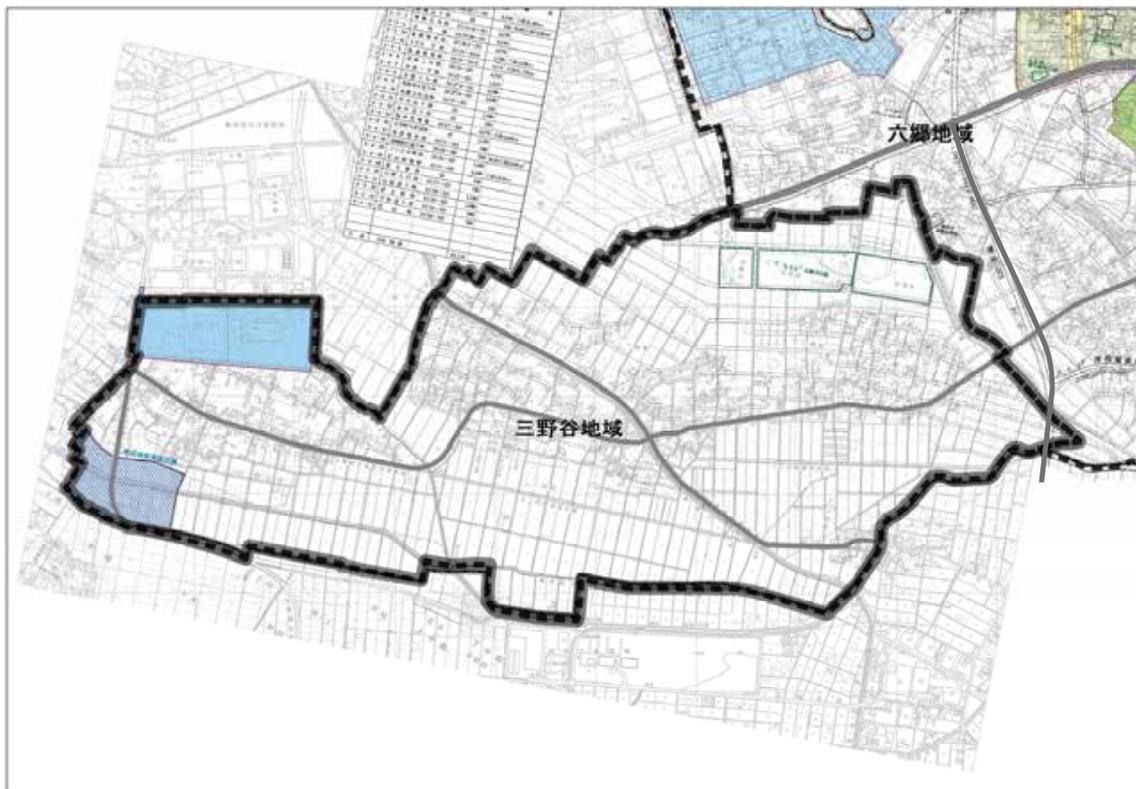
第5章
実現化方策
(マスタープランの実現に向けて)

(7) 三野谷地域

■ 地域の現況

- 三野谷地域は、面積約 661.3ha(うち市街化区域 約 45.2ha 約 7%)で市南西部に位置し、南東は一級河川谷田川を境に明和町と、南西は千代田町と、北は邑楽町と接し、南側には一級河川谷田川、中心には一級河川新堀川、東側には一級河川近藤川が流れ、北東には近藤沼があります。米麦中心の農地が広がり、その中に畑に囲まれた集落が点在しています。また、西側に(主)足利邑楽行田線、中央に(県)熊谷館林線が通っています。
- 市街化区域は鞍掛第一工業団地等の工業系の市街地のみとなっています。また、野辺流通団地の地区計画区域もあります。
- 平成 27(2015)年の地域人口は 3,077 人で市総人口の約 4.1%に相当し、地域全体に低密度な集落地が形成されています。(人口密度 市街化区域 住居地域の指定なし、市街化調整区域 約 5.0 人/ha)

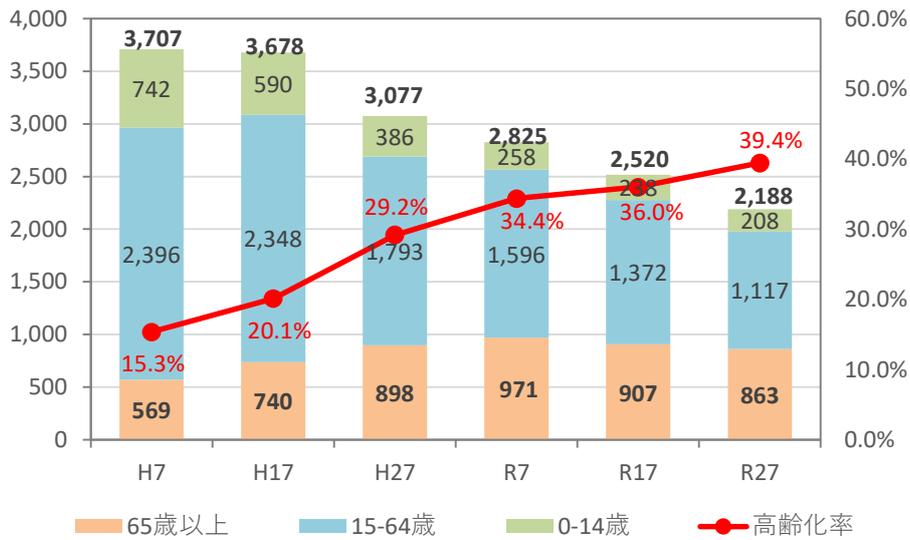
【都市計画指定状況】



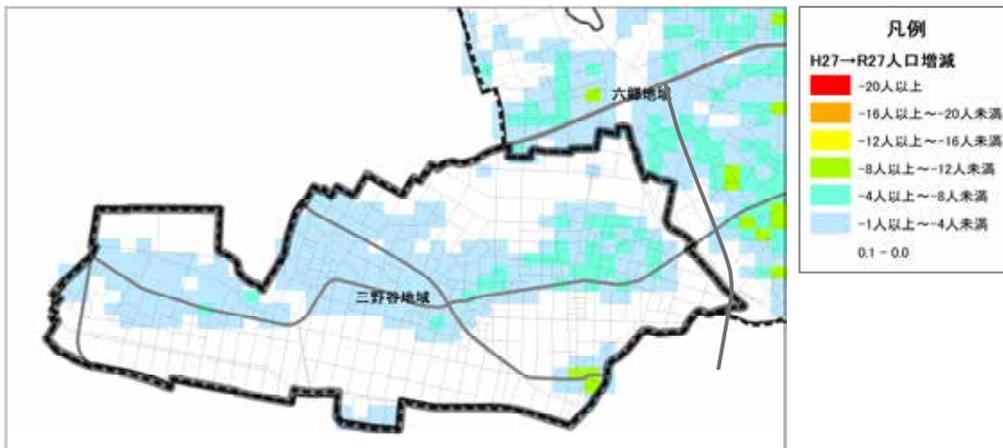
凡		例	
彩色	種別	彩色	種別
[Orange]	都市計画区域	[Light Green]	第一種低層住居専用地域
[Light Blue]	行政区域	[Light Green]	第一種中高層住居専用地域
[Light Blue]	市街化区域	[Light Green]	第二種中高層住居専用地域
[Light Blue]	用途地域	[Light Green]	第一種住居地域
[Light Blue]	都市計画道路	[Light Green]	第二種住居地域
[Light Blue]	都市計画公園・緑地	[Light Green]	近隣商業地域
[Light Blue]	その他の都市施設	[Light Green]	商業地域
[Light Blue]	農林地区	[Light Green]	準工業地域
[Light Blue]	特別緑地保全地区	[Light Green]	工業専用地域
[Light Blue]	地区計画区域	[Light Green]	市街化調整区域
[Light Blue]	土地用途整理区域	[Light Green]	東北縦貫自動車道
[Light Blue]	人口集中地区(平成27年度)		

平成 29(2017)年 9 月作成

【年齢3区分別人口及び高齢化率の推移(三野谷地域)】

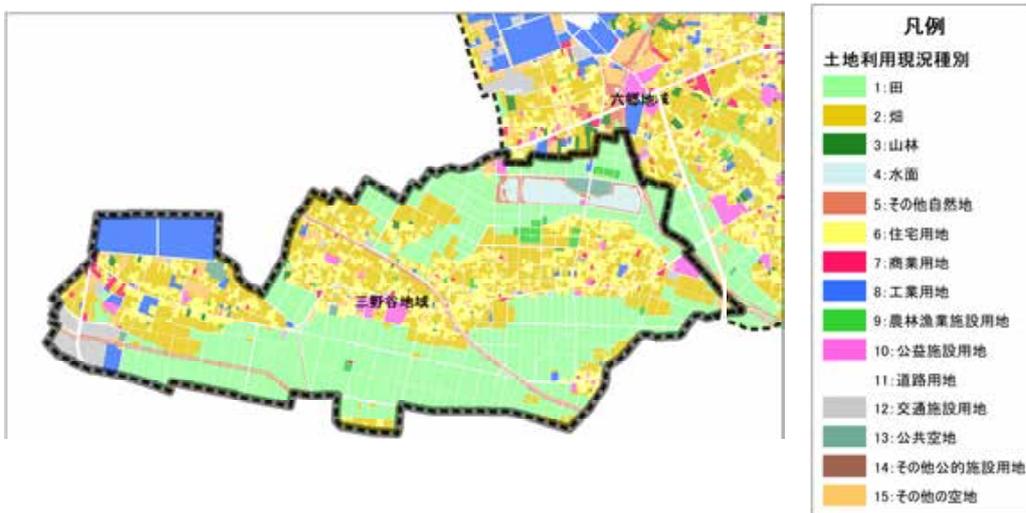


【人口密度の推移(H27→R27)】



※国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来人口推計平成30(2018)年3月30日」による推計値

【土地利用状況】



出典:平成28(2016)年都市計画基礎調査

第1章
都市計画マスタープランの
位置づけと役割

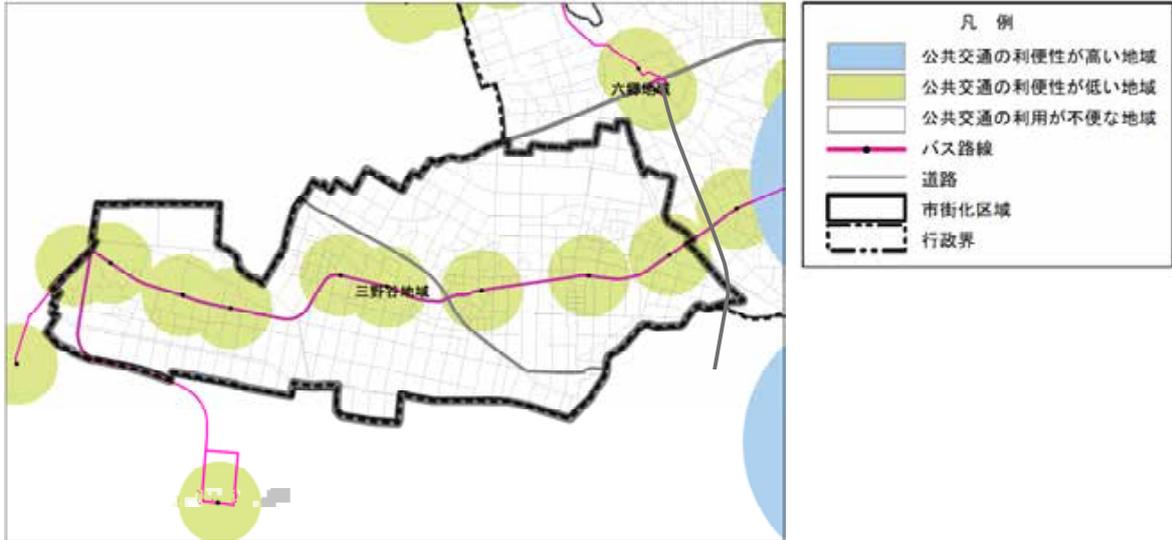
第2章
館林市の現状と
都市づくりの課題

第3章
全体構
想
(市全体の方針)

第4章
地域別構
想
(地域ごとの方針)

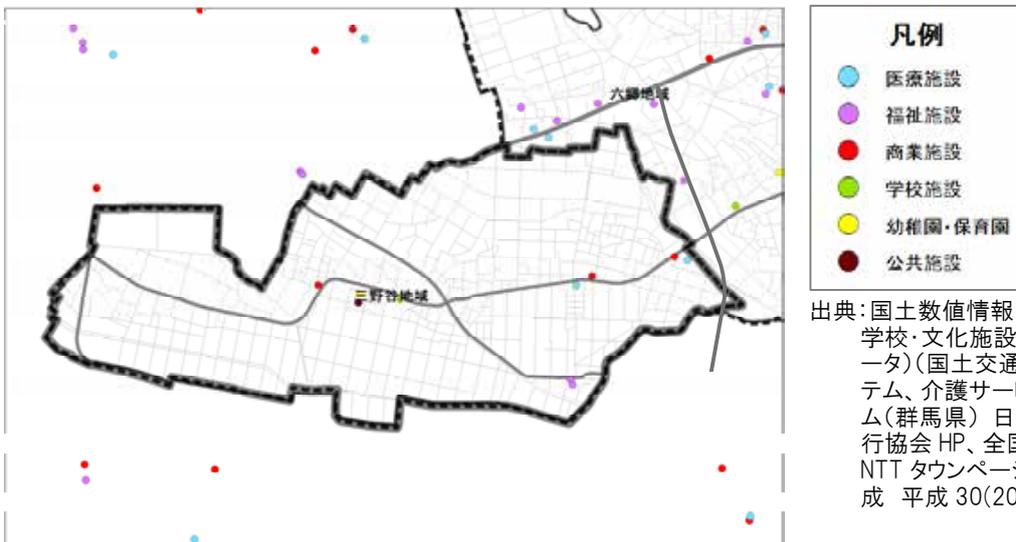
第5章
実
現
化
方
策
(マスタープランの実現に向けて)

【公共交通状況】



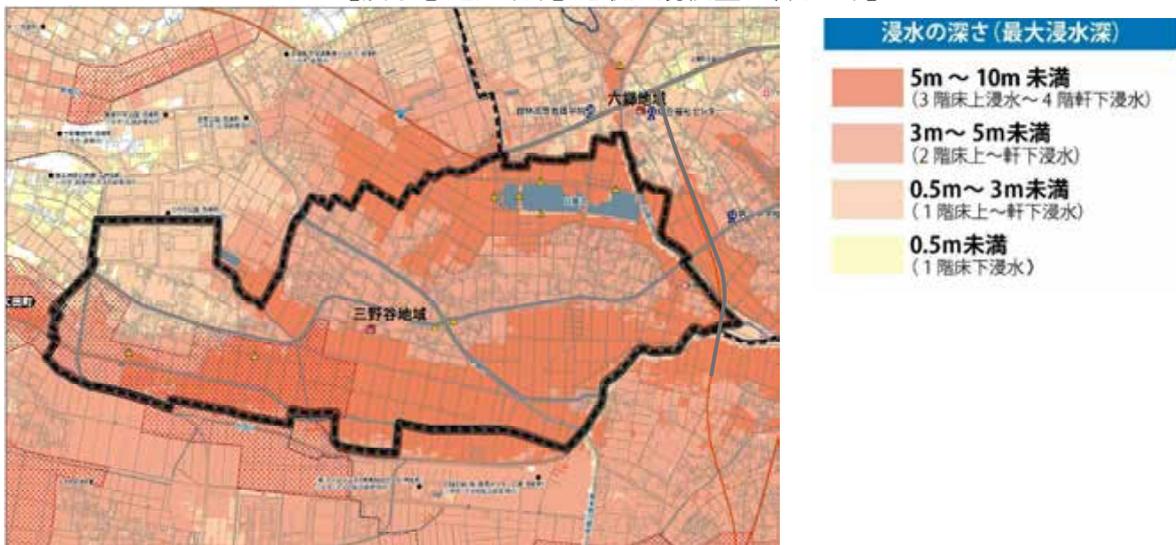
※バス路線は令和2(2020)年4月1日時点

【生活サービス施設立地状況】



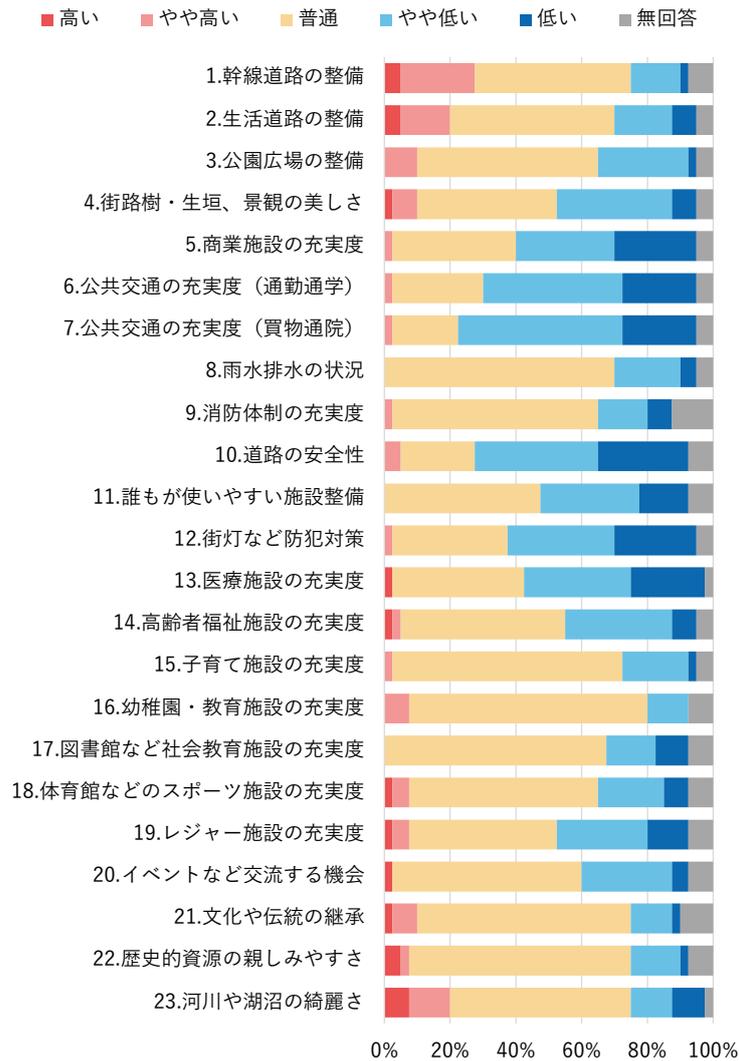
出典：国土数値情報(医療機関データ、学校・文化施設データ、公共施設データ)(国土交通省) 医療情報システム、介護サービス情報公表システム(群馬県) 日本郵政 HP、日本銀行協会 HP、全国大型小売店総覧、NTT タウンページ を基に館林市作成 平成 30(2018)年 3 月現在

【浸水想定区域(想定最大規模重ね合わせ)】



出典：館林市ハザードブック平成 30(2018)年 3 月

【住民アンケート(満足度)結果(三野谷地域)】



出典:平成30(2018)年住民アンケート調査

【近藤沼】



【鞍掛第一工業団地】



【野辺流通団地】



第1章
都市計画マスタープランの
位置づけと役割

第2章
館林市の現状と
都市づくりの課題

第3章
全
体
構
想
(市全体の方針)

第4章
地域別構想
(地域ごとの方針)

第5章
実現化方策
(マスタープランの実現に向けて)

■ 三野谷地域の将来像

将来都市像

良好な田園と調和し地域活力を高める
自然資源や産業機能をいかしたまちづくり

■ 地域づくりの基本方針

方針1: 自然資源の活用と周辺環境に配慮した産業機能の向上

● 自然資源の保全と活用

・近藤沼周辺は、地域住民の憩いの空間として自然環境を保全しながら、集客施設等の充実を図り、観光、交流拠点として市内外からの来訪者が集う交流空間の形成を促進します。

● 産業機能の向上

・鞍掛第一工業団地や野辺流通団地は、本市を支える産業拠点として、操業環境の向上を図るなど、産業集積の維持に努めます。また、工業団地周辺においては、周辺環境との調和に配慮しつつ、需要に応じてエリアの拡大を検討します。

・野辺流通団地は、需要に応じて地区計画の見直しを検討します。

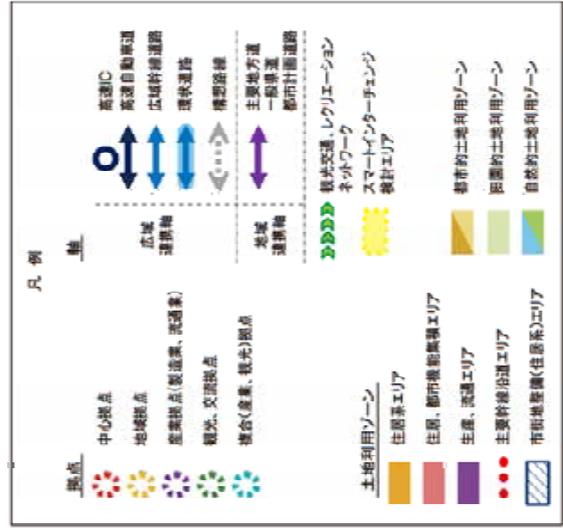
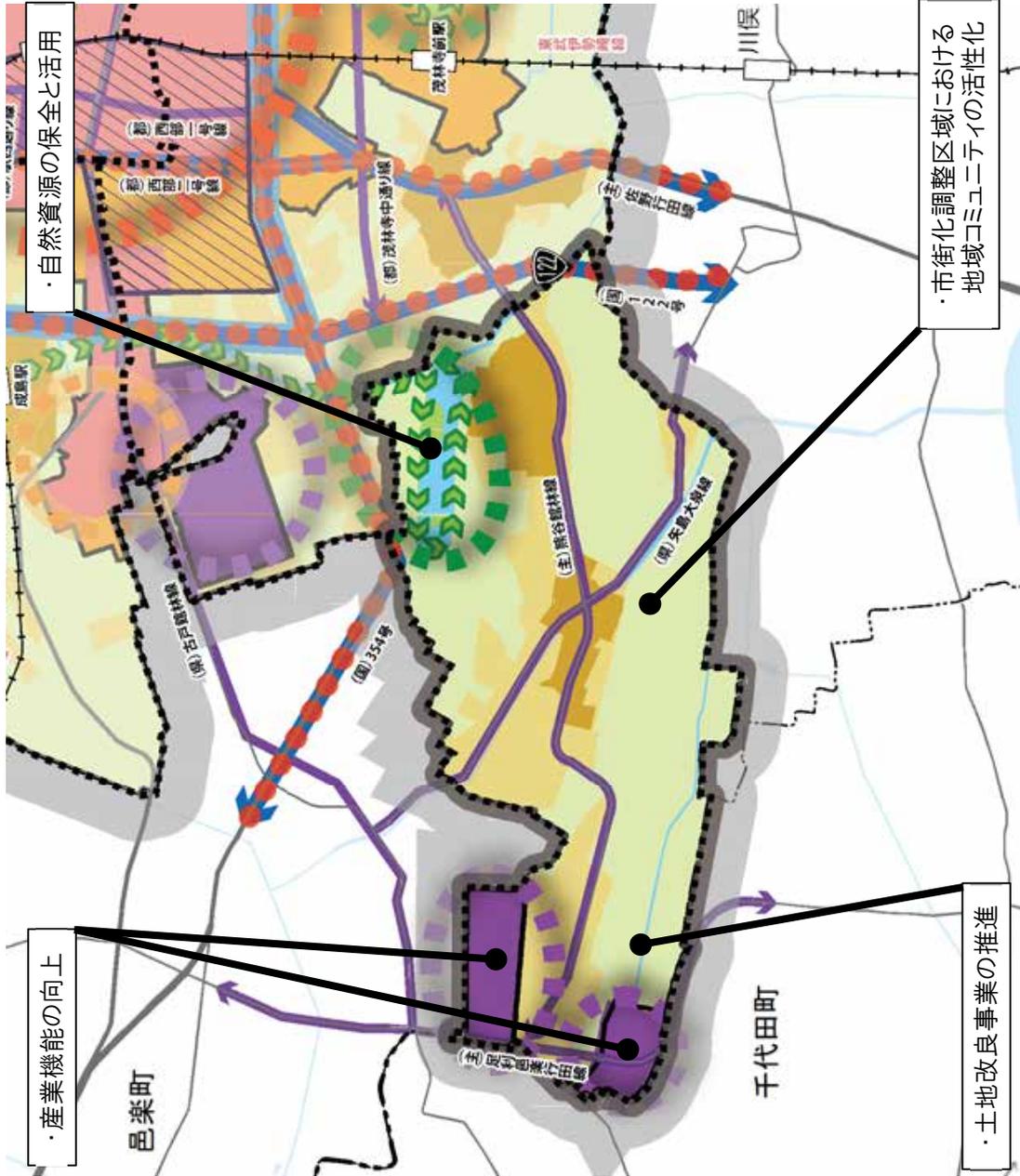
・野辺地区は、営農条件の改善と農地の高度利用を促進するための土地改良事業を推進します。

方針2: 既存集落を中心とした地域コミュニティの活性化

● 市街化調整区域における地域コミュニティの活性化

・優良農地の保全を基本とし、既存集落の居住環境の維持を図るとともに、生活利便施設の誘導を検討します。

■ 地域づくりの方針図(三野谷地域)



第1章
都市計画マスタープランの
位置づけと役割

第2章
館林市の現状と
都市づくりの課題

第3章
全体構想
(市全体の方針)

第4章
地域別構想
(地域ごとの方針)

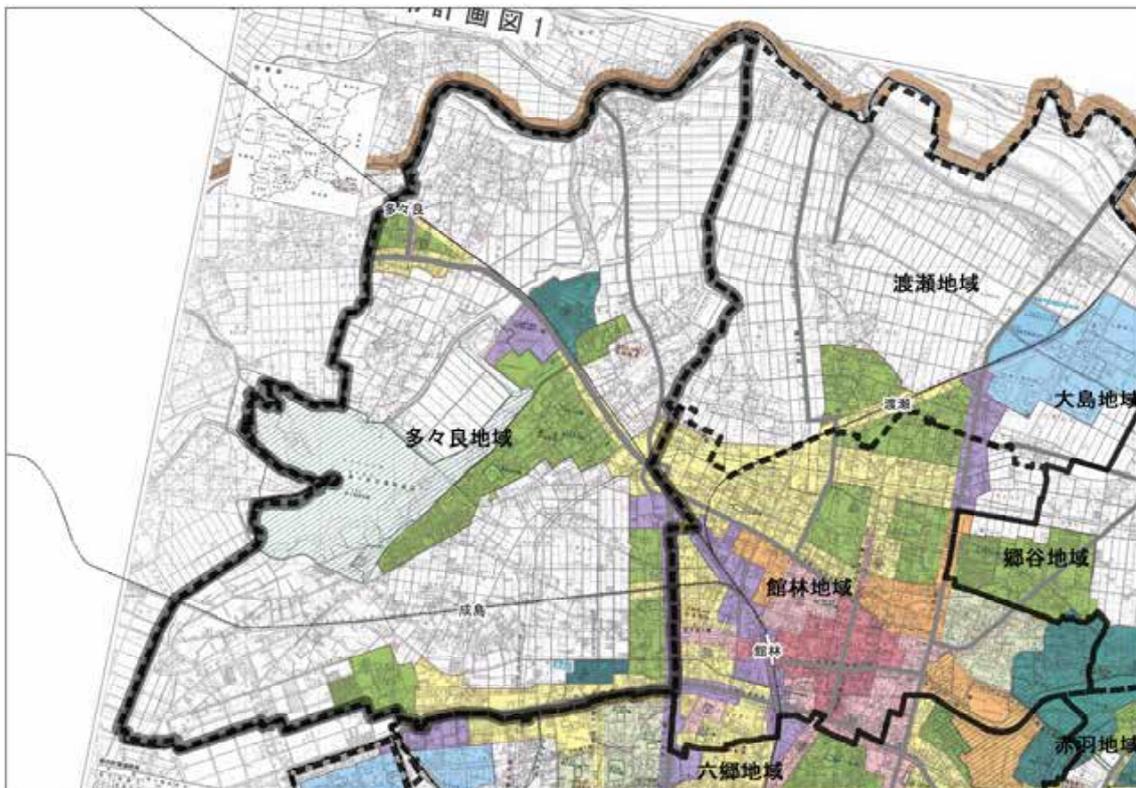
第5章
実現化方策
(マスタープランの実現に向けて)

(8) 多々良地域

■ 地域の現況

- 多々良地域は、市内で最も広い面積約 1,152.5ha(うち市街化区域 約 240.6ha 約 21%)で市北西部に位置し、北は栃木県足利市との県、市境である一級河川矢場川、西は邑楽町と接し、東側に公立館林厚生病院、西側に群馬県立館林美術館と多々良沼があり、その周辺は風致地区の指定により保全が図られています。市街地以外は米麦及び畑作が混在した農地が広がり、その中に集落地が点在しています。また、東側に(国)122号が縦貫し、東武鉄道伊勢崎線と小泉線が通っており、多々良駅と成島駅があります。
- 市街化区域は、多々良駅南側や高根土地区画整理等の住居系、(国)122号沿道に商業系の市街地が形成されています。また、西部住宅団地の地区計画区域もあります。
- 平成27(2015)年の地域人口は14,978人で市総人口の約19.7%に相当し、幹線道路沿道や土地区画整理事業が実施された区域等に人口が集積しています。(人口密度市街化区域 約33.9人/ha、市街化調整区域 約7.8人/ha)

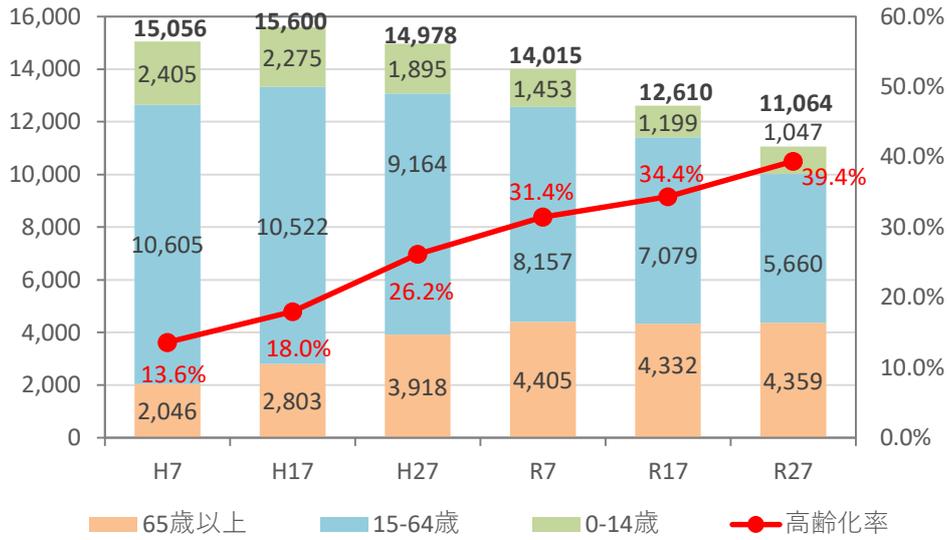
【都市計画指定状況】



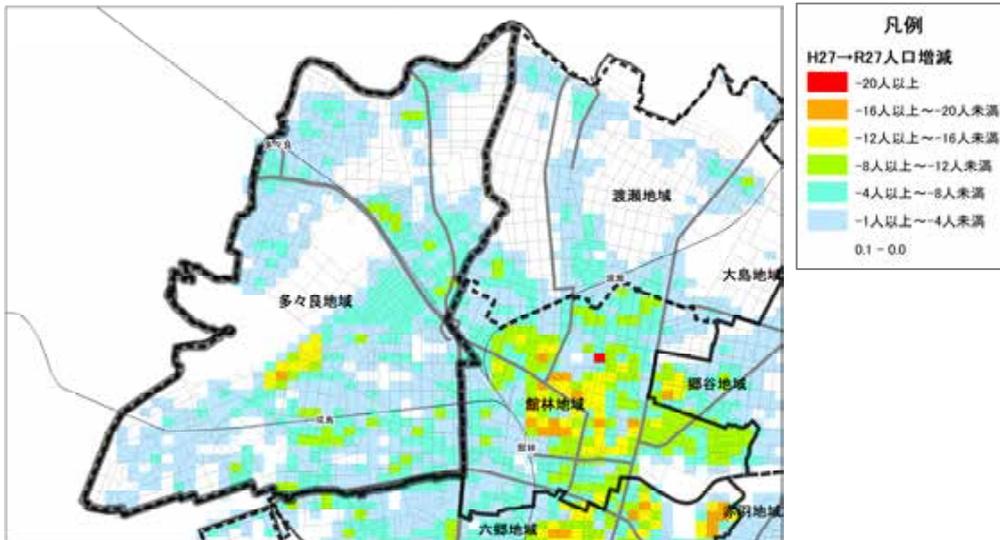
凡		例	
彩色	種別	彩色	種別
[Brown]	都市計画区域	[Light Green]	第一種低層住居専用地域
[Grey]	行政区域	[Light Green]	第一種中高層住居専用地域
[Light Green]	市街化区域	[Light Green]	第二種中高層住居専用地域
[Light Green]	用途地域	[Light Green]	第一種住居地域
[Light Green]	都市計画道路	[Light Green]	第二種住居地域
[Light Green]	都市計画公園・緑地	[Light Green]	近隣商業地域
[Light Green]	その他の都市施設	[Light Green]	商業地域
[Light Green]	風致地区	[Light Green]	準工業地域
[Light Green]	特別緑地保全地区	[Light Green]	工業専用地域
[Light Green]	地区計画区域	[Light Green]	市街化調整区域
[Light Green]	土地区画整理区域	[Light Green]	東北縦貫自動車道
[Light Green]	人口集中地区(平成27年度)		

平成29(2017)年9月作成

【年齢3区分別人口及び高齢化率の推移(多々良地域)】

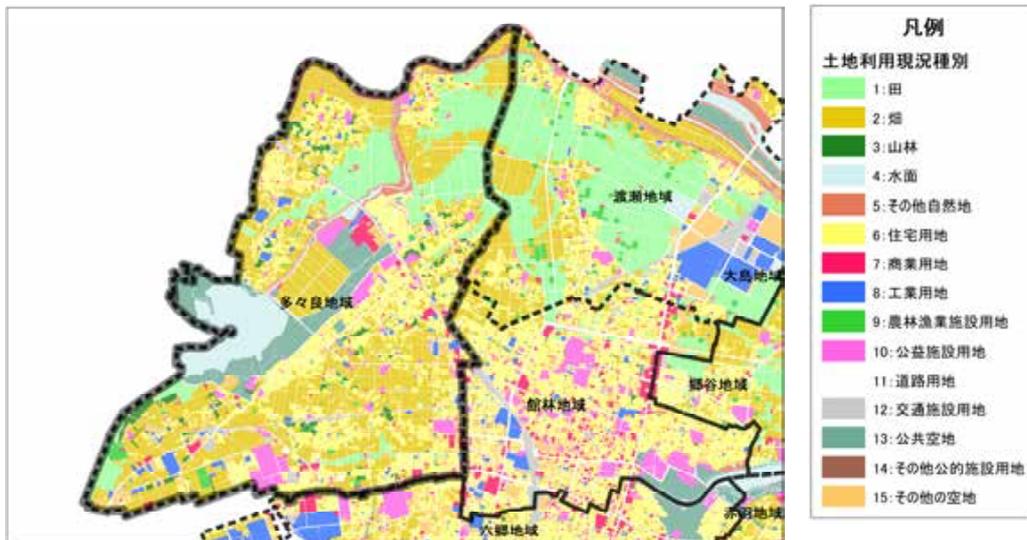


【人口密度の推移(H27→R27)】



※国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来人口推計平成30(2018)年3月30日」による推計値

【土地利用状況】



出典:平成28(2016)年都市計画基礎調査

第1章
都市計画マスタープランの
位置づけと役割

第2章
館林市の現状と
都市づくりの課題

第3章
全体構
想
(市全体の方針)

第4章
地域別構
想
(地域ごとの方針)

第5章
実現化方
策
(マスタープランの実現に向けて)

【公共交通状況】



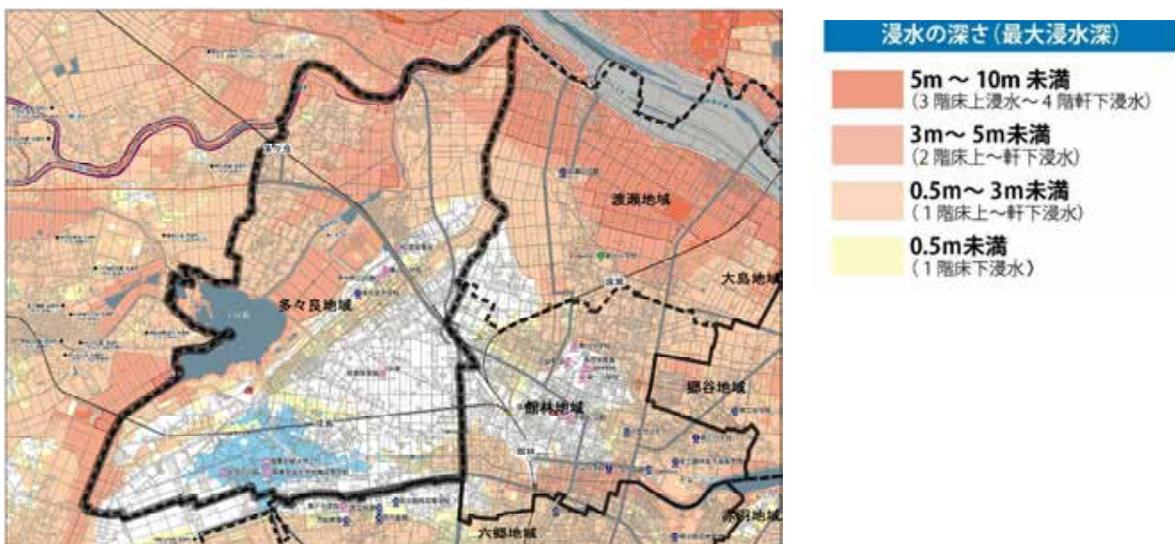
※バス路線は令和 2(2020)年 4 月 1 日時点

【生活サービス施設立地状況】



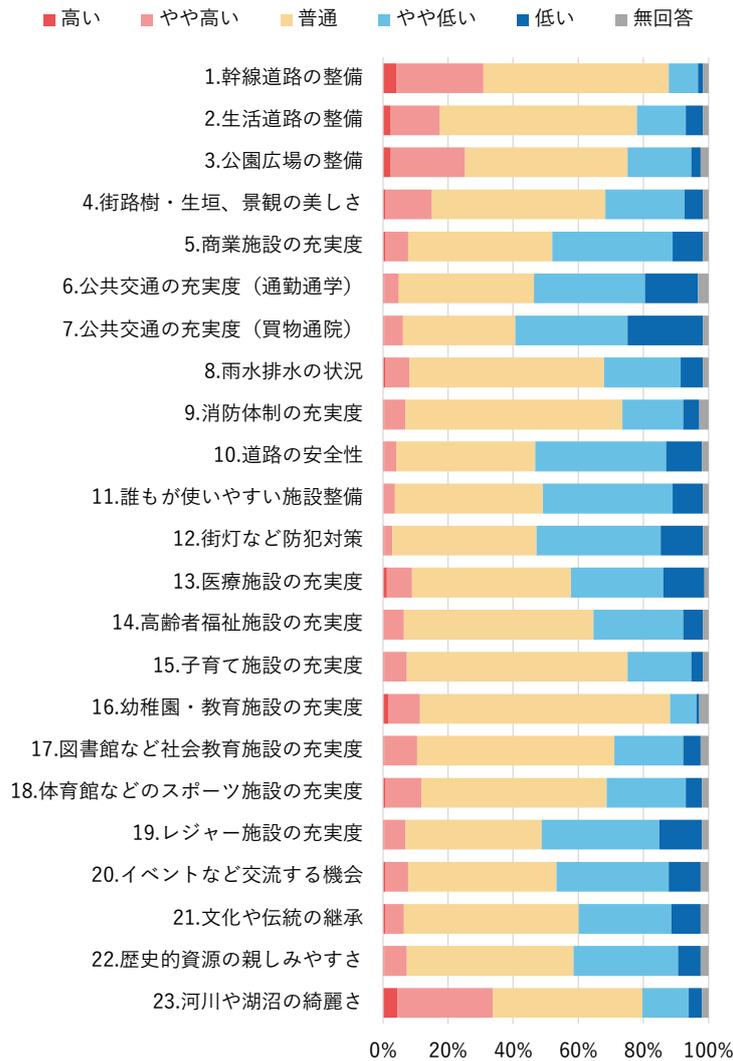
出典：国土数値情報(医療機関データ、学校・文化施設データ、公共施設データ)(国土交通省) 医療情報システム、介護サービス情報公表システム(群馬県) 日本郵政 HP、日本銀行協会 HP、全国大型小売店総覧、NTT タウンページ を基に館林市作成 平成 30(2018)年 3 月現在

【浸水想定区域(想定最大規模重ね合わせ)】



出典：館林市ハザードブック平成 30(2018)年 3 月

【住民アンケート(満足度)結果(多々良地域)】



出典:平成30(2018)年住民アンケート調査

【公立館林厚生病院】



【群馬県立館林美術館】



【多々良沼】



【多々良駅】



【成島駅】



【西部住宅団地】



第1章
都市計画マスタープランの
位置づけと役割

第2章
館林市の現状と
都市づくりの課題

第3章
全
体
構
想
(市全体の方針)

第4章
地域別構想
(地域ごとの方針)

第5章
実
現
化
方
策
(マスタープランの実現に向けて)

■ 多々良地域の将来像

将来都市像

自然環境と調和し地域活力を高める 観光資源や交通基盤をいかしたまちづくり

■ 地域づくりの基本方針

方針1：都市機能の集積と観光資源の活用

● 地域拠点への都市機能の集積

・成島駅南周辺地区は、立地適正化計画などの活用により、地域の教育や子育て支援サービスを担う拠点として、その機能の維持や新たな集積を誘導し、拠点の機能強化を図ります。

● 自然資源の保全と観光資源としての活用促進

・日本遺産に認定された多々良沼周辺、また、県立館林美術館周辺は、地域住民の憩いの空間として自然環境を保全しながら、集客施設等の充実を図り、観光、交流拠点として市内外からの来訪者が集う交流空間の形成を促進します。

● 幹線道路沿道等における土地利用の誘導

・(国)122号沿道等は、広域的な交通幹線機能をいかし、沿道系土地利用の誘導し、にぎわいが持続される土地利用を図ります。
・市街化調整区域においては、周辺環境との調和に配慮しつつ、自動車の運転者のための休憩施設などの誘導に努めます。

● 産業機能の向上

・木戸地区は、営農条件の改善と農地の高度利用を促進するための土地改良事業を推進します。

方針2：居住環境と地域コミュニティの活性化

● 用途地域に応じた土地利用の整序

・市街化区域においては、用途地域に即した立地を誘導し、土地利用の整序化を図ります。特に公共交通の利便性が高い多々良駅周辺や土地区画整理事業で都市基盤が整備された地区への住宅等の立地を誘導します。

● 市街化調整区域における地域コミュニティの活性化

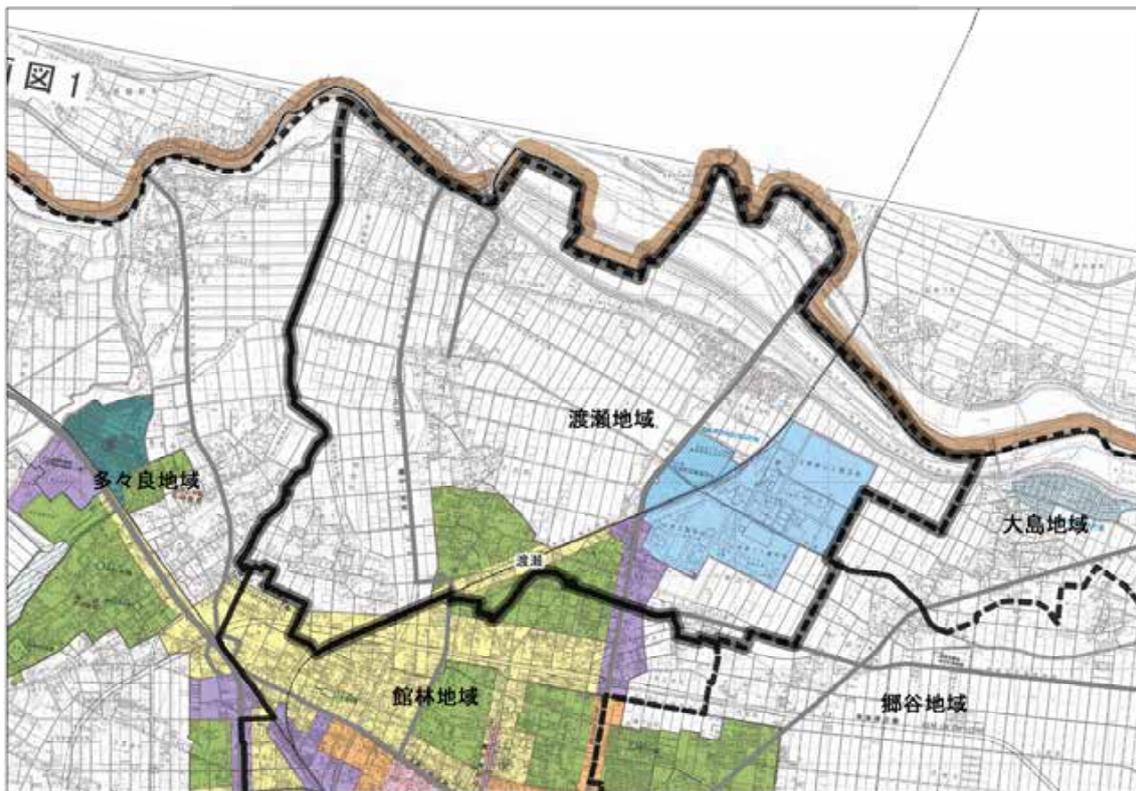
・優良農地の保全を基本とし、既存集落の居住環境の維持を図るとともに、生活利便施設の誘導を検討します。
・大規模指定既存集落に指定している成島駅周辺については、市街化調整区域ではあるものの水害リスクが低いことから、まちのまとまりを維持すべき地区として、良好な地域環境を維持する地区として、地区計画制度の活用等を検討します。

(9) 渡瀬地域

■ 地域の現況

- 渡瀬地域は、面積約 684.6ha(うち市街化区域 約 113.3ha 約 17%)で市北部中央に位置し、北は栃木県との県、市境である一級河川渡良瀬川、市街地以外は米麦中心の農地が広がり、その中に集落が点在しています。また、(主)佐野行田線、(県)寺岡館林線が縦貫し、南側に東武鉄道渡瀬駅があります。
- 市街化区域は、第九小学校周辺の住居系、北部工業団地の工業系の市街地が形成されています。また、渡瀬南部産業団地の地区計画区域があります。
- 平成 27(2015)年の地域人口は 4,172 人で市総人口の約 5.5%に相当し、第九小学校周辺で人口が集積しています。(人口密度 市街化区域 約 11.4 人/ha、市街化調整区域 約 3.8 人/ha)

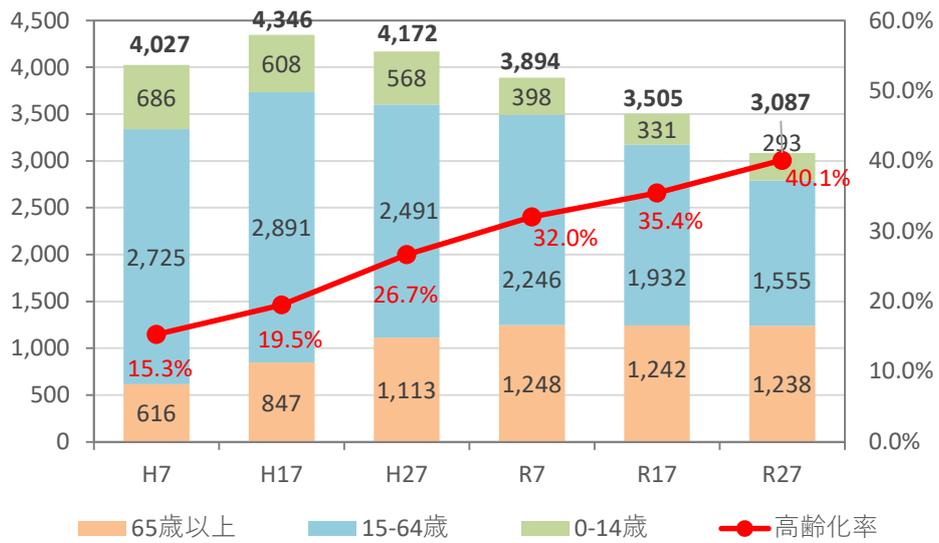
【都市計画指定状況】



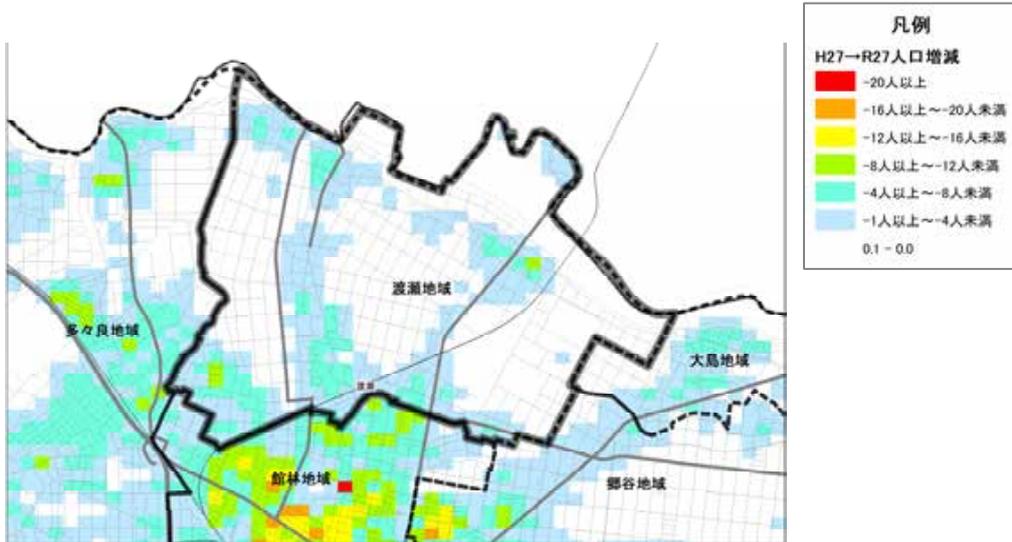
凡		例	
■	都市計画区域	■	第一種低層住居専用地域
—	行政区域	■	第一種中高層住居専用地域
■	市街化区域	■	第二種中高層住居専用地域
■	用途地域	■	第一種住居地域
—	都市計画道路	■	第二種住居地域
■	都市計画公園・緑地	■	近隣商業地域
■	その他の都市施設	■	商業地域
■	風致地区	■	準工業地域
■	特別緑地保全地区	■	工業専用地域
■	地区計画区域	■	市街化調整区域
■	土地区画整理区域	■	東北縦貫自動車道
■	人口集中地区(平成27年度)		

平成 29(2017)年 9 月作成

【年齢3区分別人口及び高齢化率の推移(渡瀬地域)】

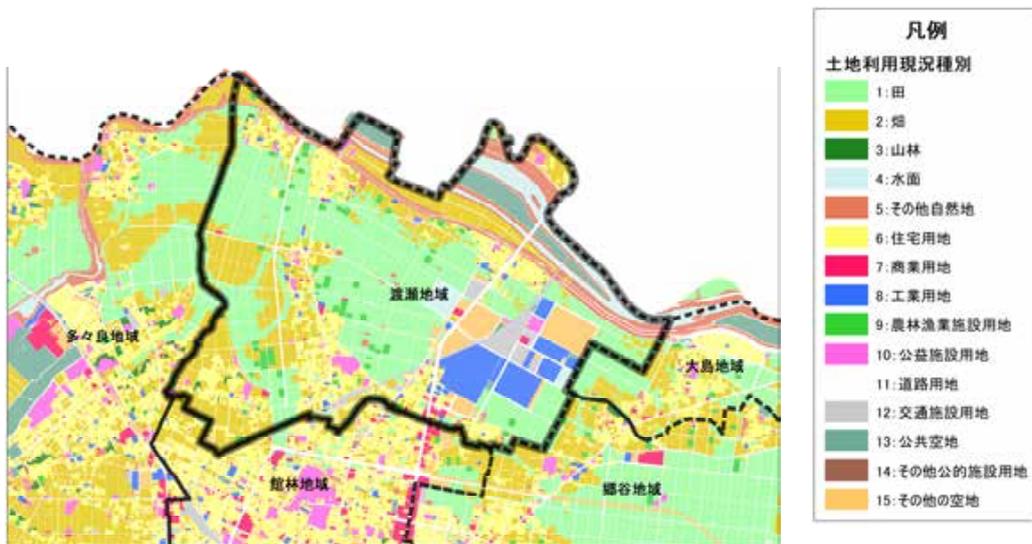


【人口密度の推移(H27→R27)】



※国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来人口推計平成30(2018)年3月30日」による推計値

【土地利用状況】



出典:平成28(2016)年都市計画基礎調査

第1章
都市計画マスタープランの
位置づけと役割

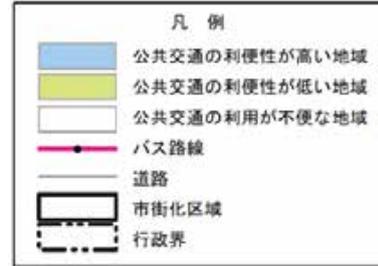
第2章
館林市の現状と
都市づくりの課題

第3章
全体構
想
(市全体の方針)

第4章
地域別構
想
(地域ごとの方針)

第5章
実現化方
策
(マスタープランの実現に向けて)

【公共交通状況】



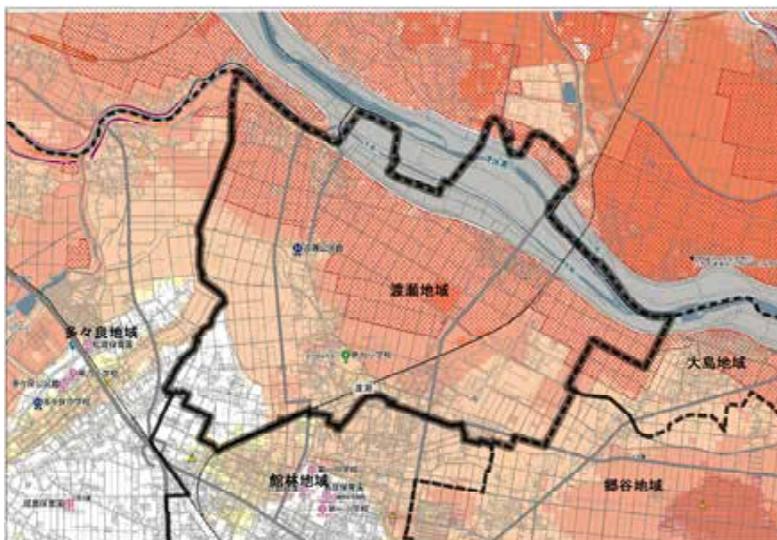
※バス路線は令和 2(2020)年 4 月 1 日時点

【生活サービス施設立地状況】



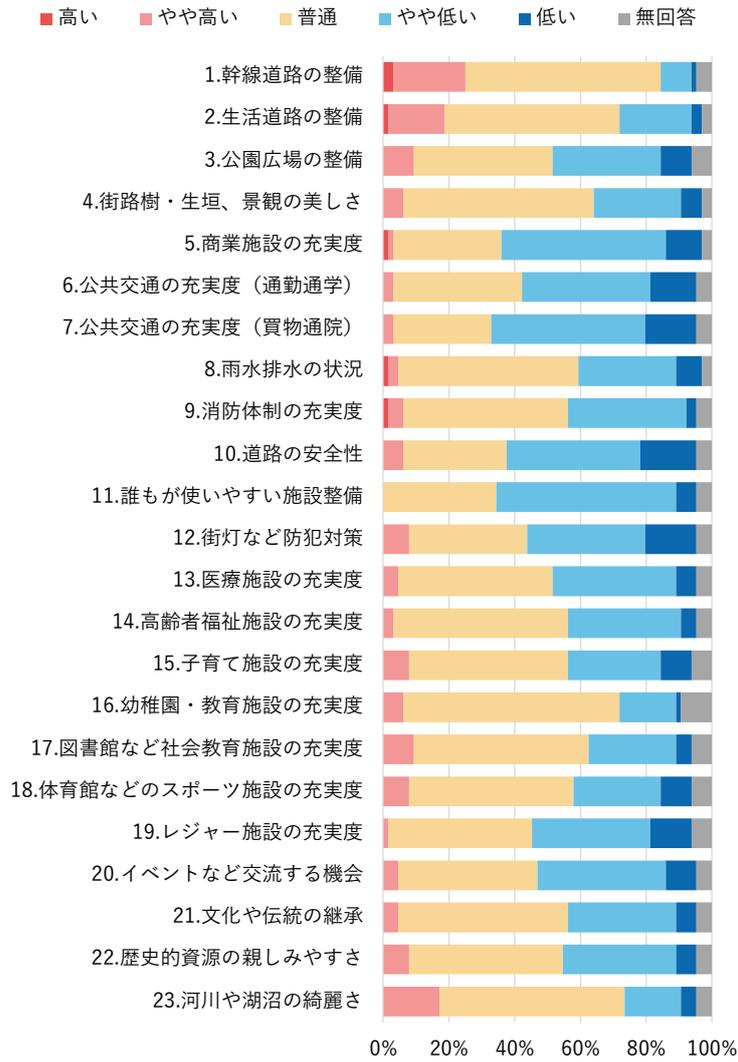
出典：国土数値情報（医療機関データ、学校・文化施設データ、公共施設データ）（国土交通省）医療情報システム、介護サービス情報公表システム（群馬県）日本郵政 HP、日本銀行協会 HP、全国大型小売店総覧、NTT タウンページ を基に館林市作成 平成 30(2018)年 3 月現在

【浸水想定区域(想定最大規模重ね合わせ)】



出典：館林市ハザードブック平成 30(2018)年 3 月

【住民アンケート(満足度)結果(渡瀬地域)】



出典:平成 30(2018)年住民アンケート調査

【渡瀬大橋(主)佐野行田線】



【渡瀬駅】



【北部工業団地、渡瀬南部産業団地】



第1章
都市計画マスタープランの
位置づけと役割

第2章
館林市の現状と
都市づくりの課題

第3章
全
体
構
想
(市全体の方針)

第4章
地域別構想
(地域ごとの方針)

第5章
実
現
化
方
策
(マスタープランの実現に向けて)

■ 渡瀬地域の将来像

将来都市像

良好な田園と調和し地域活力を高める
産業機能や交通基盤をいかしたまちづくり

■ 地域づくりの基本方針

方針1: 周辺環境に配慮した産業機能の向上

● 産業機能の向上

・北部工業団地や渡瀬南部産業団地等は、本市を支える産業拠点として、操業環境の向上を図るなど、産業集積の維持に努めます。また、工業団地等の周辺においては、周辺環境との調和に配慮しつつ、需要に応じてエリアの拡大を検討します。

● 幹線道路沿道等における土地利用の誘導

・(主)佐野行田線等は、広域的な交通幹線機能をいかし、沿道系土地利用の誘導し、にぎわいが持続される土地利用を図ります。

・市街化調整区域においては、周辺環境との調和に配慮しつつ、自動車の運転者のための休憩施設などの誘導に努めます。

方針2: 居住環境と地域コミュニティの活性化

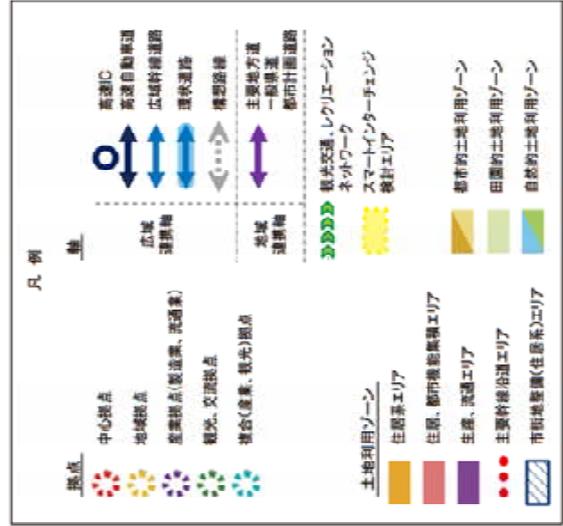
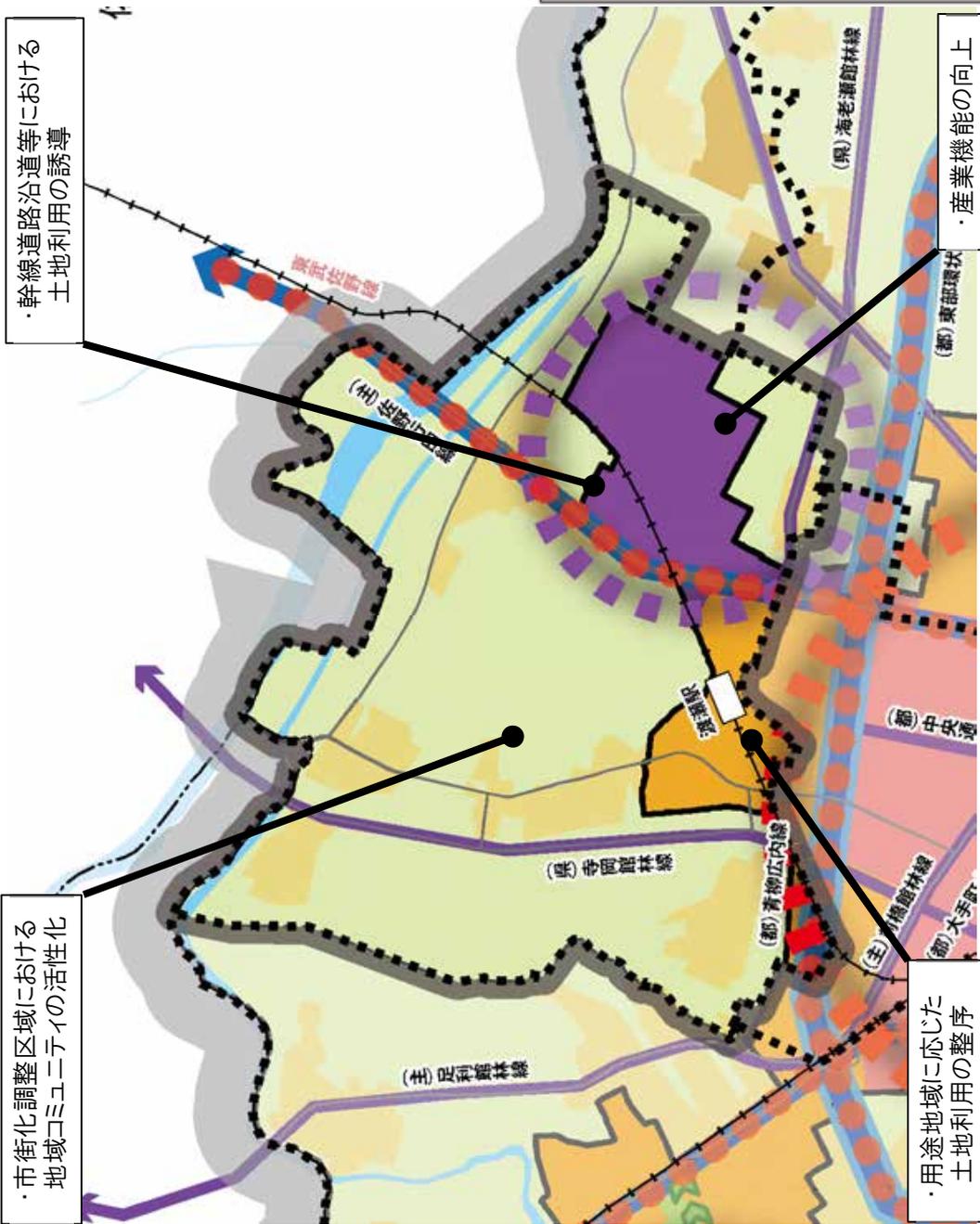
● 用途地域に応じた土地利用の整序

・市街化区域においては、用途地域に即した立地を誘導し、土地利用の整序化を図ります。特に公共交通の利便性が高い渡瀬駅周辺への住宅等の立地を誘導します。

● 市街化調整区域における地域コミュニティの活性化

・優良農地の保全を基本とし、既存集落の居住環境の維持を図るとともに、生活利便施設の誘導を検討します。

■ 地域づくりの方針図(渡瀬地域)



第1章 都市計画マスタープランの位置づけと役割

第2章 館林市の現状と都市づくりの課題

第3章 全体構想(市全体の方針)

第4章 地域別構想(地域ごとの方針)

第5章 実現化方策(マスタープランの実現に向けて)



第5章

実現化方策 (マスタープランの 実現に向けて)

本都市計画マスタープランを実現するためのまちづくりにおける基本的な考え方や方策について整理しています。

5

(1) 計画の実現に向けた取組

■ 基本的な考え方

都市計画の基本方針となる本計画では、将来都市像として「住んでよし 訪れてよし 育みのまち たてばやし」を掲げ、全体構想及び地域別構想のなかで基本方針とともに、その実現に向けた施策を掲げており、計画の具現化に向けて、以下のような基本的な考え方で取り組めます。

- 土地利用や建築物などの規制、誘導などに係る事項の決定、変更にあたっては、本計画の方針に沿って進めます。
- 具体的なまちづくり施策の実施について、本計画の方針に沿って進めます。
- 土地利用、道路、公園、公共交通、安全、環境など、横断的なまちづくりにおいては、本計画の方針との整合を図り、関係者と調整、連携しながら進めます。

■ 具体的な取組

- 将来都市像の実現に向けて、都市計画マスタープランを活用し、着実にまちづくりを実践していきます。
- 本計画では、人口減少、少子高齢化などの社会情勢の変化に対応するため、都市計画が主体となる取組に加え、産業、観光など他分野が主体となる取組についても、都市計画が支援する方針を定めます。
- 都市計画以外の分野が主体となる取組について、適宜調整を行い、庁内で連携しながら効果的、効率的なまちづくりを進めます。

将来都市像

住んでよし 訪れてよし 育みのまち たてばやし

都市づくりの目標

目標1：“人を育む”まちづくり

取組方針1 安心して子どもが育つ環境づくり 目標 1-1

取組方針2 住民や地域が主体となった協働のまちづくり 目標 1-2

目標2：“暮らしを育む”まちづくり

取組方針1 住民ニーズや地域特性に応じた居住環境の形成 目標 2-1

取組方針2 暮らしやすい環境づくり 目標 2-2

目標3：“人の交流を育む”まちづくり

取組方針1 歴史、文化、自然など地域の資源をいかしたまちの魅力度向上 目標 3-1

取組方針2 館林都市圏の交流、連携の強化 目標 3-2

【具体的な取組の概要】

全体の取組

(土地利用)

集約型都市構造への転換の推進

目標 1-1

目標 2-2

目標 3-2

地域特性をいかした土地利用の展開

目標 1-2

目標 2-1

目標 3-1

(交通体系)

都市活力と利便性を高めるバランスのとれた交通網の構築

(館林都市圏地域公共交通計画)

目標 2-2

安全で快適な交通環境の形成

(館林都市圏地域公共交通計画)

目標 2-2

(都市環境)

都市施設の効率的な整備と管理

(館林市公共施設等総合管理計画)

目標 2-1

目標 3-2

魅力ある都市景観の形成と風景の維持、継承

(景観条例等の検討)

目標 2-1

目標 3-1

(都市防災)

国土強靱化地域計画に基づく災害に強いまちづくり

(館林市強靱化計画)

目標 1-2

目標 2-1

防災、減災等のための安全なまちづくりの推進

(館林市強靱化計画)

目標 1-2

目標 2-1

市街化区域の取組

(土地利用)

集約型都市構造への転換の推進

目標 1-1

目標 2-2

目標 3-2

- 館林市立地適正化計画
- ウォーカブル都市の推進 等

質の高い居住環境の形成

目標 1-1

目標 2-1

目標 2-2

- 土地区画整理事業の促進
- 空き家等の有効活用 等

地域特性をいかした

土地利用の展開

目標 1-2

目標 2-1

目標 3-1

- 用途地域の見直し等の検討

市街化調整区域の取組

(土地利用)

地域の核の形成

目標 1-2

目標 2-1

- 地区計画制度等の導入の検討
- コミュニティに必要な施設の誘導

地域域特性をいかした

土地利用の展開

目標 1-2

目標 2-1

目標 3-1

- 地域特性をいかした新たな拠点等の検討

第1章
都市計画マスタープランの
位置づけと役割

第2章
館林市の現状と
都市づくりの課題

第3章
全
体
構
想
(市全体の方針)

第4章
地
域
別
構
想
(地域ごとの方針)

第5章
実
現
化
方
策
(マスタープランの実現に向けて)

(2) 計画の実現に向けた仕組

■ 住民、事業者、行政の「協働」によるまちづくり

これからのまちづくりは、館林市第6次総合計画で掲げた将来都市像「里沼の息づく次世代へ安心をつなぐ暮らしやすいまち館林」の実現に向けて、都市計画をはじめ、環境・安全、健康、子育て、産業、福祉、学びなど、まちづくりに係る各分野が、相互に連携を図りながら多様な施策を進めることとなります。また、今後の人口減少の進行や少子高齢化の進展などに伴う市の財政負担の増大などが予測され、まちづくりにおいては、住民や事業者などの果たす役割が重要になり、本市の個性や強みをいかし、特色ある地域の成長を図るためには、官民が連携し、民間の設備投資等と官による基盤整備を一体的に行うことが必要です。

- 将来都市像を実現するため、住民(NPOなどの市民団体を含む)や事業者、行政が、目指す将来都市像や課題を共有し、それぞれの役割に応じて協働しながら、まちづくりを進めます。
- 都市計画マスタープランを実現するためには、様々な分野の多岐にわたる施策と連携する必要があるため、庁内の横断的な連携を図りながらまちづくりを推進します。



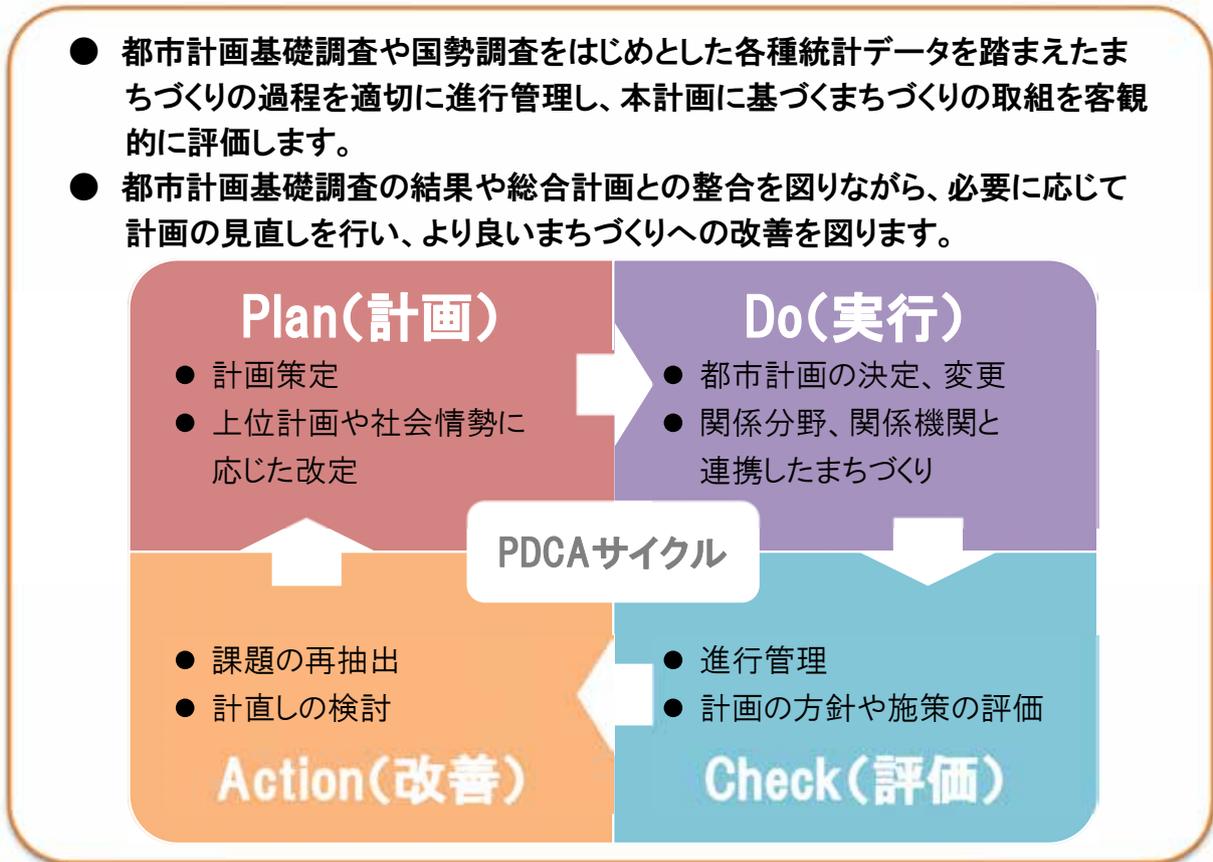
- 住民参加の機会充実
 - ・都市計画の決定、変更などの際に説明会、アンケート調査などを実施し、住民参加の機会の充実を図ります。
- 情報発信と意識啓発
 - ・広報紙、ホームページなどを通じてまちづくりに関する情報発信と意識啓発に取り組みます。
- 住民、事業者などのまちづくり活動の支援
 - ・市民活動推進事業助成金等により、町内会、NPO 法人などの各種団体のまちづくり活動を支援します。
- 都市計画提案制度の活用
 - ・都市計画の決定、変更など地域が自ら提案できる都市計画提案制度に関する情報提供や提案内容への助言などを行い、積極的に活用します。

● 横断的な連携体制のまちづくりの推進(庁内)

・庁内の分野をまたぐ横断的な連携体制の確立を図り、本計画との整合を図りながらまちづくりを推進します。

■ 計画の遂行管理と見直し

- 都市計画基礎調査や国勢調査をはじめとした各種統計データを踏まえたまちづくりの過程を適切に進行管理し、本計画に基づくまちづくりの取組を客観的に評価します。
- 都市計画基礎調査の結果や総合計画との整合を図りながら、必要に応じて計画の見直しを行い、より良いまちづくりへの改善を図ります。



● 都市計画マスタープランの策定、改定 **Plan(計画)**

・上位計画の変更や想定していない社会情勢の変化などが生じた場合には、適宜改定を行います。

● 都市計画の決定、変更 **Do(実行)**

・各種用途地域の指定など、土地利用や建築物などの適切な規制、誘導や具体的な都市整備事業の決定、変更にあたっては、本計画の方針に沿って進めます。

・部門別計画の見直しや、まちづくりの各種事業の実施にあたっては、本計画との整合性を図り、総合的、一体的なまちづくりを進めます。

● 関係機関と調整、連携 **Do(実行)**

・環境、健康、子育て、産業など、分野をまたぐ横断的なまちづくりにおいては、本計画の方針との整合性を図り、各分野の関係者と調整、連携しながら進めます。

● まちづくりの進行管理 **Check(評価)**

・都市計画基礎調査結果等により、本計画の方針や各施策の妥当性の評価などを定期的に行い、まちづくりの過程の進行管理を行います。

● 都市計画マスタープランの見直し **Action(改善)**

・都市計画基礎調査の結果や社会情勢の変化などを踏まえ、総合計画と整合を図りながら、必要に応じて計画の見直しを検討します。

第1章
都市計画マスタープランの
位置づけと役割

第2章
館林市の現状と
都市づくりの課題

第3章
全
体
構
想
(市全体の方針)

第4章
地域別構想
(地域ごとの方針)

第5章
実現化方策
(マスタープランの実現に向けて)

年度	R3(2020)	R4(2021)	R5(2022)	R6(2023)	R7(2024)	R8(2025)
Plan (計画)	計画 改定					
Do (実行)	都市計画の決定、変更 関係機関と調整、連携					
Check (評価)		★都市計画基礎調査 まちづくりの進行管理		★立地適正化 計画見直し		
Action (改善)						

年度	R9(2026)	R10(2027)	R11(2028)	R12(2029)	R13(2030)	R14(2031)
Plan (計画)						
Do (実行)	都市計画の決定、変更 関係機関と調整、連携					
Check (評価)	★都市計画基礎調査 まちづくりの進行管理			★立地適正化 計画見直し	★総合計画 目標年次	★都市計画 まちづくり
Action (改善)			計画の見直しの検討			

年度	R15(2032)	R16(2033)	R17(2034)	R18(2035)	R19(2036)	R20(2037)
Plan (計画)						
Do (実行)	都市計画の決定、変更 関係機関と調整、連携					
Check (評価)	基礎調査 進行管理				★都市計画基礎調査 まちづくりの進行管理	
Action (改善)						

年度	R21(2038)	R22(2039)	R23(2040)	R24(2041)
Plan (計画)			計画 改定	
Do (実行)	都市計画の決定、変更 関係機関と調整、連携			
Check (評価)				
Action (改善)	計画の見直し			

※想定していない社会情勢の変化などが生じた場合には、適宜見直しを行います。

参 考 資 料

(1) 計画の改定経緯

(2) 館林市の都市計画

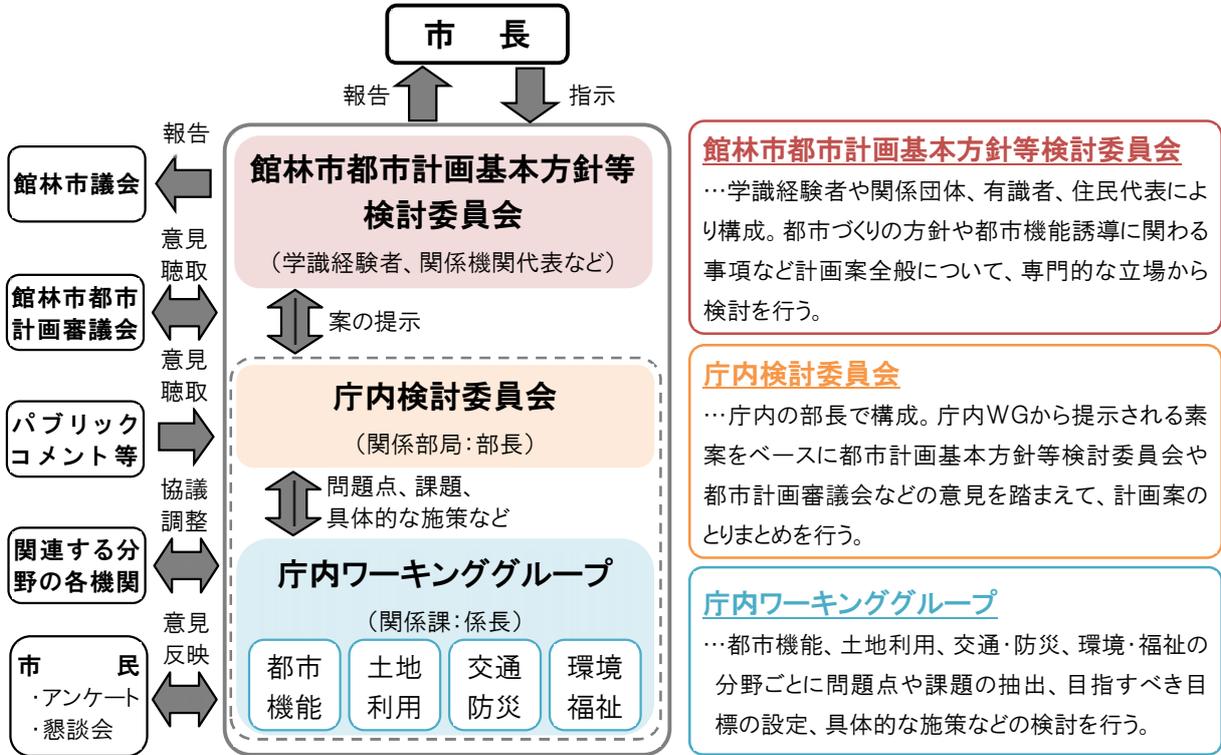
(3) 用語解説

(1) 計画の改定経緯

■ 改定体制

策定にあたり、「館林市都市計画基本方針等検討委員会」を附属機関として設置し、庁内検討委員会、庁内ワーキンググループと連携し、改定案の検討、審議及び関連する分野の各機関との協議、調整を実施しました。

【改定体制】



【館林市都市計画基本方針等検討委員会 委員】

選任区分	部門	所属	氏名
学識経験者	都市計画	埼玉大学大学院理工学研究科	久保田 尚(委員長)
	交通政策	イーグルバス株式会社	坂本 邦宏(副委員長)
	都市計画	明治大学政治経済学部 (都市政策・都市行政)	野澤 千絵
	地域医療・地域包括ケア	館林市邑楽郡医師会	真中 千明
	法律	弁護士	井野口通隆
	商業	館林商工会議所	宮原 祐一郎
関係機関	都市行政	群馬県県土整備部都市計画課	真庭 宣幸
	農業	邑楽館林農業協同組合	川久保 修二
	館林市	館林市都市建設部	村上 実
市民有識者	建築・まちづくり		中村 喬
	高齢者福祉		柴崎 訓江

※館林市都市計画マスタープランの改定については、令和元年7月18日(木)から令和3年3月31日まで

【館林市都市計画基本方針等検討委員会設置条例】

平成28年6月27日条例第27号
改正 平成30年12月12日条例第33号

(設置)

第1条 都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第81条に規定する住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るための計画(以下「立地適正化計画」という。)の作成並びに都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条の2に規定する市町村の都市計画に関する基本的な方針(以下「都市計画マスタープラン」という。)の見直しに当たり、広く専門知識を有する学識経験者等から意見を聴き検討を深めることを目的として、館林市都市計画基本方針等検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は次に掲げる事項を検討し、市長に報告する。

- (1) 立地適正化計画の作成に関する事項
- (2) 都市計画マスタープランの見直しに関する事項
- (3) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員11人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係機関の職員
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、平成33年3月31日までとする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に、委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

4 委員会は、必要に応じて会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、都市建設部都市計画課で処理する。

(報酬)

第8条 委員の報酬は、日額8,300円とする。

2 報酬、費用弁償等の支給方法は、館林市報酬、費用及び実費弁償条例(昭和31年館林市条例第5号)の定めるところによる。

(その他)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。

附 則(平成30年12月12日条例第33号)

この条例は、公布の日から施行する。

■ 改定経緯

年度	年月日	会議名		議事内容
平成30年度	平成31年2月12日(火)～ 平成31年2月24日(日)	住民アンケート		・市内在住の16歳以上の男女3,000名(住民基本台帳より等間隔無作為抽出)
	平成31年2月19日(火)	第6回 ※1	庁内ワーキンググループ	・マスタープラン改定の趣旨 ・計画策定の進め方
令和元年度	令和元年10月11日(金)	第7回	庁内ワーキンググループ	・マスタープラン改定の趣旨 ・計画策定の進め方
	令和元年7月11日(木)	第7回 ※1	庁内検討委員会	・マスタープラン改定の趣旨 ・計画策定の進め方
	令和元年7月18日(木)	第10回 ※1	館林市都市計画 基本方針等検討委員会	・マスタープラン改定の趣旨 ・計画策定の進め方
	令和元年10月7日(月)	第8回	庁内ワーキンググループ	・現況と課題の整理 ・全体構想(基本方針) ・地域別構想(地域設定の検討)
	令和元年10月11日(金)	第8回	庁内検討委員会	・現況と課題の整理 ・全体構想(基本方針) ・地域別構想(地域設定の検討)
	令和元年10月16日(水)	第11回	館林市都市計画 基本方針等検討委員会	・現況と課題の整理 ・全体構想(基本方針) ・地域別構想(地域設定の検討)
	令和元年11月5日(火)～ 令和元年11月29日(金)	第1回	地域別懇談会(8地域)	・マスタープラン改定の趣旨 ・計画策定の進め方 ・現況と課題の整理 ・全体構想 ・地域別の現況
	令和2年1月8日(水)	第9回	庁内ワーキンググループ	・全体構想(分野別基本方針) ・地域別構想(地域別懇談会の報告、地域別の現状と課題の整理)
	令和2年1月22日(金)	第9回	庁内検討委員会	・全体構想(分野別基本方針) ・地域別構想(地域別懇談会の報告、地域別現状と課題の整理)
	令和2年1月31日(金)	第12回	館林市都市計画 基本方針等検討委員会	・全体構想(分野別基本方針) ・地域別構想(地域別懇談会の報告、地域別の現状と課題の整理)
令和2年度	令和2年2月3日(月)～ 令和2年2月13日(木)	第2回	地域別懇談会(8地域)	・地域別構想(地域別まちづくり方針) (案)
	令和2年7月6日(月)	第10回	庁内ワーキンググループ	・地域別構想(地域別まちづくり方針) (案) ・実現化方策
	令和2年7月10日(金)	第10回	庁内検討委員会	・地域別構想(地域別まちづくり方針) (案) ・実現化方策
	令和2年7月28日(火)	第65回	館林市都市計画審議会	・館林市都市計画マスタープラン 中間報告

年度	年月日	会議名		議事内容
令和2年度	令和2年7月30日(木)	第13回	館林市都市計画基本方針等検討委員会 書面開催 ※2	・地域別構想(地域別まちづくり方針)(案) ・実現化方策
	令和2年8月28日(金)	市議会全員協議会		・館林市都市計画マスタープラン中間報告
	令和2年11月20日(金)	第11回	庁内ワーキンググループ	・館林市都市計画マスタープラン(素案)
	令和2年11月20日(金)	第11回	庁内検討委員会	・館林市都市計画マスタープラン(素案)
	令和2年11月30日(月)	第14回	館林市都市計画基本方針等検討委員会 書面開催 ※2	・館林市都市計画マスタープラン(素案)
	令和2年12月1日(火)～ 令和3年1月8日(金)	パブリックコメント		・館林市都市計画マスタープラン(案)
	令和2年12月14日(月)～ 令和2年12月23日(水)	第3回地域別懇談会(8地域) 中止 ※3		・館林市都市計画マスタープラン(案)
	令和3年2月16日(火)	第66回	館林市都市計画審議会	・館林市都市計画マスタープラン(原案)
	令和3年2月19日(金)	第15回	館林市都市計画基本方針等検討委員会 書面開催 ※2	・館林市都市計画マスタープラン(原案)
	令和3年2月26日(金)	市議会全員協議会		・館林市都市計画マスタープラン(原案)
	令和3年3月	館林市都市計画マスタープラン改定		

※1 平成31(2019)年4月に策定した「館林市立地適正化計画」より継続して開催しており、庁内ワーキンググループは第6回、庁内検討委員会は第7回、館林都市計画基本方針等検討委員会は第10回より検討しています。

※2 館林都市計画基本方針等検討委員会の第13、14、15回については、新型コロナウイルス感染症対策として書面の配付によりご意見を頂きました。

※3 第3回地域別懇談会については、新型コロナウイルス感染症対策のため中止とさせて頂き、各公民館での資料の閲覧とさせて頂きました。

(2) 館林市の都市計画

■ 区域区分

市街化区域：1,691ha(27.8%) 市街化調整区域：4,406ha(72.2%)

■ 人口集中地区(平成 27 年)

面積：949ha 人口：39,149人 人口密度：41.2人/ha

■ 用途地域(市街化区域内の構成比%)

第一種低層住居専用地域：230ha(13.6%) 第一種中高層住居専用地域：397ha(23.5%)

第二種中高層住居専用地域：88ha(5.2%) 第一種住居地域：357ha(21.1%)

第二種住居地域：84ha(5.0%)

近隣商業地域：92ha(5.4%) 商業地域：45ha(2.7%)

準工業地域：186ha(11.0%) 工業専用地域：212ha(12.5%)

■ 地区計画

楠地区地区計画：約 9.7ha 野辺地区地区計画：約 18.9ha 大島地区地区計画：約 9.9ha

西部地区地区計画：約 5.4ha 谷田川北部地区地区計画：約 18.8ha

渡瀬南部地区地区計画：約 9.5ha 赤生田地区地区計画：約 9.3ha

■ 風致地区

城沼風致地区：122.36ha 茂林寺風致地区：33.84ha 多々良沼風致地区：123.51ha

■ 特別緑地保全地区

茂林寺特別緑地保全地区：12.0ha

■ 都市施設

▼都市計画道路 26 路線 総延長 61,140m 番号 路線名(基本幅員)

- 3・3・1 南部幹線(25m)、3・3・2 駅西通り線(25m)、3・3・3 青柳広内線(25m)、
- 3・3・4 五号線(23.75m)、3・3・13 東部環状線(25m)、3・3・16 122号線(25m)、
- 3・4・5 板倉館林線(16m)、3・4・6 西部二号線(20m)、3・4・7 西部一号線(16m)、
- 3・4・8 西部三号線(16m)、3・4・9 茂林寺中通り線(16m)、3・4・10 高根大街道線(16m)、
- 3・4・11 中央通り線(20m)、3・4・12 本町通り線(20m)、3・4・14 館林邑楽線(16m)、
- 3・4・15 大手町大街道線(17m)、3・4・17 南部環状線(20m)、3・4・18 館林駅前通り線(20m)、
- 3・4・23 つつじが岡線(20m)、3・4・26 岩田岡里線(16m)、3・4・43 富士原線(16m)、
- 3・5・20 公園入口線(12m)、3・5・21 公園通り線(12m)、3・5・22 富士西線(12m)、
- 3・5・44 学校通り線(13m)、3・5・45 花山線(13m)

▼公園 33 箇所 303.13ha 計画決定 箇所数 面積(供用 箇所数 面積)

街区公園：26箇所 6.13ha(21箇所 4.58ha)、近隣公園：3箇所 4.20ha(2箇所 2.80ha)、
総合公園：3箇所 280.90ha(3箇所 186.98ha)、風致公園：1箇所 11.90ha(1箇所 6.00ha)

※総合公園(多々良沼公園)は邑楽町分を含む

▼緑地 4箇所 1.06ha 計画決定 箇所数 面積(供用 箇所数 面積)

緑地：3箇所 0.29ha(3箇所 0.29ha)、緑道：1箇所 0.77ha(1箇所 0.69ha)

▼下水道 全体計画 2,770ha 事業計画 1,149ha(特定公共下水道 67ha)

※現況 863ha(特定公共下水道 67ha) 普及率 48.5%

汚水管渠幹線：全体計画 58,403m、事業計画 33,490m(特定公共下水道 3,619m)、
現況 31,040m(特定公共下水道 3,619m)

※特定公共下水道処理区域は邑楽町を一部含む(7ha 管渠 641m)

雨水管渠幹線：全体計画 19,945m、事業計画 16,410m、現況 12,203m

ポンプ施設：館林市尾曳汚水中継ポンプ場、館林市高根汚水中継ポンプ場

処理施設：館林市水質管理センター(公共下水道)、館林市近藤処理場(特定公共下水道)

▼その他施設

汚物処理場：館林環境センター(1.25ha 処理能力 100kl/日)

ごみ焼却場：たてばやしクリーンセンター(15,500㎡ 処理能力 50t/24時間×2炉)

市場：館林市総合地方卸売市場(1.97ha)

■市街地開発事業

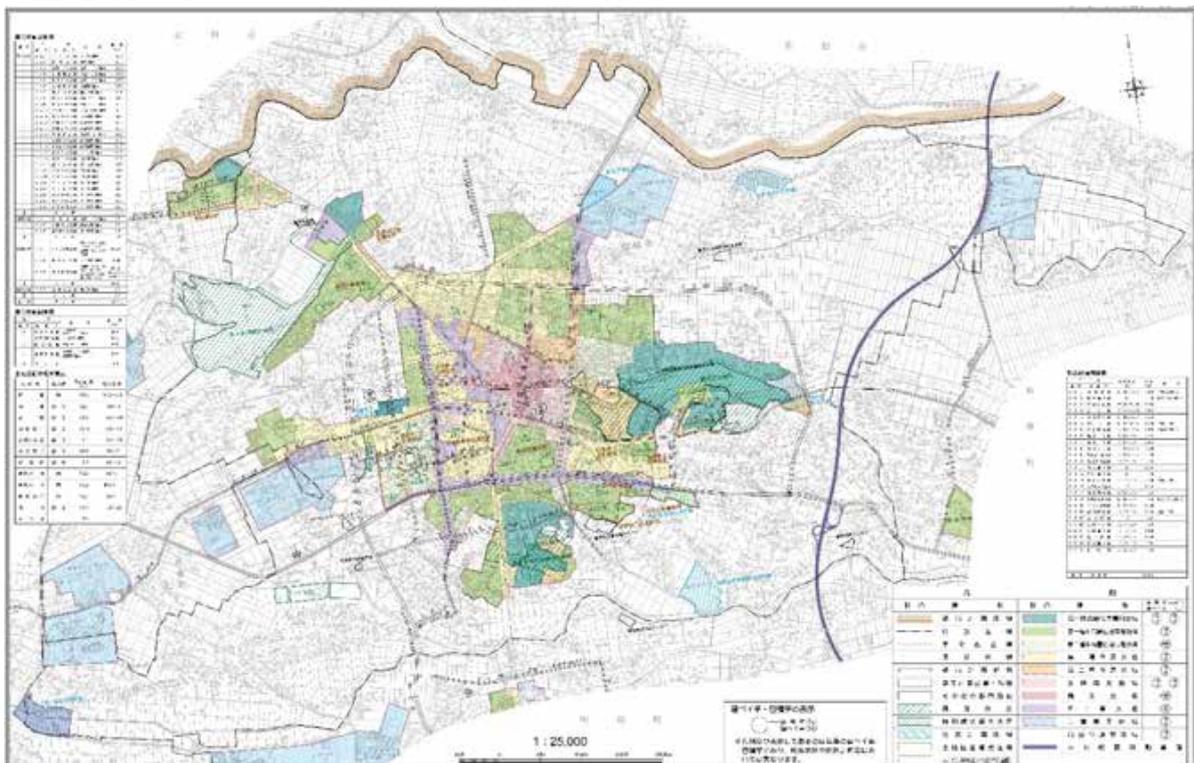
▼土地区画整理事業 11地区 ※施行中 3地区

南部 79.9ha(S37～S51)、高根山神脇 1.6ha(S54～S55)、高根 43.3ha(S51～S58)、
東部第二 11.4ha(S53～S61)、松原東 1.8ha(S61～H1)、東部第三 10.9ha(S56～H6)、
東部 42.7ha(S48～H6)、花山 24.3ha(H11～H23)、西部第一南 73.2ha(S61～R10)、
西部第一中 34.2ha(H1～R9)、西部第二 74.7ha(H11～R14)

▼工業団地造成事業 2地区

鞍掛 118.3ha、館林東部 51.8ha

■都市計画図(平成 29(2017)年 9 月作成)



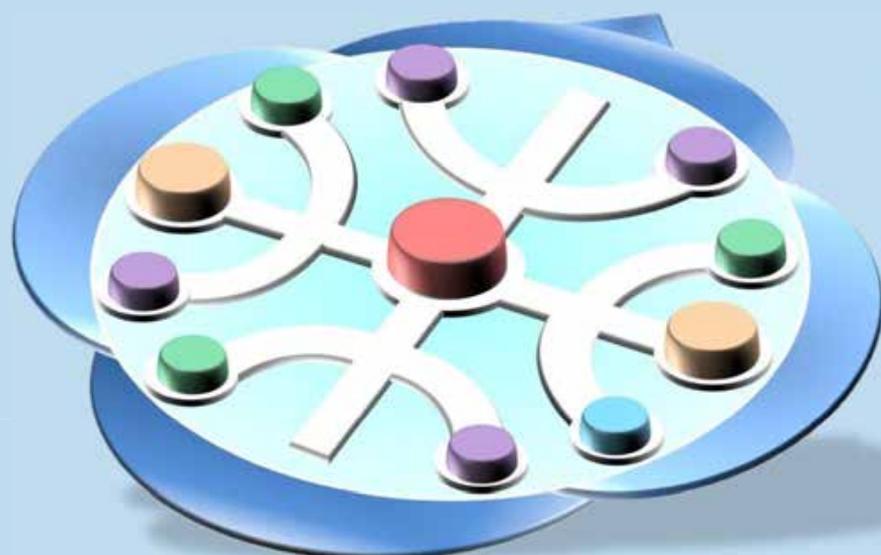
(3) 用語解説

50音	用語	解説
あ行	空き家	人が住んでいない住宅で、長期にわたって不在の住宅などのこと。
	ウォーカブル	“WE DO”～Walkable, Eyelevel, Diversity, Open をキーワードとする「居心地が良く歩きたくなるまちなか」の形成を目指したまちづくりの方向性のこと。
	NPO	「Nonprofit Organization」の略で、民間非営利組織のこと。
	沿道サービス機能	自動車運転者の利用を対象とした、ドライブイン、コンビニエンスストア、ガソリンスタンド等の施設のこと。
か行	幹線道路	本市の都市構造を形成する骨格的な道路のうち、県内各都市間交通、都市内交通等に対処する道路。
	基幹的公共交通	1日30本以上の運行頻度(概ねピーク時片道3本以上に相当)の鉄道路線及びバス路線。
	既存ストック	これまで整備されてきた道路・公園・下水道などの都市基盤施設や住宅・商業施設・業務施設・工業施設などのこと。
	緊急輸送路	地震直後から発生する緊急輸送を円滑に行うための予め指定された道路をいい、一般的に第1次から第3次まで設定されており、市指定の避難所等を結ぶように設定されている。
	交通手段別分担率	人が出かける時にある交通手段を用いた割合。
	高度利用地区	小規模建築物の建築を抑制するとともに建築物の敷地内に有効な空地を確保することにより、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を促進するため、建ぺい率の低減の程度などに応じ、容積率の割増などを定めた地区。
	高齢化率	65歳以上の人口が総人口に占める割合。
	コンパクト・プラス・ネットワーク	人口減少、超高齢社会の中でも、安心、健康、快適に生活ができ、財政面及び経済面においても持続可能な都市を目指すため、日常生活に必要な医療、福祉、商業施設や住居等がまとまって立地し、住民が公共交通によりこれらの施設等にアクセスできるような都市構造のこと。
さ行	市街化区域	都市において、積極的に市街地として開発・整備を行う区域。すでに市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。
	市街化調整区域	都市において、市街化を抑制すべき区域。
	市街地再開発事業	都市再開発法に基づき、市街地内の老朽木造建築物が密集している地区などにおいて、細分化された敷地の統合、不燃化された共同建築物の建築、公園、広場、街路などの公共施設の整備などを行うことにより、都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図る事業。
	指定管理者制度	公の施設の管理や運営を民間事業者、NPO法人等にも認める制度。

50音	用語	解説
さ行	人口集中地区(DID)	国勢調査において、都市的地域の特質を明らかにするため昭和35年から設定された統計上の地域単位で、人口密度の高い基本単位区(原則として40人/ha)が隣接して、その人口が5,000人以上となる地域。
	生産年齢人口	生産活動に従事する年齢の人口(15歳～64歳)。
た行	大規模指定既存集落	開発許可制度における市街化調整区域の一定の条件を満たす指定した区域であり、要件に該当する人が自己用の住宅等を建築することができる。
	館林市第6次総合計画	市が策定するすべての計画の基本となる行政運営の総合的な指針で、令和3年度から令和12年度までの10年間について、まちづくりの基本構想や基本計画をまとめたもの。
	地区計画制度	住民の合意に基づき、既存の他の都市計画を前提に、ある一定のまとまりを持った「地区」を対象に、その地区の実情に合ったよりきめ細かい規制を行う制度。区域の指定された用途地域の規制を、強化、緩和することができ、各街区の整備及び保全を図るもの。
	低未利用地	適正な利用が図られるべき土地であるにもかかわらず、長期間に渡り利用されていない「未利用地」と、周辺地域の利用状況に比べて利用の程度(利用頻度、整備水準、管理状況など)が低い「低利用地」の総称。
	特別用途地区	地区の特性にふさわしい土地利用の増進、環境の保護等の特別の目的の実現を図るため、用途地域の指定を補完して定める地区。
	都市計画基礎調査	都市計画法に定められた都市計画に関する基礎的調査のこと。おおむね5年ごとに、人口規模、市街地の面積、土地利用、交通などについて、現況及び将来の見通しを調査するもの。
	都市機能	商業、行政、保健・医療・福祉、文化などのサービスを提供する機能のこと。
	都市計画区域(館林都市圏)	自然的及び社会的条件、人口、土地利用、交通など一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要がある区域として都市計画法に基づき指定された区域。館林都市計画区域(館林都市圏)は、館林市を中心に板倉町、明和町、千代田町、邑楽町の1市4町で構成される。
	都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	人口、人や物の動き、土地の利用のしかた、公共施設の整備などについて将来の見通しや目標を明らかにし、都市計画の目標や区域区分の有無、土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針等について、都道府県が広域的な視点から定める計画。
	都市計画道路	都市計画において定められる都市施設の一種のことで、自動車専用道路、幹線街路、区画街路、特殊街路の4種類がある。

50音	用語	解説
た行	都市公園	都市計画法第4条第6項に規定する都市計画施設であり、地方公共団体が都市計画区域内に設置する公園または緑地のこと。
	都市構造	人口の配置、市街地の広がりなど都市を形成する物理的な構造で、都市空間の骨組みとなるもの。
	都市的土地利用	主として都市における生活や活動を支えるため、人為的に整備、開発された住宅地、工業用地、事務所・店舗用地、一般道路等による土地利用のこと。
	土地区画整理事業	都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るために行われ、土地の区画形質の変更及び公共施設の新設又は変更に関する事業。
な行	ネットワーク	網状に作られたもの。人や物を網状につなげたシステム。
	年少人口	0～14歳の人口。
は行	パーソントリップ調査	日頃の生活の中で「どのような人が」「どのような目的で」「どこからどこへ」「どのような交通手段で」移動したかなど、「人の1日の動き」を調べるために行われるもの。
	バリアフリー	高齢者や障がい者にとっての障壁となる、段差等の物理的障害が除去された空間や環境のこと。
	ハザードマップ	自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したもの。館林市では、ハザードブックを作成している。
ま行	民間活力	民間企業の持つ効率的な事業運営能力や豊富な資金力。多様化する行政需要に対応するため、民間企業・NPO・住民などの多様な主体の参画・連携を促し、行政と民間との協働により最も効率的に公共サービスの提供を行うための方法として近年様々な取り組みが行われている。
や行	用途地域	住居、商業、工業といった、土地利用における用途の混在を防ぐことを目的とした都市計画法の地域地区のこと。第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域の13種類がある。

TATEBAYASHI Urban Design Master Plan



館林市都市計画マスタープラン

【令和3(2021)年3月】

館林市役所 都市建設部 都市計画課

〒374-8501

群馬県館林市城町1番1号

TEL : 0276-47-5149 FAX : 0276-72-8871